

議定中

一 今般辭職被

聞食候付而は、

朝廷辭官之例ニ倣ひ前内大臣と可被

仰出事、

一 政權返被（返上カ）

聞食候上は、御政務用途之分徳川領地之内ヨリ夫々取

調之上、天下之公論を以御確定可被為

在候事、

右両事件為心得相達候様御沙汰候事、

一六九八ノ二

（中表紙）

一十二月十二日后

京師事情大略」

一十二日迄ノ形勢町飛脚ヨリ申上候通ニ御座候、同日尾

老公二条城御登城ニ而御參

朝ニ而言上之趣、両事件（辭官）領地返献之コト 於慶喜は謹而

御内意之御趣奉拜伏候得共、臣下一同沸騰イタシ、鎮

撫之処実ニ心痛仕候、仍而尾越兩人ヨリ

禁闕ノ下ニ於テ聊ノコトヨリ變動ヲ生候而は、乍恐

主上 御幼弱、殊ニ外夷相迫リ候御甚奉恐入候付、今

晚慶喜会桑ヲ引下坂仕候、右は御伺之上可取計之処、

大罪ハ兩人ニ引請候賦ニ而相決シ候トノ御事ニ而、御

断書并下坂之上ハ早々鎮撫、両事件屹度奏

聞相成候儀ハ御受トノ御紙面ニ通御差出被

聞食置候と被

仰出候事、

一十二日夜中徳川氏会桑ヲ引上下大勢御当地発足、下坂

相成候事、

一下坂之義大ニ謀略有之、華城ニ根拠シ親藩・譜代ヲ語

ラヒ、持重ノ策ヲ以五藩ヲ離間シ、薩ヲ孤立ノ勢ニナ

シ、隠ニ

朝廷ヲ謀リ挽回セントノ蜜計ニ候由、異説紛々タリ、

一十三日第一等・第二等ノ大策確断シテ言上イタシ候様  
岩倉公ヨリ於 宮中御達有之、評議ノ上第二等ニ決シ  
テ及言上候事、

但第一等ハ四藩ノ議論離合ニ抱<sup>(抱)</sup>ラス、薩長ノ兵力ヲ  
以何ク迄も干戈ヲ以

朝廷ヲ奉護シ、成敗ヲ天ニ任セ戦ヲ一凶ニ決スル  
等ノ事、

第二等ハ暫ク尾越ノ周旋ヲ見、徳川氏於大坂鎮定  
ノ上両事件御受、真ニ反正ノ実行挙リ候ハ、寛  
大ノ御処置ヲ以既往ヲ咎メス、議定職ニ而も御採  
用、從而公卿上ニ於テ摂政尹宮等ヲ除ク之外大ニ  
御採用、其余列藩トイヘトモ広ク御用ひ氷炭相合  
シテ

皇国ヲ維持スル等ノコト、

一右兩条ハ九日一挙御定算之通万事

叡断ニ出テ一戦ト相成候上ハ、第一等ニ出ルノ外無之

候得共、八日ヨリ徹夜之

朝議ニ而、九日十字比御退散相成候時宜合ニ而、尾・  
越・芸三公ハ其俣ノ參

朝ニテ容堂公四時比御參、夫ヨリ小御所ノ衆評トナリ、  
越・土公大ニ徳川氏ヲ助、即夜參

朝ヲ被命、御評議席へ被召加度トノ意外ノ御大論、殊  
更土藩<sup>(象二郎)</sup>後藤ナルモノ必死ニ是ヲ扶助シ、殆ト危キニイ  
タル、反正ノ実行挙リ候上ナラテハ御採用不可然云々  
賢クモ

太守公御建言被為在候、尚紛々トシテ不決、御勸考と  
ノコトニテ一旦御開キニ相成、此間後藤ナルモノ頻ニ  
周旋尽力ス、臣等

太守公ヲ奉助碎身シテ是ヲ論破シ、一藩ヲ以漸ク是ヲ  
拒コトヲ得、終ニ尾越公両事件

御内論之趣ヲ奉シ、徳川氏ヲシテ反正ノ実行ヲ挙シム  
ルノ周旋ヲ御受ト相成、再度於

小御所御評議、尾公・越公御受之趣被遂言上タル御都

合ナリ、故ニ第二等ニ出ルニ非サレハイタン方ナシ、  
一十四日土越公参

朝、於小御所御評議席華城ノ情態如何ニヤ、段々付説  
流言被相行、物情騒然、不可謂之変も難凶候得ハ、早  
々周旋ノ功奉リ候様被

思食候云々御詰問ニ而、越公何共恐入仕合ニ御座候、  
家来之者下坂為致置候付、兩日中ニハ報知可有之云々  
御答ニ被及候、

一 同夜後藤ヲ以岩倉公江越土公ヨリ御願之趣於御評議席  
御詰問ニ相成、胸中如割奉存候、就右御内談申上度候  
付御面会申上度云々ト、岩倉公御答ニ、御決定ノ大事  
件一人江御内談トハ御当惑ニ思食候間、御断被成タシ  
ト、後藤叩頭シテ頻ニ乞、不得止御面会之処、越土公  
ヨリ華城一条ニ付而は兎角六ヶ鋪、甚心痛仕候、何卒  
御勘考ハ被為在間鋪ヤト、岩倉公曰ク、以之外ニ被存  
候、既ニ

先帝願命ノ次第も被為在、

当今確断ヲ以被

仰出候一令ニ候ヲ、鎮撫ノ不行届ヲ以被曲候而は所謂

朝令夕改ノ詛、御新政ノ今日ニ当リ必定

皇威不振ノ基ト相成候、大蔵大輔殿ニハ死決ヲ以御受

ニモ被及

朝感伏、必ス成功ノ

奏アランコトヲ今日迄も一同欣慕イタシ候次第ニ候、

然ルニ不存寄御詞ト覚候云々ノ御答ニ閉口ノ由頻内訴

百端、然ラハ從 朝廷断然

御沙汰之外無之ト御答候処、イタシ方ナシトノ向ニテ

引取ノ由、

一 十五日後藤ヨリ岩倉公江兩事件御達之紙面草稿容堂直  
筆ニ而相認候、其趣所領之内ヲ御用途ニ年々差出候様  
可仕云々、此通ナラテハ迎も鎮撫行届不申候間、是非  
此通ニテ 御沙汰相成候様、若御採用無之候ハ、帰国  
御暇之外イタシ方ナキ趣ヲ以奉迫、岩印御答ニ万々左  
様ニハ参兼候、就而容堂殿儀ハ柱石ト 御依頼

思食候、然るニ御採用ナケレハトテ帰国御暇ト申シテ、天下ニ面目アラハ勝手ニ可被致、早々御暇ハ可被下と御突切相成候処、閉口シテ引取、亦々申出候ニハ、容

堂江申聞候処、夫ニテハ相済不申候、左様ナラハ此通

奉願トテ大同小異ノ草稿持参イタシ、是も御同意ニハ不被存候得共、御勘考ノ段御答ニ相成タル由、

一十六日外国御布令一条御評議有之、此方ヨリ草稿差出候モンフランノ一紙ヲ取捨シテ寺島著述イタシ候、御布令、参与一条ハサトローヨリ相通候趣も有之、仍而言上ニ相成

同異論無之とノ事ニ而、岩下佐二右衛門殿・後藤象二郎江外国掛迄も被仰付候、四藩議定職江別段御下問も被為在候処、異存不被為在トノ御答ニ相成候由、

一廿日外国御布令一条御決定、議定職外国掛正三卿・越公之処ニ御治定被為在、今日為御加判五藩被命参朝候処、段々異論相立、越公ハ外国掛も御断、後藤儀も同断、容堂公御建白も有之、終ニ不被相行候、必定徳川氏ヲ憚リ候而ノ事ト被伺候、

一廿二日今日尾老公御下坂御暇御願出、何分及遅引候段

大罪一藩ニ帰シ候、此上ハ下坂仕死生之間ニ立御趣意貫徹、是非成功ヲ

奏セラレ度とノ言上、即夜願之通御暇、廿五日迄ノ期日ヲ以御紙面ニ相成ル、

一廿三日尾老公昨日御暇相成居候処、今日ハ尾・越公ヨリ言上之趣被為在、御一同之御参

朝御願ニ而、惣

御参 内ニ而言上之趣ハ、尾・越共ニ下坂仕必死ノ尽力仕度候付、從

朝廷 御沙汰之 御紙面頂戴仕度云々、尤前条之通之草案ヲ以御願相成候得共、別而

朝議六か鋪及徹夜候、

但是迄於小御所御評議之節ハ、下参与一同列席ニ而候処、此御評議ヨリ越・土公ヨリ言上之旨有之、

列席無之候事、

一廿四日暁天退散、八字比岩倉公ヨリ被召尾・越・土三公ヨリ頻被相迫、後藤從而尽力徳川氏ヲ助ケ、実ニ意

外ノ次第ニ候、今日は何れノ筋御決定ナクテ不叶候間、

御達之御紙面ニ付不可動之儀ヲ決シ、是ヲ以御受難出

来候ハ、最早不得止候ニ付、尾・越周旋ハ差置、

朝命ヲ以断然可被相達趣ヲ以御押切可相成候間、草案

相認差上候様就 御沙汰、左之通ヲ以一字一点も御転

削不被為在様言上差出候、

一 今般辞職被

聞食候付而は、

朝廷辞官之例ニ倣ひ先内大臣ト被

仰出候事、

一 政權返上被

聞食候上は、御政務用途之分徳川領地之内夫々取調之

上、天下之公論ヲ以返上候様可被

仰付候事、

右

朝議被相決御草稿被為調、下参与中一同拝見仕候様御

下ケ相成候、

一 今日越公・尾公御名代成瀬隼人正参 (正忠)

朝、於小御所御評議被為在、右御文字三四字御改被下

度趣大ニ御迫り、左様候上於徳川氏奉違背候得ハ、逆

もイタシ方無之、其上ハタトヒ追討ヲ被命候共不得止

候付、

朝命ノ促ニ可奉畏、親藩ノ義モ夫切ト存候間、其段ハ

御一同様江明白ニ申上置候間、何卒言上通ニ被仰付度、

尤廿五日ヨリ一七日ヲ限り御受可奉申上、若其期日ヲ

相逃レ候ハ、断然

朝命ヲ以追討ヲ被命候共、如何にも 思食通り被成下

度トノ言上ノ由、

一 後藤ニハ内輪ヲ周旋シ、言上通御文面御改被下候上、

若違背仕ニおひてハ是迄は色々申上候得共、徳川氏ヲ

見捨候外無御座候間、最早断シテ追討ノ先鋒可奉願候、

尤伏見巡邏も直様差出可申 巡邏ノ一条ハ伏見江新撰組奉行所  
江入込 段々横行之次第有之、土

芸、長御国江鎮撫ノ為巡邏被仰、国元江も乾泰助等兵隊ヲ取

付候処、土・芸ハ御断申出候由、寄候手筈ニ付、是非奉願通御許容被下度云々、

一右ニ付岩倉公等ハ別而御尽力ニ候得共、議定職中ニお

ひて中山卿始動キ候而、勢不得止左ノ御文面ニ相改候

由、

一辭職之条同

一政權返上被

聞食候上ハ、御政務用途之分徳川領地之内より夫々

取調之上、天下之公論ヲ以御確定可被為在候事、

右為心得相達候様

御沙汰候事、

十二月廿四日

右之通御決定ニ而、越公御受、尾公へ成瀬御受、明廿

五日ヨリ御下坂、一七日ヲ限り 御達相成候旨下参与

中江被

仰聞候事、

一宇和島侯昨日御着京、今日御参之事、

一廿五日尾・越公御下坂之事、

一廿七日五卿御着京、御一同御参

朝之事、

但壬生卿御所勞ニ而御不参、

一今日巳刻ヨリ於日御門前土・芸・長御国調練被遊

観覧候事、

但御国人数千五百人位ニ而、調練も別而ヨロシク、

壯観不可謂、

三条前中納言

〔朱〕「実美」

宇和島少将

〔朱〕「宗城」

右議定職

東久世前少将

〔朱〕「通禧」

右上之参与

学习院儒

中沼了三

長州藩 広沢兵助

〔真臣〕 井上聞多

右下之参与

前書之通被

仰付候

思食ニ付、此段一応

御沙汰候事、

右今晚中御答御申出相成候様御下問ニ付、

御存寄不被為在候旨

太守公ヨリ御答御申出相成候事、

但四藩同様

御下問之事、

一徳川氏下坂后鎮撫之儀ハ扱置、直様伏見江新撰組并ニ

歩兵千人余操出シ、奉行所へ入込ミ横行イタシ、町中

苦情甚鋪、四藩江巡羅ヲ被命、直様御国人数被差出、

長も同断ニ候、然処徳川氏兵士ハ奉行所へ相構へ一人

も外出不致、此方人数ハ所々宿陣ニ而对陣ノ形トナル、

一淀城内江戸川伊豆守一番一連隊千二百人町宿或ハ寺陣、  
廿五百凡而引私候トノ説

一橋本江銃兵三百人位、大砲三四丁、

但西融寺外二ヶ寺江百五十人位ツ、十八日夕方クリ

込ム、

一西之宮江歩兵五百人位、

一兵庫江若州勢千人位、

右之通所々分配シ、殊ニ京師近辺迄戒兵ヲ操出シ候儀

絶言語候次第也、

但必定鎮撫不相調形ヲ見セ、且ハ兵威ヲ示シ庄倒セ

ントノ意ニ出ルナラン、

一紀州勤 王ヲ唱候事、

右は是迄尊幕ヲ主張シ候三浦久太郎・津田某暗殺ニ逢、

死ニイタラスシテ帰国イタシ、正義之論相立、安藤ノ

類等国論ヲ盛返シ、有志之者拳ケラレ、横井次太夫と

申者ナト上京ニテ、追々面会イタシ候処、随分模様ハ

変シ候様子ニ御座候、紀州も此節依

召大坂迄出掛リ候処、称病氣滯坂帰国之御暇願出被免

候、両端ニワタリ候故も不被凶候得共、帰国イタシ候  
得ハ徳川氏之勢ハ与程弱リ候ニ場合ニ御座候、

一彦根も同様勤 王ヲ唱、公卿方へ愁訴歎願之由、

一因州も同断、

右三条実行ヲ御責相成候事、

一備前も大ニ国論変シ、 王師挙リ候得は打テ出候迄ニ

決定之由、

一其余畿内小藩等類ニ

王事ニ勤勞センコトヲ願出候事、

一加州侯上京相成居候処、九日一挙ニ而例之通逃ケ下リ

候コト、

一去ル十二日九門内警衛ハ新古共ニ解兵相成、別段ニ日

御門前土州、御台所御門前御国、南門尾州、朔平御門

前芸州固被仰付、洛中外巡邏被仰付候コト、

一長州蛤御門固被仰付候コト、

一廿三日徳山侯着、廿六日参

朝之コト、

右之通今日迄大略之形情申上候、多少之事實紙上ニ難  
尽御洞察可被下候、已上、

十二月廿八日

大久保一藏

蕨田伝兵衛様

一六九八ノ三

(中表紙) (朱)  
「『慶応三卯十二月』」

朝廷ヨリ

御沙汰書等留

(朱) 『二』 「」

十二月廿日於城中板倉伊賀守ヨリ拜見被仰付候旨にて

(島津久光)  
松平大隅守ヨリ御渡

御奏聞書

臣慶喜不肖之身を以従来奉蒙無流之寵恩、恐感悚戴之至

不奉堪、乍不及夙夜不安寢食苦心焦慮、宇内之形勢を熟

察仕、政權ニ出而万国並立之御国威相輝、広く天下之



公議を尽し、不朽之御基本相立度との微衷ヨリ、祖宗継承之政權を奉歸、同心協力政律御確定有之度、普ク列藩之見込可相尋趣建言仕、猶將軍職御辞退も申上候処、

召之諸侯上京衆議相決候迄是迄之通可相心得旨 御沙汰ニ付、右参着之上ハ同心協力、天下公議輿論を採、大公至平之御規則相立度奉存候外他念無之、鄙哀不空と感戴仕、且夕企望罷在候処、豈料や、

今度臣慶喜顛末之御沙汰無之而已ならず、詰合之列藩衆議たにも無之、俄ニ一兩藩戎装を以

宮闕ニ立入、未曾有之大御変革被

仰出候由ニテ、

先帝ヨリ御遺托被為在候撰政殿下ヲ停職し、旧眷之宮堂

上方を無故擯斥せられ、遽ニ

先朝譴斥之公卿数名を拔擢し、倍臣之輩猥ニ

王府近く徘徊いたし、数千年來之 朝典を汚し、其余之

御旨意柄兼々被

仰出候御沙汰之趣共悉霄壤相反し、実以驚愕之至ニ奉存

候、仮令

聖断ヨリ被為出候御義ニ而も可奉忠練苦、況や当今

御幼冲之

君ニ被為在候折柄、右様之次第ニ立至リ候而は天下之乱

階、万民之塗炭眼前ニも不立、金甌無寡之

皇統も如何被為在候哉と奉悲痛、臣慶喜自今之深憂此事

ニ御座候、殊更外国之交際之義は

皇国一体ニ関仕候不容易事件付、前件之如き

聖断を矯候輩一時之所見を以御所置相成候而は、御信義

被為失、後來

皇国之大書を醸出し候義は必然と別而深憂仕候間、最前

真之

聖意ヨリ被 仰出候御沙汰ニ從天下之公論相決候迄は、

是迄之通取扱罷在候鄙哀之趣御聞置被成下、兼而申上候

通公明正大速ニ天下列藩之被為衆議、正ヲ挙奸を退、

万世不朽之御規則相立、上ハ奉寧

宸襟、下ハ万民安候様仕度、臣慶喜千万懇願之至ニ奉存

候、此段謹而奏聞仕候、

十二月廿日

慶喜

思召候付、兵庫滞留各国公使京地江御呼登相成候間、是迄手続も有之事候得は、各国公使上京候様可申達御沙汰候事、

一大政御執行ニ付而は、外夷事件於

朝廷御所置被遊候は勿論、且重大急務之筋ニ付、此間

中段々

御沙汰茂有之候得共、其廉も未行実ニ一日不可忽之次

第候付、別紙之通徳川内府へ被

仰下候儀ニ御確定候、此段

御沙汰候、併猶所存之趣も候へ、言上可有之事、

但外国事務掛初メ夫々其人体不日可被置候間、是又

心得まで申入候事、

一政權返上被 聞食候上へ、外国交際之儀於

朝廷条約 御取結可被為

在候儀当然ニ候間、百事御治定之上、猶

御談判之品も可有之、差当

王政ニ被為復候御廉御布令被遊度

但来ル十日迄上京候様被

仰出候間、御請之御届早々可申出候、

(徳川慶喜)  
尾張大納言

(松平慶永)  
越前宰相

一 両藩迄御内意之廉徳川内府愈奉行所可致之趣尽力事と被

思食候、従而は両事件上京自身言上へ勿論之儀、其上

参

朝御沙汰ニも可相成候得共、外ニ兼而言上之会・桑帰

国之儀早々及所置候後上京可然、則鎮定之道顯然ニ付、

旁此段取計有之様

御内命候事、

一 今般御沙汰御座候両事件之趣、慶喜へ申聞候処、謹承

仕候旨申出候、此段奉申上候、

十二月

尾張大納言

越前宰相

但長・土・芸等江も同断被

仰出候間、尚申合処置可有之候事、

尾張大納言

越前大藏大輔

様

仁和寺宮為征東將軍御出陣付、人数一小隊急々指出候

御沙汰候事、

薩州

昨日ヨリ今晝ニ至リ坂兵戎服大砲等携、追々伏見表へ  
出張之趣如何之儀候哉、不容易進退其困難被差置は勿  
論候得共、尚前々周旋之筋茂有之、旁右人数早々引私  
候様取計可致候、若不奉候得は不被得止之場合ニ付為  
朝敵ヲ以テ御所置可被為在候事、

西園寺三位中将為鎮撫惣督丹波口へ出張付、急々人数  
一小隊可指出旨

御沙汰候事、

薩州

正月三日

別紙之通尾・越前藩江被

仁和寺宮軍事総裁被

仰出候付而は、坂兵可引取候得共、万一押而登京之儀

仰出候間、御守衛兵士奉指揮進退可致候事、

申立候も難計、其節は穩便<sup>(左)</sup>承接を乍勿論、不得止時機

右之通從

ニ至リ候ハ、別紙

朝廷被

御趣意之次第を以処置可有之候事、

仰出候事、

正月三日

薩州

坂兵出張不容易趣追々言上候付、猶更伏見表防禦筋精

々尽力可有之、尤早々人数相加敵重警衛可致被

仰出候事、

正月

追而長・土・芸ニも同様

仰候事、

右之通從

朝廷被

仰出候事、

正月三日

一思召有之、運送為一助下鴨百姓連日十人宛、上賀茂百

姓連日二十五人宛為人夫罷出候様一社中江被

仰付候間、此段申達候事、

正月六日

但不用之節は尤勝手ニ指揮可致、猶又不足候ハ、可

申出候事、

右之通從

御所被仰渡候事、

一徳川慶喜天下之形勢不得已ヲ察し大政返上、將軍職辭

退相願候付

朝議之上断然被

聞食候処、唯大政返上と申而已ニテ、於

朝廷土地人民御保不被遊候而は、

御聖業難被為立候付、尾・越二藩ヲ以其実効御訊問被

遊候節、於慶喜は奉畏入候得共、麾下并会・桑之者共

承服不仕、万一暴挙可仕哉茂難計候付、只管鎮撫ニ尽

力仕居候旨尾・越ヨリ及言上候間、

朝廷ニは慶喜真ニ恭順ヲ尽し候様被

思召、既往之罪不被為問寛大之御処置可被

仰付候処、豈凶大坂城江引取候は素ヨリ詐謀ニ而、去

ル三日麾下之者ヲ引卒し、剩前ニ御暇被遣候会・桑等

ヲ先鋒トシ、

闕下ヲ奉犯候勢、現在彼ヨリ兵端ヲ開キ候上は、慶喜反状明白、始終奉欺

朝廷候段大逆無道、最早於

朝廷御宥恕之道茂絶果、不被為得已追討被

仰付候、兵端既ニ相開候は速ニ賊徒御平治、万民塗炭

之苦ヲ被為救度

叡慮ニ候間、今般仁和寺宮征討將軍ニ被任候付而は、

是迄偷安怠惰ニ打過、或ハ兩端ヲ抱キ候者ハ勿論、仮

令賊徒ニ從ヒ譜代臣下之者たりトモ、悔悟憤發國家之

為尽忠之志有之輩ハ、依戰功寛大之

思召ニテ御採用可被為在候、此行末徳川家之嘆願之儀

も候得ハ、其筋ニヨリ

御許容可有之候、然ルに此御時節ニ至リ不弁大義賊徒

と謀ヲ通し、或ハ潜居為致候者ハ

朝敵同様嚴刑ニ可処候間、心得違無之様可致候事、

但 征討將軍ヲ置レ候は即時前件号令可被発は勿論候

得共、猶旗下粗暴之徒壅蔽爰ニ至リ候事哉と、彼

是深重之

思召ヲ以 御遅延之処、三日ヨリ今七日ニ至リ坂

兵日々雖敗走、益出兵呉々不被得止、断然本文之

通被

仰出候、各藩陪徒吏卒ニ至迄方向ヲ定メ為天下奉

公可有之候事、

一徳川慶喜麾下并会・桑等之者共承服不仕、只管鎮撫之

為名一端大坂城江引取候は素ヨリ詐謀ニ而、去ル三日

麾下之者を引卒し剩江前ニ御暇被下候会・桑等を先鋒

として、

闕下を奉犯候勢、現在彼ヨリ兵端を開候付速ニ

御追討可被遊

御旨、精細被

仰出趣謹而奉拝承、此段御執奏可被下候、以上、

正月廿日

御官名

一 近衛殿

一条殿

右裏門警衛之事、

但兩三人ツ、之事、

昼之間印鑑にて往来、夜分之儀はメ切候事、

一 此度上京先供途中、偶然之行違ヨリ近畿騒然ニ及候段

ハ不得止場合、素ヨリ奉対

天朝他心等無之段は、兼而御諒知有之通ニ候、併聊た

り共奉脳

宸襟候段深恐入候義ニ付、浪華城ハ尾張前大納言・松

平大藏大輔江相托、謹而東退仕候、以上、

正月

慶喜

右正月七日越藩江華城ヨリ呼出有之、御目付妻木多宮(頼尙)

ヨリ同藩長谷川貫一・岡元晋太郎八幡出陣先鋒隊へ同

八日引合有之候事、

〔中表紙〕(朱)  
一『戊辰』

正月九日以来

朝廷ヨリ

御沙汰書等留」

正月九日

一

右副惣裁、

三條前中納言〔(朱)実美卿〕  
岩倉前中將〔(朱)具視朝臣〕

聖護院宮〔(朱)雄仁親王〕

徳大寺中納言〔(朱)実則卿〕

右議定職

外国事務惣裁

〔(嘉彰親王)〕  
仁和寺宮

外国事務惣督

〔(実美)〕  
三條前中納言

東久世少将（通稱）

岩下佐次右衛門（方平）

後藤象次郎（元暉）

右以

叡慮被

仰出候事、

一

長州

薩州

是迄守護職勤仕中為手当会津江遣置候知行所別紙之趣

ニ候間、兩藩儀は殊ニ頃日連戦彼是

思食之次第も有之候付、右村々積米之分糧米として下

賜候間、速ニ出張所置可致候事、

正月九日

追而兩藩申合取計可致候事、

山城国愛宕郡

同国葛野郡

同国乙訓郡

同国紀伊郡

合式拾八ヶ村略ス、

合高壹万五千五拾壹石五斗壹升五合三才

山城国愛宕郡

同国久世郡

同国綴喜郡

同国相楽郡

河内国交野郡

同国讚良郡

合三拾六ヶ村

合高貳万三千四百五拾八石九斗壹升五合貳夕三才

一

奥州会津

勢州桑名

讚州高松

予州松山

備中松山

上総大田喜

右慶喜同意叛逆顯然候間、悉屋敷召上残兵追放被仰出候事、

但残兵敵地まで可相送事、

若州小浜 (朱) 一十万石  
酒井若狭守忠氏

濃州大垣 (朱) 一十万石 (女久、氏共)  
戸田采正正

志州鳥羽 (朱) 三万石  
稻垣平右衛門長和

丹後宮津 (朱) 七万石  
松平伊予守宗武

一日州延岡 (朱) 七万石  
内藤備後守政举

右御不審之次第有之候付被止入京候事、

正月十日

徳川慶喜

奥州会津 (朱) 廿八万石  
松平肥後守容保

勢州桑名 (朱) 十一万石  
松平越中守定敬

讃州高松 (朱) 十二万石  
松平讃岐守頼聡

予州松山 (朱) 十五万石  
松平隠岐守勝成

備中松山 (朱) 一五万石  
老中板倉伊賀守勝静

上総大田喜 (朱) 二万石  
若年寄松平豊前守正質

若年寄

永井玄蕃頭 (尚志)

同並

平山図書頭 (朱) 敬忠

同

竹中丹後守 (朱) 重固

塚原但馬守 (昌勢)

大目付

戸川伊豆守 (朱) 安愛

松平大隅守 (信敏)

目付

新見相模守 (正典)

設楽備中守 (能棟)

榎木对馬守 (道重)

牧野土佐守 (成行)



岡部肥前守（家次）

大久保主膳正

小栗下総守（朱、政寧力）  
「正寧」

星野豊後守（成美）

高力主計頭（忠良）

小笠原河内守（伊勢守力、長功）

大久保筑後守（忠直）

大久保能登守（教寛）

戸田備後守（肥後守力、勝徳）

室賀甲斐守（正容）

右今度慶喜奉欺

天朝反状明白、既兵端を開候付追討被

仰出候、依之右之輩随従于賊徒反状顯然候間、被止官

位候事、

右之通従

朝廷被

仰出候事、

正月十日

高松

松山

大垣（朱）  
「戸田」

姫路（朱）  
「酒井雅楽頭忠績」

右四藩従来奉軽蔑

天朝儀不少候処、剩今度慶喜反逆ニ与力し、官軍ニ敵

候段大逆無道、依之征伐之師被指向候事、

正月十日

別紙四藩征伐之砌早兵を退伏罪いたし候節は、十分寛

典処置可致候事、

別紙之通於大坂従

征討將軍宮被仰渡候事、

正月十二日

一 薩摩少将

御用之儀候間、明十二日午半刻参 朝可有之事、

正月十一日

追而別段御用之儀候間、所勞候共被扶押而參  
朝可有之候事、

薩藩

戰死人江

薩摩少將

一  
今日午半刻

御用之儀、衣冠ニ而參

朝可有之候事、

一  
今度兵革其藩士之輩殉國戰死者共具ニ達  
天聰、被為槍 叡情候条不殘、宜厚其葬礼恤其親眷、  
慰忠魂于九原之下、依之營弁之賞賜金五百兩候、藩主  
ヨリ可頒と之旨  
御沙汰候事、

正月十二日

但シ設一社聚其忠魂、永可被命祭祀

薩摩少將江

思召候事、

一  
其藩事積年抱勤 王之志勲勞不少候処、応 召登京

一  
若州小浜(米)「酒井」

朝議之旨速ニ奉行、彼是周旋遂ニ使 王道復前古、殊

濃州大垣(米)「戸田」

ニは去三日逆賊突然北上之砌、於伏見表防禦、其後連

右は是迄御不審之次第有之候付被止入京候処、謝罪之

戦処々ニ追撃、軍威盛ナルコト実ニ前古ニ不愧也、而

道追々相立、今度賊徒追伐被

テ遂ニ巨魁慶喜落胆捨浪華城遁去之趣達

仰出、鎮撫使御発し相成候付、北陸・東山二道之先鋒

宸聽、天感不斜候、愈以励兵勢屠其巢穴、可耀

兩藩江被仰付、成功之後別段

皇軍稜威於内外候、依之

思召可被為在義ニ候間、其旨可相心得様

御劍一振即今恩賞迄ニ下賜候旨

御沙汰候事、

御沙汰候事、

正月十三日

一今度薩長連戦軍費夥敷段

御洞察被為

在、此迄守護職為御手当会津江被下置候粮米千石、御付立之前以両藩へ可被下旨、重畳難有次第ニ付、尖ニ相納可仕候処、以往之御為筋を熟考仕候得は

朝權御収許相成候上は

御兵備十分ニ被為整度、就而は

禁兵御募聚、軍艦御購入等誠ニ御急務ニ御座候故、今

日籍没之国力は不残

御兵備之御用度ニ被為

充度、依之粮米両藩江被下置候儀は御断申上候、尤此

後軍費

闕乏之節拝借申出候儀は可有之候、此段被

聞食届候様奉頼候、以上、

長州宰相内

正月十四日

薩摩少将内

寺田暢三  
内田仲之助

一六九八ノ五

〔中表紙〕

〔辰〕正月十三日以来

朝廷ヨリ

御沙汰書等留

一朝廷御一新之折柄、撰閱御廢絶且被為止參

朝、深被為恐入、流弊

御洗除之外無之、其以来

御謹慎被成候而已にて、勤

王之御実行茂無之、御不本意之御事ニ候処、去三日以

来不容易御時勢ニ付、何卒御手勤之御儀被為立度種々

御苦慮被成候得共、余事

御力ニも難被能候処、幸此御方余時御手当之為於御領

下累年被積置候御米有之候付、官軍粮糧之御一端ニも

御取用ニ相成候へ、深被為畏入候被成度御事ニ有之

候、右は頃日被止

朝参有之候御事故、御直猷之儀ハ尤被為恐入候儀、於其御方様ニ不外御間柄、且幸議定職御奉務之折柄も有之候得は、右徴士之趣深御察被進、其御方様より御備献何卒速ニ御受納相成候様御取成被進候ハ、深々御畏悦之御事有之候間、前件之御趣意厚御汲取被進、御取扱之程只管御頼被成候事、

(付箋)  
「正月三日ヨリ」

近衛様御内

木村摂津介

### 会盟

- 一 列侯會議を興し、万機公論ニ決スヘシ、
- 一 官武一途庶民ニ至るまで各其志を遂ケ、人心をして倦マさらしむるを欲ス、
- 一 上下心を一にし、盛ニ經綸を行ふヘシ、
- 一 智誠ヲ世界に求メ大ニ 皇基を振起すヘシ、
- 一 徴士期限を以賢才ニ譲るヘシ、
- 右等之御趣意可被

仰出哉、且会盟相立候処ニ而大赦之令可被仰出哉、

一 列侯会盟之式、

一 列藩巡見使之式

三 職分課

総裁宮

万機ヲ総裁シ、一切之事務ヲ決ス、

議定 宮 公卿 諸侯

内国事務総督

外国事務総督

海陸軍務総督

會計事務総督

刑法律務総督

制度寮総督

神祇官総督

参与公卿 徴士

内国事務掛

外国事務掛

海陸軍務掛

會計事務掛

刑法事務掛

制度寮掛

神祇官掛

右分課職掌書致大答

徴士無定員

諸藩士及都鄙有才之者撰挙擢拔参与ニ任ス、則議事官  
タリ、下之議事所ニ在リ、又分課ニ依テ其課之掛トナ  
ル者其事ヲ専務ス、

撰挙之法公議ニ執リ拔擢セラル、則徴士と命ス、在職  
四年定テ退ク、広ク賢才ニ譲るヲ要トス、若其人当器  
退クベカラサル者ハ又四年ヲ延ヘ、在職八年トス、

大藩三員  
中藩二員  
小藩一員

諸藩士其主之撰ニ任セ、下之議事所江差出ス者ヲ貢士

トス、則議事ニより輿論公議ヲ執ルヲ旨トス、貢士  
定員アツテ年限ナシ、其主ノ進退スル処ニ任ス、又其  
人ノ才能ニ因テ徴士撰挙スヘシ、

一外国之儀は

先帝多年之

宸憂ニ被為在候処、幕府従来之失錯ニより因循今日至  
リ候折柄、世態大ニ一変シ、大勢誠ニ不被為得止、此  
度

朝議之上断然和親条約被為取結候、就而は上下一致疑  
惑ヲ不生、大ニ兵備ヲ充実シ、国威ヲ海外万国ニ光輝  
セシメ

祖宗

先帝之神靈对答可被遊

叡慮ニ候間、天下列藩士民ニ至迄此旨ヲ奉戴、心力ヲ  
尽シ勉勵可有之候事、

但

此迄於幕府取結之条約之中弊害有之候件々、利害  
得失公議之上御改革可被為有候、猶外国交際之儀

は宇内之公法ヲ以取扱可有之候間、此段相心得可

申事、

一 九条左大臣(朱)「道孝公」

大炊御門右大臣(朱)「家信公」

一条前右大臣(朱)「実良公」

広幡内大臣(朱)「忠礼公」

日野大納言(朱)「資宗卿」

葉室大納言(朱)「長順卿」

一時被止参

朝可被及

御沙汰筋も有之候処、大政

御一新且

御元服大礼被為行候旁、自今出仕可有之被

仰出候事、

但

日野・葉室等辞官并本番所小番御免列之儀申達候事、

一 近衛前左大臣(朱)「忠熙公」

近衛新前左大臣(朱)「忠房公」

鷹司前右大臣(朱)「輔熙公」

徳大寺前右大臣(朱)「公純公」

六条中納言(朱)「有容卿」

頃年逆賊慶喜并奸吏会・桑等之申請ニ随ひ、失

朝威件々不少、屹度

御糺明も可被

仰付候得共、此度大政

御一新且

御元服大礼被為行候、旁格別之以

思召被宥恕参

朝被 免候事、

内

六条辞官本番所小番御免列申達候事、

飛鳥井大納言(朱)「雅典卿」

広橋大納言(朱)「胤保卿」

野宮中納言(朱)「定功卿」

久世前宰相中将(朱)「通熙卿」

頃年来賊慶喜并奸吏等企望ニ任セ万端行横道、蔑

朝憲營私利候件々、不容易次第、嚴重可被

仰付之処、大政

御一新折柄、今般

御元服大礼被為行候旁、格別厚

御憐愍ヲ以自今參

朝被 免候事、

但辞官并本番所小番御免列之儀申達候事、

一 柳原 大納言(朱)「光愛卿」

頃年来賊慶喜并奸吏之処分ニ随ひ

朝儀を誤リ候件々は勿論、或は正義ヲ唱へ驥味タル心

底、全營私利候所業其罪不輕、屹度嚴重ニ可被

仰付之処、大政

御一新今度

御元服大礼被為行候折柄、格別厚

御憐愍ヲ以、自今參

朝被 免候事、

但 辞官本番所小番御免列之事申達候事、

一 豊岡 大藏卿(朱)「隨資卿」

始終趨走于權門以私心破公議、且利欲之心不少、彼是

御不審之筋も有之、旁屹度

御糺明可有之処、大政

御一新、今度

御元服大礼被為行候折柄、格別厚

御憐愍ヲ以、自今參

朝被 免候事、

但 辞官本番所參

勤之事、

一 伏原 三位(朱)「宣諭卿」

裏 辻 中 将(朱)「公愛朝臣」

員外之身トシテ漫リニ要路ニ交通シ、大臣ヲ愚弄シ、

私利ヲ恣ニ為ノ条、其罪不輕、屹度可被訴極刑之処、

大政

御一新、且今度

御元服大礼被為行折柄、格別厚

御憐愍ヲ、自今參

朝被 免候事、

但伏原本番所參勤、裏辻辞官之事、

一今般

朝政御一新之御場合、今十五日

御元服之御大礼被為行、御仁恤之

聖慮を以天下無罪之域ニ被遊度候間、是迄有罪不可容

者ト雖、

朝敵ヲ除之外一切大赦被

仰 出候、於国々も不漏様施行可有之候、尤向後弥以

賞罰蔽明ニ被遊候付、厚

御趣意を体認致し行届候様可仕旨

御沙汰候事、

正月十五日

別紙三通之通被

仰出候、仍申達候事、

正月十七日

荒川〔朱〕以下同シ甚〔尾張〕〔尾崎〕〔長知〕作〔同〕丹羽〔賢〕淳太郎〔同〕田中国〔不〕之助〔二〕

田宮〔同〕如雲〔駕〕林〔同〕右衛門〔土〕後藤象二〔元〕郎〔主〕

福岡〔土〕藤次〔孝〕神山〔左〕佐衛門〔多〕中江雪江〔越〕

酒井十之丞〔同〕毛受鹿之助〔同〕三岡八郎〔由〕

岩下佐次右衛門〔分〕西郷吉之助〔陸〕大久保一蔵〔利〕

辻〔安〕将曹〔維〕桜井与四郎〔元〕大久保平司〔同〕

溝口孤雲〔真〕津田山三郎〔肥〕相記典膳〔同〕

土倉修理之助〔正〕牧野権六郎〔成〕山田一郎左衛門〔柳〕

広沢兵助〔長〕井上聞多〔真〕十時撰津〔真〕

小原二兵衛〔鉄〕中沼了三〔之〕

一海陸軍務総督

仁和寺宮〔嘉〕

岩倉前中将〔具〕

薩摩少将〔島〕

一海陸軍務総督被



仰付候事、

岩下佐次右衛門

西郷吉之助

大久保一藏

右今度可為徵士被

仰付候事、

一 昨日海陸軍総督之奉蒙命、愈武門之冥加不過之難有御受可仕儀御座候得共、得と熟考仕候処、兵馬之権不容易

皇国之大事件ニ御座候得は、若年不材之者全く其任ニ不当、只員ニ備候而已ニ而は

朝廷之御失体、深奉恐入候付、何卒御断申上度御座候間、宜敷御執

奏 奉頼候、以上、

正月十八日 御官名

一 西郷吉之助

右は先達而参与被

仰付、且今度可為徵士被

仰付候旨

御沙汰相成候得共、吉之助儀手許差支之儀茂有之候付、相当之者不日為交代差出可申候間、何卒御免被仰付被

下度奉願候、此段宜御執

奏 奉頼候、以上、

正月十八日 御官名

一 (米)山陰奉行一万石(米) 戸田大和守「忠至」

参与職

會計事務掛被

仰付候事、

右之通被

仰 出候、仍申入候、御廻覽後可返給候也、

正月二十日参与

(徳川慶勝) 尾張大納言殿

(松平慶永) 越前宰相殿

(山内豊信) 土佐前少将殿

御官名

(後野茂繼)

安芸少将殿

(伊達宗徳)

宇和島少将殿

(護心)

細川右京大夫殿

三職分課

総裁

有栖川帥宮(朱)「熾仁親王」

副総裁

兼外国事務総督

三条前中納言(朱)「実美卿」

兼海陸軍務會計

岩倉前中將(朱)「具視朝臣」

神祇事務総督

有栖川中務卿宮(朱)「熾仁親王」

中山前大納言(朱)「忠能卿」

白川三位(朱)「資訓王」

同掛 六人部(是變)雅楽

樹下石見守(成國)

谷森内舍人(善臣)

内国事務総督

正親町三条前大納言(朱)「実愛卿」

徳大寺中納言(朱)「実則卿」

越前大蔵大輔(朱)「慶永卿」

土佐前少将(朱)「豊信朝臣」

辻将曹(朱)「芸」

大久保一蔵(朱)「尾」

田宮如雲(朱)「長」

広沢兵助(朱)「主」

神山左多衛(朱)「越」

中根雪江(朱)

外国事務総督

山階宮(朱)「晃親王」

三条前中納言(朱)「実美卿」

東久世前少将(朱)通禮朝臣

宇和島少将(朱)宗城朝臣

同掛(朱)土後藤象二郎

岩下佐次右衛門

海陸軍務総督

仁和寺宮(朱)嘉彰親王

岩倉前中将(朱)具視朝臣

御官名

同掛(朱)長広沢兵助

西郷吉之助

會計事務総督

中御門中納言(朱)經之卿

岩倉前中将(朱)具視朝臣

安芸少将(朱)茂勲朝臣

西四辻大夫(朱)公業

同掛兼制度掛

(朱)越三岡八郎

小原仁衛(二兵衛、忠寛)

刑法事務総督

長谷三(朱)位信篤卿

細川右京大夫

同掛(朱)柳川十時撰津

(朱)肥後津田山三郎

(朱)制度寮総督

(朱)万里小路右大弁宰相博房卿

同掛(朱)土福岡藤次

(朱)尾田中国之助

(朱)越三岡八郎

別紙之通被

仰出候間、為心得申入候、御廻覽可返給候也、

正月十九日参与

七藩宛略ス

一 每日巳ノ刻出勤、申ノ刻退出、

一 一六ノ日休、

一 議事之体総裁ヲ始下参与迄総而出席無之向ハ不相預次  
官ニテ可決事、

一 毎日巳ノ半刻ヨリ議事相始メ可申事、

右之通総裁官被

命候、仍申入候也、

正月廿一日

博房

七藩宛略ス

(朱) 御付紙

願面之趣無余儀事故承届候、往来番所ニは可相達候得共、

及遅延候其藩ヨリ直ニ相届可無致通行事、」

此度戦争ニ付手負之者夥敷御座候処、療医砲瘡未不精

処より追々及死亡候者不少、実ニ不被忍次第二御座候、

就而は其術を究治養方穿鑿仕候折柄、兵庫滞在英国熟

練之医師頼入申度無拠為致相談候処、人命ニ相抱候儀

不容易事候付、速ニ可差遣旨致許諾候付、当邸江召呼

療治相加度御座候間、何卒入京御免被仰付被下候様宜

敷御執

奏 奉頼候、以上、

正月廿四日

御官名

一 醍醐大納言(朱)「忠順卿」

参与職内事務掛大坂鎮台被

仰付候間、此旨相達候事、

正月廿三日

一 久我中納言(朱)「通久卿」

今般為大和国鎮台下向被

仰付候付而は、近々下向被致候、此旨相達候事、

正月廿三日

一 東久世前少将(朱)「通權朝臣」

被 免參謀兵庫港鎮台被

仰付候間、此旨相達候事、

正月廿三日

一 宇和島少将(朱)「宗城朝臣」

外国事務兼

大坂鎮台被

仰付候間、此旨相達候事、

正月廿三日

一 苞苴私謁之儀は古賢之誠モ有之、誰彼之所知ニ候得共、

弊政御一洗之今日従前之頽風ヲ襲ひ、賄賂ヲ以役人江

及囑託候輩於有之は、固不可然事ニ候、自然右様之儀

被行候而は自ら依怙鼻眞之取計ニも及候、無偏無党公

平之御政道ヲ破ニも立至り可申大事ニ候間、以来金弊

は勿論、瑣屑之音物タリ共堅可為停止、万一不慎法令

蜜々ニ餽受候者有之、其儀相知候ハ、双方共屹度可被

及御沙汰候事、

右之通被

仰 出候、仍而早々申入候、御廻覧可返給候也、

山階宮

仁和寺宮

聖護院宮

中山前大納言殿

正親町三条前大納言殿

徳大寺中納言殿

中御門中納言殿 長谷三位殿

尾張大納言殿 越前宰相殿

土佐前少将殿 御名

安芸少将殿 宇和島少将殿

細川右京大夫殿

一 備中足守 (朱)「二万五千石」 木下備中守 (朱)「利安」

一同 岡田 (朱)「一万石」 伊東播磨守 (朱)「長寿」

一同 庭瀬 (朱)「一万石」 板倉摂津守 (朱)「勝弘」

一同 浅尾 (朱)「一万石」 蒔田相模守 (朱)「広孝」

一同 撫川 (朱)「五千石」 戸川主馬助 (朱)「達敏」

一 高松 (朱)「六千石」 花房近江守 (補力)

一 三須 蒔田鐵太郎 (広孝力)

右藩共兼而依頼之儀申出居申候処、今般徳川慶喜反状

明白追討被

仰 出候付而は、猶又大然相尋候処、孰茂主人留守中

候得共、在所家来共ニ於てハ主人従来之趣意を守り、

勤

王之外無他事之旨申出候付、実効之為人數為差出松山  
征討手ニ相加、或は非常為取締出張為致候、此旨御

執

奏 奉希候、以上、

正月廿三日

備前少将(朱)「茂政」

一 華 頂 宮(朱)「尊秀親王」

會計事務総督被

仰 出候事、

一 (伊達宗城)  
宇和島少将

可為撰州鎮台被

仰 出候事、

兼職 外国事務総督

一 (島津忠義)  
薩摩少将

自分被

免襖候事、

一 薩州江

思召有之、金二万兩被

下之候事、

正月廿四日

右之通從

朝廷被 仰渡候事、

慶応四年戊辰正月十五日於兵庫東久世前少将(通體)殿在留六ヶ  
国ノ公使ト御応接之書取

勅使曰ク、今日ハ 天皇ヨリ各国江布告ノ為ニ参リタリ、  
右御演舌アリテ御布告ヲ各国公使等ニ渡サル、

仏公使曰ク、仏公使ハ日本ニ在留スルコト尤モ多年ナル  
ヲ以テ、各国公使ニ代リ応接ヲ演舌センコトヲ願フ、乃  
曰ク、自今 天皇御国政ヲ執リ、御全国治平ニ及バ、各  
国共ニ悦フ所ナリ、

勅使答テ曰ク、 天皇親ラ国政ヲ裁スルニ於テ、(固)因ヨリ  
全国信服スルハ(論之)論ナキナリ、

各国公使曰ク、 天皇親ラ政權ヲ執ルノ以後、其政令既

ニ全国及ビシヤ亦有司ニ命シ、外国事務ヲ司ラシム、何人カ其任ヲ得タルヤ、

勅使曰ク、仁和寺宮外国事務総裁ヲ蒙リ、其余京師於テモ其ノ任ヲ蒙ルモノアリ、且ツ政令ノコトハ近日徳川慶喜反逆ノ次第アリテ、未タ政令ヲ全国ニ布クニ至ザレトモ、不日ニ追討平定セン、

此間ニ外国事務掛リノ公卿諸侯等ノ姓名ヲ達ス、各公使曰ク、御布告ノ文ニ徳川氏政權ヲ返ス云々ト云フ、然ルニ今勅使ノ言ニ曰ク、徳川慶喜反逆云々、然ルニ今日猶ヲ内乱中ナルヤ、

勅使曰ク、慶喜江戸ニ帰り罪ヲ待ツト云フ、然ルニ未タ其ノ服従スルノ状ヲ見ズ、各公使曰ク、徳川慶喜江戸ニアリ罪ヲ待ツト云フ、然ルニ猶ヲ征討セラル、ヤ、

勅使曰ク、今現ニ使節江戸ニ遣ス、而ルニ未タ其ノ返答ヲ得ズ、

各公使曰ク、今日指当リ此地ニ一事件アリ、其訳ハ先日

備前侯ノ家臣途中云々ノコトアリ、故ニ不得止事各国兵士ヲ出シ警固シテ安全ヲ図ル、此ハ惣体ノ規則ニモナケ

レドモ、止ヲ得ザルノ事ナレバ、此ノ所置ハ如何ナルヤ、勅使曰、以後日本政府ヨリ当地ノ警衛ス可シ、各公使曰、政府ヨリ御警衛アレバ如何様ノ事件起リテモ政府ニ引受ラル、ヤ、

勅使曰ク、固ナリ、又曰ク、今日布告ノ勅書ハ直ニ各ノ本国帝王臣人ニ布告セラル、ヤ、各公使曰、唯今御尋ノ一条ハ追テ貴答可致ナレド、前々云フ備前ノコトハ猥リニ外国人江乱防云々、以後 天皇御親政ノコトナレバ必ズ政府ニ於テ御所置ニナルヤ、

勅使曰ク、固然、各公使曰ク、備前乱妨ノ事ニ及バ談ズルモ怒リ堪ザル次第ナリ、況ヤ各国公使ニ対シ鉤発ノ事情等、全文明ノ国ニ於テ有ル可カラザルコトナリ、

勅使曰、此ノ所置ハ各国ノ公論ニ任シ、（在カ）且ツ 天皇ノ親

裁ヲモ受ク可シ、

各公使曰、備前妨乱所業ハ下賤ノ者ノ作業ニモ非ス、乃チ一大諸侯ノ大臣自ラスルコトナレハ、今ハ外国守固ノ兵ヲ解クノ後日本政<sup>（府脱カ）</sup>ノ守衛ヲ得レバ、決テ右様ノ乱妨ノコト有ル間鋪哉、

勅使曰、今日当所警衛ノ事薩長兩國ニ命ズ、以後右様ノ義決テ有ル可カラズ、

此間ニ薩長江命セラレタル御書付ヲ各国公使ニ見セル、

各公使曰ク、然ハ自後如何様ノコト出来スルトモ、天

皇ノ政府ニ於テ御引受ナルヤ、

勅使曰ク、然リ、

各公使曰ク、此六人ハ六國ノ公使ナレバ、貴國ト和親交信センコト幸甚ナレトモ、自後若シ御違約等ノ事アレハ

大ニ貴國ノ大事ニ及ハン、

勅使曰、固ナリ、然トモ今日談判スル処ハ特ニ兵庫港ノミニ就テ云フノミ、横浜其余ノ諸港ハ未タ政令ノ行レ難

モアラン、併シ是等モ不日ニ天皇ノ政府ニ歸スルヤウアル可シ、

各公使曰、固ヨリ当今天皇御政令ノ行ハル、ノ土地ニ就テ云フナリ、

又曰ク、今日薩侯・長侯ニ当地ノ警衛ヲ命セラレタルコトヲ市中村中ニ触ラレタシ、且ツ備前乱妨ノコトハ各国ノ公論ヲ受ケ、天皇ノ親答アル可キノ仰セナレバ、唯今直ニ口舌ヲ以テ申シ演難シ、近日ノ中熟考ノ上書取ヲ以テ申シ上ク可シ、

勅使曰ク、諾、

又曰、以後薩長兩藩ヲ以テ当地ヲ警衛スレバ、外国人ノ安全ハ勿論ノコトナレバ、願クハ当地在留ノ外国人ヨリ

モ日本人ニ対シ乱妨ナキヤウ各ヨリ達セラレタシ、

各公使皆曰、早速相達ス可シ、

勅使曰、近日日本諸侯ノ蒸氣船六艘ヲ外国江取押ラレタルノ事ハ如何ノ所置ナルヤ、

各公使曰ク、先日備前乱妨ノ砌ハ未タ政府ノ御布告モナ



キ間ナレバ、先ツ右之船ヲ引留置タリ、併シ今日ヨリ万事政府ニ御引受トナレバ、早速夫々返却ス可シ、

又曰、東久世卿ニ兩三日間ハ当地ニ在留致サル、コトヲ願フ、其訳ハ各人ヲシテ安心セシメン為ナリ、

勅使曰、諾、猶此地全權ノ者交代スルマテハ滞在ス可シ、各公使曰、先日ヨリ各国ノ公使・商人大坂ニ滞在スル処、彼地ノ變ニヨリテ此所ニ来ル、然ルニ当所ニハ在留ノ家モ無之、故ニ速ニ帰坂センコトヲ願フ、猶再ヒ御案内ヲ待ツ可キヤ、

勅使曰、彼地モ未タ混雜相止マラザル中ノ事ナレバ、追テ此方ヨリ案内ス可シ、

各公使曰、然ハ御案内マデ待ツベシ、然レトモ帰坂之上ハ当地同様御守衛等アルヘキヤ、

勅使曰、諾然リ、

各公使曰、先刻ノ御談判ノ政令未タ行ハレザル開港ノ諸港ハ、何等ノ土地ナルヤ、

勅使曰、横浜・長崎・館館ノ三港ナリ、尤モ長崎ハ速ニ

所置ス可ケレトモ、横浜ハ何時ヨリ支配スルコトヲ言ヒ難シ、

各国公使曰、長崎ハ近日ヨリ御所置ニナルナレバ、彼地ニ住スル各人江怪我等無之様ニ其ノ朝官ニ命ゼラレタシ、

勅使曰、諾、

各公使曰ク、今日ノ御応接ニヨリテ各国公使モ大ニ安心シ幸甚ナリ、

勅使曰ク、彼ノ布告ノ勅書ハ直チニ本国ニ送ラル、ヤ、

各公使曰、諾、速ニ達ス可シ、

勅使曰ク、今日応接スル処ハ先ツ前条ノ如シ、猶貴方ヨリ談判ノ事アレバ承ル可シ、

各公使曰、今日ハ先ツ別条申上ルコトナシ、

勅使曰、今日ハ各国公使ニ面会イタシ、甚タ満足ニ存ズ、猶委細速ニ

天皇江奏問ス可シ、

横嶽原守 縦一四・五櫃 横二〇・五櫃 一五七枚

三九 桂右衛門ヨリ小松帶刀へ

京都出兵ノ件

尚々、白山(モンブラン)一条新納氏(中三)より御聞被下候半、能き都合

ニやり付仕合ニ御座候、白山ニも御面会被下候由、

一段之仕合ニ御座候、此人は先面白き人物ニ御座候、

一昨日致歸府、兩度之御手翰別紙等髓ニ相達拝掌仕候、

時分柄冷々數御座候処、弥以御壯剛御入湯、先ッ御快方

之旨致承知奉大慶候、尚此末無油断御入湯被成度奉祈候、

扱小弟儀も御使者濟諸所無拋場所柄等江見分相濟、罷歸

候次第ニ御座候、当方

二之丸公ニも日増御快然御同慶、

太守公ニも御機嫌克御京着、是又奉大慶候、然ハ三田尻

御打合之儀(兼)大山より中村矢彦返し一条甚烈數模樣ニ相見

得、右之段ハ早々御見込之処(伝兵衛)蓑田方江御差向被仰越候趣

い細致拜誦候、千万御尤之儀と奉存候、乍然少々ハ伝聞

之誤も不相計、(中井政)鮫島と申ても見聞役一篇之事候得は、事

情汲取之処如何御座候半、矢張是迄之手続通り京師之報

知次第杯と申処ハ、長州御召ニ応し出掛候訳ニ而、其余

事ハ詰り不得止事時之一策ニ而ハ有之間敷哉と勸考仕候、

尤西郷より之書状相達候得共、是も三田尻御達御京着一

条大久保より之一札も蓑田方江申遣候条も、京師事実等

相見得、夫丈之運ひとも不相見得、甚不審千万ニ御座候、

鮫島聞得候形行通之事候得は、決而少々ハ右之手段丈ハ

被仰遣筈欵と愚考仕候、成程木戸より承得候趣も相見得

居候得共、少々前後伝聞之誤も難計、いつれ之筋不遠内

ニハ相分可申哉と奉存候、爰許御手当向等之儀ハ折角無

油断申談候様仕置候間、左様御心得可被下候、末筆御座

候得共、折角無御油断精々御入湯、一日も早目ニ御快気

之処幾重ニも奉祈候、先ハ罷歸候形行申上置度、且貴翰

之御礼答御容体奉伺度、便船ニまかせ此段荒々申上候、

尚追々と申上殘候、恐々敬白、

十二月六日  
桂右衛門

小松帶刀様

閣下拝呈

文書原寸 縦一六・五極 横一四五・五極

上参与下参与人名書

〔端裏付巻〕  
「写二不及」

参与

大原 宰（重徳）相  
 万里小路右大弁（博房）  
 長谷 三（信篤）位  
 岩倉前少将（具視）  
 橋本 少（美梁）将  
 尾藩  
 荒川 勘（基作、尾崎良知）作  
 丹羽淳太郎（實）  
 田宮 如（篤輝）雲  
 田中国之助（不二鷹）  
 越藩  
 中根 雪（親負）江

右十二月十日

酒井十之允（忠温）  
 毛受鹿之助（洪）  
 土藩  
 後藤象二（元暉）郎  
 福岡 藤二（孝弟）  
 神山佐太衛（郡廉）  
 芸藩  
 辻 将（維岳）曹（元憲）  
 桜井兵四郎（元憲）  
 久保田平内（秀雄）  
 御国  
 岩下佐次右衛門（方平）  
 西郷吉之助（隆盛）  
 大久保一藏（利通）  
 肥後  
 溝口 孤（真直）雲

右同十四日

文書原寸 縦一六糎 横六〇・五糎

一七〇一 大久保一藏ヨリ蓑田伝兵衛へ

徳川慶喜進退ノ件

(端裏書)  
「丁卯」

十二月廿八日

蓑田君 上

尚々、別紙よろしく奉頼候、且恐入候得共私封相達

候様御懸声奉合掌候、

一翰拝呈、敢寒之砌乍恐

中将様益御機嫌克被為遊御座恐悦奉存候、於御当地

太守様御同然被為遊御座御同慶奉存候、次ニ貴所様ニも

弥御安康被成御奉務奉欣然候、陳ハ去ル九日

朝廷大御変革十二日迄之形情略申上置候通ニ而、其后之

模様別紙ニ相綴差上候、徳川氏為鎮撫下坂、未

朝命奉戴之実行挙リ不申候、尾越公両公御周旋之処、正月元日之期日ニ御座候間、夫迄ニ結局相分可申候、外国江徳川氏ヨリ返詞之書面等一見いたし候得ハ、中々恭順之趣意相見得不申、真実

朝命ヲ奉シ反正ニいたり候事ハ無覚束被存申候、乍去尾越土公之御趣意ハ是非輕粧ヲ以徳川氏ヲ上京せしめ、両事件御受之

奏聞ヲナサシムルトノ御見込ニ而、此節御達之御文面も

尾越之御願通

朝廷ヨリ被相下候間、必定上京と申場ニハ相成候半ト被

伺候、

朝命通無異議御受ニ相成候へハ重畳ノコト候得共、旁熟

觀仕候得ハ、中々意底不可測候得は、必ス安心難仕事ニ

御座候、固ヨリ会桑帰国等之一事も有之、無事ニは治リ

相付間舗しかと愚考仕候、

朝廷上之処(具也)岩倉公御一人ニ而余ハ不足取、実ニ心痛之次

第御座候処、(実美)三条公御上京相成大ニ力を得候事ニ御座候、

是ニハ

朝廷一層ノ御氣力相増御同慶此事ニ御座候、勤

王之藩も段々相起リ、戦ニ相成候而も

朝廷御兵力ハ十分ニ而、決而懸念無御座候、外国之処も

サト一江寺島ヨリ引合セ、彼之口氣も旧幕ヲ助ケ候儀ハ

無御座候、今日ニ相成候而は、下一同之人心今般徳川氏

ノ不底之所為ヲ惡ミ候様相成、大幸之至御座候、兎角結

局之次第ハ追々可申上候、平運丸就開帆別紙二冊相添、

大略之形行申上候、奉達

御聽候儀可然御取計可被下候、御伺旁公私取文章々如此

御座候、頓首、

十二月廿八日

大久保一藏

養田伝兵衛様

（本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第六二三号

文書ト同文ナリ）

文書原寸 縦一六種 横二三〇種

二三三 西郷ヨリ養田へ

尾越両侯ノ周旋

中將様先以御快方可被遊御座恐悦之御義奉存候、陳ハ爰

許之義墓々敷運兼不申、徳川氏鎮撫之為下坂相成候処、

尚更模様悪敷相成、根拠ヲ占候場合ニ而、淀・伏見辺江

人数を繰出、弥不平之色を顕し候様子ニ被相伺候処、尾

川（慶應）憤発ニ而御下坂と申時宜ニ罷成候処、越侯（松平茂昭）杯御談合と

相見得、御両侯より御建言之趣被為在候間、惣御参

内被成下度趣御申建ニ相成候、其節ハ早尾侯江ハ御下坂

御暇被下候折柄ニ御座候処、又両侯より之建言と相成候

次第、御打合相成候事と相見得申候、然処両侯より被仰

立候趣ハ、畢竟是迄延引之義ハ御尽力不被為届処、斯迄

遅々罷成候義、对 朝廷可申訳義と奉存候間、此上ハ御

沙汰書を以被仰達候ハ、右を以申論、其上承服不仕候

ハ、無致方義ニ御座候間、速ニ追討之命を被下候ハ、

親藩たり共親を絶て可打との言上ニ相成、誠ニ立派之御

口上にて御座候、然るニ御沙汰ニ御注文有之、所領ハ矢

張徳川氏之ものニいたし置、御政務ニ付而之御用途丈差出との趣意ニ被相伺申候、土芸此説ヲ助けて頻ニ御周旋相成候処、

朝廷ニおひてハ確乎して御動不被為在候処、頻ニ歎願いたし、別紙之通之御沙汰書ニ相成申候、右之御請之有無ハ正月元日中と期限相立候間、其内ハ相分可申、此義ハ必定御受之都合ニ相運候半と相察申候、是より慶喜を議定ニ引出し、何とか策を廻し候半欤と大ニ苦心仕候事ニ御座候、乍然五卿方も昨日御着京相成、余程 朝廷上ニおひても御力付候訳ニ御座候間、後藤(後藤二郎)之奸策も被行申間敷と奉存候、此度こそ

朝威光輝不仕候而ハ不相濟時ニ御座候間、偏ニ渴望仕居候、人心之帰向ハ誠ニ奇妙なものにて、王政を預り候義ニ御座候、紀州侯も上坂相成居候処、是も勤

王を始掛、勤幕巨魁田中善一郎を誅戮し、其余五六人擯斥し、京都江相詰居候三浦休太郎と申者も打下し、国論

余程相変し、此上ハ実行を挙て衆人之疑惑を晴すとの論にて、大坂より御暇ニ相成候処、

朝廷より御免相成、惣体大坂御引弘ニ相成申候、是ハ徳川氏ニおひてハ余程之痛と被察申候、彦根藩ニおひても是迄幽閉被致候人被召出、正論被相行候模様ニ而、国内も半方ハ勤

王論ニ相変し、是以始掛候義ニ御座候、備前ハ確乎として正論相居り、君公此廿四日御発足と申訳ニ御座候処、只今御登相成候而ハ、尾越之論ニ説込られ候半との壹岐長門抔議論相起、暫上京ハ御見合相成候而、事有る日ニ至り 王事ニ勤勞いたし候様、朝廷より御達相成申候、因州抔も段々勤 王説を唱へ出し、そろ／＼直掛候勢ニ御座候、近畿之小藩ハ多クハ帰向仕候勢ニ相見得申候、土州之論勤幕欤勤 王欤訳か分り不申候、肥後之溝口孤雲・津田山(山内)三郎并高崎左京、此三人ハ参与、戸田大和守(忠孝)ハ議定ニ被仰付候様、容堂侯より御建言相成、決而参与ニハ御聞せなく、議定計にて被相決候様御申建、直様相

運候義ニ御座候、高崎丈ヶハ

太守様江御尋と申訳ニ相成候故御断ニ相成、一人丈ハ相

残外ハ皆被仰付申候、肥後之論是迄とハ大ニ相違ひ候趣

ニ被相聞候へ共、全反正之ものニハ無之候処、悉後藤之

論ニ説込られ、同論之味方を駆込候手段と相見得申候、

乍然追々長人も出来、五卿方も御着相成候故、少しハ後

藤めも落胆可致事と相考申候、国中ニおひてハ一人も後

藤江服し候ものも無之、(板垣退助)乾等江寄り、正論を立候者にて

御座候得共、全体臆病もの故、戦を恐れ奸策を旋し候次

第、残懐之仕合ニ御座候、御苦察可被下候、桂(久武)太夫・小

松(希刃)太夫御兩人共御召しニ相成、御兩人ながら御登相成候

而ハ、御国元之処、不相濟義と奉存候間、小松家早々御

登相成、桂家ニハ御見合相成候方宜敷ハ有御座間敷哉、

御一人御京着之上、右辺之処宜敷御願相成候ハ、

朝廷之処ハ如何様共被成方ハ可有御座と奉存候、いつれ

桂家ニハ御国元江不被為在候而ハ相済申間敷と奉存候、

全体

朝廷より之御召之訳ニハ御座候へ共、国を以被為尺候も

のなれハ、いつれ国之本堅不相立候而ハ、被為済間敷と

奉存候付、宜敷御周旋可被下候、

朝廷向之処ハ如何様共尽力可仕候付、其段ハ御含可被下

候、細大詳成義ハ大久保より可申上候付、文略仕候、当

分ハ昼夜寸暇無之、朝議ハ毎徹夜、中々難儀之次第ニ御

座候、少し道か付候ハ、御暇仕候而罷下度御座候得共、

一向慕取不申苦心此事ニ御座候、御推察可被下候、恐々

謹言、

西郷吉之助

十二月廿八日

養田伝兵衛様

追啓上、昨日土芸長薩四藩之調練

叡覧ニ相成冥加至極難有次第ニ御座候、

日御門前ニ而御座候、

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第六二七号  
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一八・七釐 横三四七釐

1701 奥医師二丸付吉見胖造勤仕覚書

覚

嘉永元年申八月御製薬方掛被仰付、朝四時より夕七時迄

日勤仕、同五年子正月表一代伊集院郷主江被召出醫師被仰付、御製薬方掛是迄之

通日勤仕、安政二年卯六月為琉球守衛大島迄渡海いたし

候様被仰付、翌辰春罷下、同五年午六月交代被仰付罷登、

同七年申正月御広敷醫師被仰付、御製薬方掛是迄之通日

勤仕、文久元年酉九月一代御小姓与江被 召出、奥医師

御役被仰付、

和泉様御方江相勤候様被仰付、引続

二丸江相勤、文久三年亥秋

御上京御供被仰付罷登、翌子年

御下向御供被仰付罷下、初勤より当卯年迄式拾年ニ相成、

奥医師被仰付候而よりハ七年ニ相成申候、以上、

吉見胖造

慶応三年

卯十二月

文書原寸 縦一六・三櫃 横七五・七櫃

1702 蒸気船博多着ノ上ハ宰府へ懸合ノ事

宰府薩兵宿陣近火ノ事

二通

一七〇四ノ一

一 蒸気船博多へ着いたし候ハ、船将など両三人上陸、

旅人問屋へ宿いたし、宰府へ懸合候様御達可被下候事、

文書原寸 縦一五・八櫃 横一五・四櫃

一七〇四ノ二

昨夜八ツ時分宿陣近辺江出火、則小銃隊ニ而兼而定之場

所へ人数繰出シ守衛いたし候、

文書原寸 縦一五・八櫃 横二三櫃

1703 中川宮広島へ御預ケ及御赦免一件

慶応三丁卯年十二月九日為

(修長)

勅使高辻少納言殿御参入、左之通被

仰出書御持参

(翰彦親王)  
弾正尹宮



御沙汰有之候迄被參

朝止候事、

王政復古ニ付国事掛被廢候事、

慶応四戊辰年八月十六日為

勅使（実則）徳大寺殿・大原殿・坊城殿以下諸官員參入、左之通

被 仰出、即日広島表江御出立之事、

賀陽宮

兼而御不審之筋有之被止參

朝謹慎被 仰付置候処、頃日不軌ヲ謀候趣全一己之存

慮ニテ、徳川慶喜等江蜜使差遣シ可内応隠謀及露頭、

勅使ヲ以御糺問相成無相違旨言上、然ルニ慶喜ニ於テ

ハ悔悟恭順、愈以謹慎罷在候処、

皇族トシテ不容易所為甚以不届至極ニ付、嚴重ノ 御

沙汰ニ可被及咎ニ候ヘ共、格別之

教旨ヲ以寛大之典ニ被行、親王彈正尹

宣旨、二品位記并御養子被召上、安芸少将（浅野長朝）へ御預被

仰付候事、

八月

右は

其節大原殿ヨリ御建物以下并御領地共当分御預リ相

成候旨被申上候事、

明治二年三月御達

朝彦

昨年八月徳川慶喜江蜜使差遣し、内応隠謀之企有之趣

被 聞食不届ニ付、官職被 召放、安芸少将江御預被

仰付候後、尚御取調有之候処、前頭蜜使ハ近侍浦野兵庫

ト申者全一己之詐偽ニ出、其方ニ於テ不存事之旨更ニ申

頭候、然ルニ其以前七月卑賤之者偽名ヲ唱、慶喜蜜使之

由ヲ以申欺候処、忽是ニ応シ親書ヲ与ヘ候始末不軌ヲ懷、

意中ニ於テハ孰レ難遁罪蹟ニ候得共、兵庫申立之廉も有

之、且別段

思召モ被為在候ニ付、今一等ヲ被宥安芸国ニ住居謹慎可

罷在旨、更ニ被

仰出候事、

三月

行政官

達之趣ニテ御渡、

但伏見宮江御達略之、

口達写

明治三庚午年後十月二十五日一品宮江留守官ヨリ御直達、

朝彦

今般朝彦(朝彦)其家江復帰被 仰付候ハ、深キ思召被為在候義

先般於安芸国住居謹慎被

ニ付、其家ニ於テモ厚相心得、朝彦復帰之上は愈以嚴重

仰付置候処、深キ

庚午十二月

思召ヲ以実家江復帰被

明治五年壬申正月十四日、式部寮ヨリ封書忝通京都府ヨ

仰付候事、

リ被達、

庚午

閏十月

太政官

伏見朝彦位記忝通・御沙汰書忝通御達可有之、此段申

朝彦

入候也、

今般実家江復帰被

壬申

正月十日

式部寮

仰付候ニ付、格別之

伏見宮

思召ヲ以先般為当分宛行被下置三百石、更ニ為御扶助

伏見朝彦

終身下賜候事、

依

庚午

閏十月

太政官

思召自今宮ト可称旨

同十二月五日御帰京、夜一品宮ヨリ岩倉殿左之御書付御

御沙汰候事、

(具視)

壬申  
正月六日

太政官  
伏見朝彦

叙 三品

太政大臣從一位三条実美 宣

大内史正五位土方久元 奉

天皇御璽

明治五年壬申年正月六日

冊子原寸 縦一九・五釐 横二三釐 七枚

二〇六 寺師宗道調査ノ諸郷士人数書

但シ薩摩ノ大半及大隅一円

（端裏書）  
一寺師宗道公軍制調 丁卯戊辰之間撰兵現員也

諸郷現人数

五百八拾人 谷山

三百三拾四人 喜入

貳百貳人 今和泉

百六拾八人 指宿

八拾貳人

三百廿人

百七拾貳人

百八拾七人

貳百四拾三人

五拾八人

三百拾五人

五百七拾四人

七百廿九人

千五百五拾九人

百拾人

百七拾八人

三百八拾八人

四百八拾八人

百四人

百拾人

九拾八人

山川

穎娃

知覽

鹿籠

川辺

同郡山田

阿多

田布施

伊作

加世田

坊泊

久志秋目

上甕島

下右同

日置

吉利

永吉

六百五拾五人	市来
貳百四拾五人	串木野
三百八拾九人	い十院
メ八千貳百九拾老人	
一五百九拾老人	桜島
四百四拾五人	垂水
五拾人	新城
百三拾人	花岡
百六拾一人	大始良南村
百四拾九人	末吉之内岩川
百五拾七人	市成
八拾老人	大始良
八拾七人	大根占
百三拾七人	小根占
八拾一人	百引
五拾人	高隈
八拾三人	恒吉

百三拾五人	鹿屋
百七拾五人	牛根
八拾四人	田代
百四拾三人	内之浦
八拾九人	始良 <small>(善平)</small>
三百四拾五人	高山
三百九拾九人	大崎
五百拾九人	志布志
八拾四人	佐多
貳百四拾人	串良
百五拾四人	松山
貳百八拾六人	末吉
メ四千八百五拾五人	
二口メ	
老万三千百四拾六人	

文書原寸 縦一三・八寸 横六六・五寸

一七〇 大久保一蔵ノ將軍職辞退意見

(彌義付箋)  
「大久保欽(書)」  
号

朝廷遵奉之道不相立、幕府年来之御失体不少、就中乙丑

十月三港条約

勅許之節、兵庫開港之儀

朝命ニ反し私ニ開港条約相成候儀、国内人心之居合ハ不

及申、万国ニ対し候而も難相濟、次ニ長州御再討ニ付而

も条理顛倒、全妄動之筋ニ相当候故、不能遂其功、半途

にして止戦之御沙汰為相成儀ニ御座候、其砌被

奏聞候御書面中、畢竟諸事不行届より差起り候儀ハ、於

私も奉忍入候、依之罪ヲ

閣下ニ奉待候と御悔心之御文言も有之、実ニ御当然之儀

と奉存候、然るニ

朝廷より御沙汰不被為 在候を御黙止被遊候訳無御座、

何く迄も右御趣意被為立貫御謝罪之道不相立候而ハ、決

而相濟不申候間、將軍職ヲ被辞一大諸侯ニ下り、諸侯と

共ニ

朝廷御補佐被為 在候ハ、判然謝罪之道相立御反正之

実跡初而相顯れ、天下万民感伏涕泣之場ニ可立至奉存候、

文書原寸 縦一五・五釐 横六五・四釐

一七〇 伊達伊予守より島津大隅守殿へ

関白へ建言之件

(封紙ウツ書)  
一 双松英明公

臨萍拜

ノ

ル

拝読奉賀候、御尋之義敬承仕候、心緒ハ追々及吐露、今

更存付ハ無御座、其内閣下へも兼而入御内見候ケ条之内、

且先頃殿下より御相談可出所引込候書付之内杯、少々ケ

条ニいたし責をふかく迄ニ昨日差出置候、尤今日ハ悴当

秋上東御用捨之義此間及歎願置候処、(永野忠精)水閣違約之付札に

て昨夜被相渡、大不平ニ付登城之上可談心得、八時頃出

門仕候、頓首、

即時

例文御同様御海怒、已上、

(本文書ハ慶応三年トスルモ誤リカ)

文書原寸 縦一七種 横五三・二種

109 兵庫開港ニ付警備堅固ノ建言 氏名不明

兵庫開港之儀、既ニ先年より近日ニ至ル迄夷人江御堅約相成候上は、今更虚飾之御下問ニ応し見込之次第申立候共、絶而無詮儀ニ御座候得共、方今万国交際之条理ニおひて、

皇国第一之都会地鎖港被成候道も無之事故、爾後万国ニ対し内外之情実反復表裏之御国辱不相成、上下致安堵永久不変之御所置有之度、殊ニ兵庫は京師接近之要港ニ候処、只今通御手薄ニ而は外夷之見処ニ而茂

皇国之臣民報国之大義不分明之姿、神人共不安心は勿論外夷之輕侮を受候事故、是等之処宜敷御評決有之度義と奉存候、敬白、

月日

文書原寸 縦一六・三種 横五五種

110 黒田了介ヨリ陸軍方黒田嘉右衛門へ

児湯郡三宅村年寄等ノ不法行為報告書

一去八月三宅村年寄百姓代役替之儀、先々より仕来之由にて、小前一流集会上重立候ものへ入札いたし、庄屋より開札之上高札之ものより年寄百姓代役相勤来り候由、然ル処是迄相勤候年寄惣五郎、跡役良蔵と申ものへ落札相成候ニ付、同人へ年寄役相極り居候処、周平より彼是と故障申立、先年寄惣五郎方へ為相勤候様差配り候得共、右惣五郎近来周平篤次郎と同服にて、是迄会尺一件其下小前之もの共江聊之事も大造ニ申立侘立為致、多分之金銀ヲ費し、威光を以取ひしき候事共是迄難數へ由ニ付、小前之もの甚不帰依之由、然ルヲ是非共惣五郎へ為相勤候様申事ニ而、当時之威光ニ恐れ無是非次第ニ而、不得止事右惣五郎方へ年寄役相極り候由、都而児湯郡之義ハ周平之威光ニ恐れ、下方

之ものハ立行不申と一同歎ケ敷事ニ御座候、右兄弟并  
惣五郎より郡中一体ニ差配いたし候故、外々之庄屋共  
は有りて無か如クニ御座候、

御座候、右様之事ニ付惣五南方之山論も差起り候事ニ  
御座候、

一周平儀近来医ノ道ニ入、諸人江薬劑杯相施し候と及聞

右之外悪敷事ハ夥敷御座候得共、難尽筆紙、何分周平  
兄弟年寄惣五郎相勤居候而ハ、児湯郡小前之ものハ甚

候処、以之外之事ニ而、薬差遣候先よりハ夫々相応之  
礼金品物等差遣候由、左候得は随分相請申候由、付而  
は肥後ノ産菊川薄龍と申旅医ヲ自宅ヘ引寄セ置候而、

文書原寸 縦一六・五種 横一二・五種

調合其外丸散之類為相持候而召仕候由、併渡世も出来

三二 江戸ニ於ケル「ナイ／＼尽シ」

兼候ニ付、越中富山入薬其外所々より児湯郡ヘ参り候

此世の中は扱もない／＼ものつくし

入薬之ものゝ運上として夫々より取立、右ヲ旅医ヘ遣  
し候由、

諸国へ綸旨ハ抜目かない  
役人評義ハ果しかない

一南方篤次郎儀、当五月之比より酒屋普請取掛り候処、

国司の了簡如才かない

児湯郡村々小前之もの一同より加勢いたし候様年寄惣

御固め大名日間かない

五郎之目論見ニ而加勢いたさせ候由、下方ニ而ハ大ニ

老中とほこの置所ない

難渋之由ニ候得共、威光ニ恐れ其俣役目人足罷出候由、

外国役人き勢かない

一此節之普請ニハ財木<sup>(材)</sup>杯は神ノ森或ハ宮ノ境内杯之杉木

鳥津の献言無理かない

ヲ伐木いたし、其外御林之内杯も伐木いたし候聞風も

毛利分別更ニない

土州の評義ハ抜めかない

水戸の了簡まだ知れない

春嶽坊主ハやりそこない  
(松平)

親玉相談相手かない

奉行まこ／＼居付ない

普代(譜)へ用金貸もんない

国元為替かまだ付ない

米ハありても枺かない

金子ハかりて返さない

お上の慈悲ハ替らない

丸のうちニ町家かない

お江戸の町ニ田畑ない

御馬のふんとし見たことない

寝坊な女郎お客かない

年増の女郎ハ如才かない

役人了簡わからない

異人は平気で退かない

大名国詰是非かない

出入の町人つまらない

芝と品川住てかない

商売すれとも手に付ない

山の手近在苦勞かない

武家方稽古て日間かなひ

公家衆は利くつて日間かなひ

日本いせいハひるいかない

唐人くらひハなんてもない

横浜町人元氣かない

らしやめんするやつ氣か知れない

相の子孕て仕方かない

職人此節仕事かない

明店あれとも借人ない

雑作売家買手かない

質屋の番頭なせかさない

奉公支度も置手かない



芝居の評判さいはいない

今年ハ日照て雨かない

米は在ても直下ケかない

五穀実のりて間違ない

泰平豊にや限かない

見立三十六歌撰之内

持統天皇

春過て夏きになりて大きはき

布子のまゝてあせをかく山

柿本人丸

足弱の年寄子ども女子達

人よりさき逃しかもねん

山辺赤人

たひの空立出て見れハ旅籠やと

喰物店に金ぞ降つゝ

猿丸大夫

奥かたもつきの女中も皆泪

いま旅立と聞そかなしき

安部の仲丸

天か下ふりさけミれハあはてつゝ

田舎のかたへいてし人かも

小野小町

顔の色はかわりにけりな青さめし

武家も内証もおそれしまに

喜撰法師

我家は横浜辺にしかもすむ

世を立のけと人ハゆふなり

蟬丸

あれやこれきくもはなしも人々の

皆しらなくておふかたのせき

僧正（遍照）編照

あまて風いせの神風ふかんまに

異国の舟ハいそく交易

文屋康秀

売からにつゝら柏葉張文庫

まふかるものへわらちとゆふらん

川原左大臣

立退も御国に行も女子達

異人ゆへにそ泪流るゝ

西行法師

なけきつゝ質屋へやすミとりはせず

したれ顔なる目に泪かな

文書原寸 縦一四・三糧 横三一〇糧

一七三 松山世子ヨリ幕府へノ上申其他

長州再征大島郡攻撃ノ件等

(朱) 丁卯 月不分

一七二二〇一

(松平定砲) 松山世子幕府へ言上之書取

一去ル九日登營拜謁之砌言上候次第は、先般代官役長藩

へ応接ニ及候始末、不束之至御座候、尤失律之義ハ其

事實なきにしもあらず、将卒共軍律失却し、奴僕之徒

貲財を掠奪致候段、父子承之汗顔之至奉存候、去迎兵

家之習古昔にもためし有可論理無之候処、逸民失律を

憤、万一私闘候てハ不本意之事ニ有之候間、前日以闔

老遂言上候事情形勢御高察被成下、失律挨拶之使者差

出候義ハ御許容被成下候様奉懇願候事、

一七二二〇二

幕令

一軍律不行届之義は以使者挨拶致候義不苦、自我妄ニ干

戈を動問敷候は勿論之義、乍去自彼輕拳暴動有之は防

戦ニ及、至当之事ニ候、義理ニ負条理ニ違候事無之様

可致、使節は執政ニ準候者差遣候而も不苦候事、

一七二二〇三

松山布告書

一今般式部大輔義上京上様へ拜謁、去夏大島郡へ進入之

節軍律不行届ニ付、挨拶之使者差遣度旨相伺候処、失律之義のミ使者差遣不苦候段被仰出、此度使者差遣候処、万一従先方失律挨拶之外ニ届之箇条申出、談判之趣ニ依り穩当之処置相整兼、従先方争端可相開も難計、左候は防戦之覚悟罷在候間、一同も決心致し穩便罷在可申候、

一七二ノ四

松山世子直達

一 此度上京、方今之形勢御直ニ相窺候而ハ御多端御用向、何とも可申上様も無之、恐入候次第、其中長防御処置之義は相伺候処、同所形勢不穩、弥以御捨置ニ不相成御振張可被遊旨、尤解兵御触は深思食も有之義と上意有之、家来とも心を弛め不申様急速出張、忠誠を抽候様精々可心掛、尤火急差函之節手纏無之様覚悟可罷在候、此間長藩へ相趣候一条ハ相謝不苦、彼地相拒候節ハ最早是非ニ不及候ニ付、軍兵差向兵端開可申段御聞

濟ニ相成候間、先方模様次第一統尽力一函ニ防戦可致候、

冊子原寸 縦二六・五種 横二四種 二枚

二三 豊後諸藩ノ藩情及重臣

二通

岡・白杵・佐伯・府内・杵築・日出・森

一七三ノ一

南豊形勢荒々写し

一 岡藩

右は有志之者も御座候得共、肥後へ相通し、別而宇土へハ近来親睦之交相結候勢ニ相見へ申候、

一 白杵藩

右は封境肥後へ相接し、従来之私怨不浅候故、肥後へハ相応し申間敷候得共、半信半疑之徒ニ御座候、

一 佐伯藩

右は元來長州同姓之家たるを以て、此節ニ至り而は別而内々倚頼之由承り候得共、偷安ハ不免候、

一府内藩

右は兼而肥後へ相通し居候得共、土俗懦弱ニして昨今ニ至りても何の着眼も無之、唯々幕命を尊奉する而已、一杵築藩

右は前日迄幕吏相勤居候故欵藩中之俗論甚多有之候得共、当今退役猶又須田・元田其外有志者も少々承及候、一日出藩

右は兼而文学も相励ミ、有志之者不少候間、前文之諸藩ニ比すれば一等変革いたし易くと愚老仕候、併し君侯在江戸ニ付有志之者心痛ニたへす、先づ御迎ひの為藩士罷上り候由、

一森藩

右は政府中ニも少々正義者有之候得共、先づ日出藩同様之姿ニ相見へ申候、

文書原寸(折紙)縦一八種 横二五・五種

一七三三ノ二

岡

〔朱〕  
〔君側〕  
加藤城之助

〔朱〕  
〔物頭〕  
小河六郎左衛門  
中川伝次郎

臼杵

〔朱〕  
〔家老代〕  
後藤土太郎

佐伯

〔朱〕  
〔執政参謀当之処〕  
〔朱〕戸倉某  
〔朱〕  
〔儒〕水築新太郎

杵築

〔朱〕  
〔一門列〕  
須田内蔵之丞

日出

〔朱〕  
〔儒〕元田百平  
〃直太郎  
〔朱〕  
〔儒〕  
宇都宮隆太  
米良権助

森

〔朱〕  
〔参謀〕  
佐久間主税  
〔朱〕  
〔社奉行〕  
瀬口彦六

大島精甫

樋口鶴太郎

文書原寸 (折紙) 縦一八釐 横二五・五釐

一七四 大坂ニ於テ「モンブラン」ト仏国公使トノ

応接

朝廷ノ為ニ尽力ノ件

(モンブラン)  
白山仏国公使江応接ノ大略

於兵庫仏国公使徳川氏ニ援兵ヲ出ノ風分有テ、白山聞ニ不堪、正月三日兵庫ヲ発テ浪花ニ行シ公使ニ面会、始長崎奉行白山ヲ可召捕ノ云々ヨリ仏国ニ於テ展観会ノ云々ニ至ル迄、公使ニ述シニ、公使云、白山ノ尽力スル処皆公使ノ尽力ニ反ス、是ヲ大君ヨリ見ル時ハ、白山ヲ可罪ト云ヘル一理アルヘント云、白山云、罪アラハ速ニ可召捕、然シナカラ公使ニ討論スヘキ筋アリ、公使ハ仏国ノ公使ニシテ日本ニ務タレバ、仏国ノ為ハ勿論日本ノ為ニナルアラバ可尽力ノ職掌ナルヘシ、然ルニ公使ノ所置ス

ル処、大君有ルヲ知テ 朝廷アルヲ不知、大君而已ヲ助ケルノ所置ニシテ日本万民ヲ助ケル所置ニアラス、是ヲ万国ノ公法ヲ以テ論スル時ハ甚不公平ト云ヘシ、故ニ仏国ノ公使ナラバ京都ニ在ル 帝ヲ助テ、以テ日本一般ヲ可救ト云フ○公使云フ、京師ニ於テ大名議事院ヲ以テ國政ヲ議スルト雖モ、名実不正大名ハ議論多ク其業ニ暗シ、然ルニ今白山ノ云フ処ヲ以テ 帝ト信睦ヲ結ヒ、日本仏國ト全力ヲ尽シ交ルノ周旋出来ルヤト云フ○白山云フ、勿論可出来アル○公使云フ、然ラバ白山京師ニ行テ是ヲ周旋セヨ、而テ若其業ナラサル時ハ各国申合、始ヨリ交リ馴タル大君ヲ助ケ、大名ヲ斃テ以テ日本ノ國体ヲ定ムヘシ○白山云フ、我京師ニ行テ 帝ニ是ヲ建言シ、其業不成時ハ我日本ノ周旋ヲ止シ、而テ公使随意ノ所置ニ可伏ト云フ、然レバ是迄大君ノ為メ仏国ニ掛合タル我ノ所置ヲ悉ク可見トテ一簿ヲ見セ、京師ニ行テ國事周旋ス可キ免許状ヲ与へ、若白山ノ建言周旋ナラサル時ハ大名ヲ斃テ大君ヲ助ケルトノ云々、再三証シタリト云々、

文書原寸 縦一六・一糎 横三九・八糎

(松平春嶽)  
越前大藏大輔

一七五 坂兵出張ニ付伏見防禦敵重タルヘク長州ヘ

ノ朝命

右ニ付坂兵ヲ引払ハシムヘク尾張越前ヘノ

朝命

(端裏朱書)

「戊辰正月」

一七一五ノ一

長州

坂兵出張不容易趣追々言上候付、猶亦伏見表防禦筋精々  
尽力可有之、尤少々人数相加敵重警衛可致被仰出候事、

正月

追而土薩芸江も同様被仰下候事、

(本文書ヘ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第七一九ノ

二号文書ノ一部ト同文ナリ)

一七一五ノ二

(徳川慶勝)  
尾張大納言

昨日より今晚ニ至リ坂兵戎服大砲等携、追々伏見表出張  
之趣如何之儀ニ有之候義、<sup>(談カ)</sup>不容易進退其低難聞は勿論候  
得共、尚前々周旋之筋も有之、トカク旁右人数早々引払  
候様取計可致候、若不奉命候得は不被為得止之場合ニ付、  
朝敵ヲ以御所置可被為在候事、

右正月四日朝下候、同九日桂太郎京師より報知之事、

(本文書ヘ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第七一八号

文書ノ一部ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・一糎 横六五糎

〇二七六 鷲尾隆聚書翰

辞表提出ノ件

一七〇七 大久保一蔵ヨリ藩地ヘノ戦況報告

(端裏付箋)

「正月五日夜認

大久保一蔵

宛ナシ

中將様益御機嫌克被遊御座大慶奉存候、於御当地

太守様御同然被遊御座御同慶奉存候、旧臘廿八日迄之形勢は申上候通御座候処、徳川氏、尾公・越公之御尽力ニ而兩事件御受、上京之上被遂

奏聞と之趣、旧臘晦日言上相成候処、去ル二日猶亦

朝議被為在、兼而言上之会桑未帰国不致候付、早々帰

国取計、鎮定之実跡挙り候上、慶喜上京候様

御沙汰相成ル御評決ニ御座候処、例之通後藤ナド異論

相生シ、当日御連不相付候処、翌三日坂兵大軍伏見迄

進入会・桑・松山  
高松・志州戎服ニ而大砲押立追々ニ到着上京イタ

スト之事故、兼而同所出張巡羅(通)被御付置候三藩ヲ以長

薩引合ニ及候処、徳川氏上京ニ付先手之命ヲ受上京イ

タシ候と之返詞ニ而、然ラハ

朝命ヲ以警衛被仰付置候付、何分御沙汰有之迄之間御

差扣可被成段申入候処、書通を以押而致上京候段相答

候由、右引合之次第当日早朝相達候付、則

朝廷江御届ニ及候処、尚尾越江是迄之手続も有之候廉

を以、断然大坂迄為引払候様尽力可致旨ヲ以、早々

朝命有之、且兼而伏見出張之四藩江尾越江御達之趣も

有之候付、若背 命不得止時宜ニ及候節ハ云々御達之

御紙面相下り候、然処同月七日時分鳥羽街道鶴橋辺ニ

而始戦と相成、続而伏見奉行所辺及砲戦候趣追々注進

有之、終ニ干戈と相成候次第ニ御座候、

一 鳥羽街道之方見廻役と称し候得共、専会桑之人数ニ而

大砲等押立進入候間、此方より申入候ハ

朝命を以通行不相成候段一応は及応接候得共、押而進

入いたし候段相答候付、則砲発ニ及候由、固より於伏

見三藩より引合押而入京之段書通ニ而返詞有之、押而

通行候得は及干戈候旨をも相答置たるよし候得ハ、始

戦之処ニおひても曲直分明なる訳ニ御座候、扱成敗之

上ニおひても連日之戦一度も敗軍無之、今日淀城迄責

詰賊徒敗走

官軍別而相振、淀も官軍ニ属シ候由、

一 昨四日

(嘉彰親王)  
仁門公江征東將軍ヲ被

命、節刀を賜り、烏丸卿(光徳)・東久世卿江參謀被命、錦之

御旗ヲ被飄、未刻比御進軍被為在候次第、固より壯烈之

宮ニまし／＼候得は敵威当りを払ひ、只々忝シケナサノ感涙ヲ催シ候外無御座候、昨夜東寺江

御宿陣ニ而、今日早々淀近辺迄御進軍被為在、誠雄々

鋪御振舞、官軍之振起イタシ候ホド御親察可被成候、

一御国兵隊之猛烈進戰誠ニ紙筆ニ難尽、聞ク人見る人舌

ヲ卷ザルハ無之候、初戦之処御大事ニ候得は、実ハ握掌イタシ居候処注進之度ことに捷軍ヲ

奏シ、

朝廷ニ奉対候而は勿論、諸藩ニ対シ候而も

御国之美目無此上難有次第、御同慶此事ニ奉存候、土藩ナトモ十分之戦ニ不至、合力一致決死ヲ以憤戦スル

ハ長而已ニ御座候、

一山崎固メ藤堂ニ而候処、是も

官軍ニ属シ候、依而今日芸州江も固メ被仰付出張之賦

御座候、長ヨリノ応接ニ而動シ候訳ニ御座候、依之八

幡山崎ハ官軍ヲ以取固メ候にハ相違無御座、賊之勢ひ大ニ挫ケ可申候、是を固付候得は華城之巢屈もたまり得申まし／＼候、

一大津江橋本卿(美徳)・柳原侍從殿為(前光)

勅使被差立、熊本・彦根・佐土原・大村・備前人数尙ニテ相属シ候、彦根ハ掃部頭出張、よほと憤発ニ而

是非実行ヲ挙ケ罪ヲ償ひ候トノ事ニ御座候、実ニ世中

ハ意外なるものニ御座候、是ハ関東ヨリ東海道ヲ人数クリ出シ候故、防禦ノ為ニ候、既ニ草津迄一大隊ノ歩兵到着之由被相聞候、

一備前・因州官軍ニ相違無御座、備ハ本末共ニ大津江出

張、大ニ相振ひ申候、因ハ本末山崎江出張、同断相振申候、就而は御疑念も可有之候得共、勢ひハ言外ニあるものニ而、実ニ

皇威振興

神州地ニ墜サル所以カト被存候、紀州も愈憤発奉



勅之向ニ御座候、(鷹尾隆聚カ)鷹尾卿被奉

内勅、浪士或ハ十津川士等相募リ高野山ニ屯集、凡千人余之

官軍ニ相及候処、紀州ヨリ及贈品相互ニ為

皇国可致尽力旨ヲ以使節迄相立テ候由、自然勢ニ依而反シ候場も可有御座候得共、何ニセヨ

御威光之然る所以ニテ、不堪欣喜事ニ御座候、尼ヶ崎・高槻同断ニ而、是等ハ小藩トイへとも別而要所之事候処、山崎路ハ道を開キ候訳ニ相成候、

一丹波路之方正親町卿為(西園寺公望ノ誤リカ)

勅使被差立、長藩・御国人数相属シ今日御発向相成候、是ハ三丹ヲ占メ万一之節

鳳輦之道を開キ候為也、固より山陰道列藩江ハ直様

勅使ヲ以 御沙汰相成居、一公卿御差向ひ相成候得ハ

尽ク

官軍ニ相属シ候模様も有之候故、右之御計ひ相成申候、

長兵ハ雲州路ヨリ中国を責上り候手筈も有之候、

一今日刑部殿上京兵庫滞留各国夷情委曲相分申候、去ル(新納久儀)

二日平運丸開帆之処、幕船ヨリ及砲発其マ、兵庫港引返シ候由、「ダウダ」「モンフラン」ヨリ相論シ候ニハ

是非談判ニ及ブベシ、如何様之儀有之候共港内ニ而及砲発候事ハ、万国公法ニおひて無之事ニ候、江戸之事

も固ヨリ曲在彼、且此一条十分之曲ニ而候、若応接之上六か鋪クバ夷人江可任ト申シタル由、最

王師被起候ニ付、何れへも荷胆不致筋評議決定ニ及候と之事、

一京師中ハ幸干戈不動、兵火之憂無御座、粮米等二条城等之貯も有之、

朝命ヲ以夫々御取調相成候、若粮米等差支候節ハ申出候様

御沙汰も承知仕候、尤彦根

官軍ニ属シ候間、江州之道相開ケ候間、暫時大坂之通路相絶候とも決而差支無御座候、仍而米穀ハ余分ハ凡

而伏見刃兵火之者救米京地市中等江配当被為在候御内

許ニ御座候、

一明日徳川逆罪之次第

朝敵タルヲ以瞭然相鳴シ、天下江大号令

御発表之御評決ニ相成申候、為鎮撫下坂ト表面ヲツク  
ロヒ則籠城割拠ノ形ヲ成シ、新柵ヲ結ヒ要所々々ニ公  
然警衛ヲ

命シ、且外夷江

朝廷ノ悪ヲ示シ、暴戻之所為ナドハ文面ヲ以布告ニ及  
候次第等重罪顯然タルコト、殊ニ御当地戦争前日ニ当  
リ、於摂海砲発ニ及候儀各国公使群集之中ニ而公法ニ  
戻リタル所為、宇内ニ曲ヲ広メ候訳ニ而、大ニ我カ幸  
ト可申候、

右大略之形行申上候、

朝廷ヨリ之

御達書且戦争之御届、死傷・手負等或ハ分捕・打取  
等之員、夫ニ從政府御問合可有之候間、態と相略、  
見聞之及候丈相認候、昼夜之參

朝ニ而許多之事情難申尽、宜鋪御洞察被下、被達

尊聴候儀共以賢慮可然奉頼候、頓首百拜、

正月五日夜認

大久保一藏

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第七三〇号  
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・五種 横三四八・五種

一七六 春日丸艦長井上新右衛門ヨリ藩庁ヘノ届

書

(端裏書) 井上新右衛門

(朱) 『戊辰正月』

当月二日昼過、御軍艦翔鳳丸兵庫湊江致入津候付、早速  
差越承届、去月廿五日乗頭白石弥左衛門・見聞役児玉弥  
右衛門水夫頭召列、江戸田町御屋敷江致上陸居候処、上  
御屋敷之方何欵騒ケ敷向相聞得候付、乗頭并見聞役儀は  
上御屋敷江差越、水夫頭ニは品川沖本船江罷帰候様、右  
兩人より承り本船江罷帰候、然処小船より兼而御屋敷江

罷居候浪人追々本船江乗付、上御屋敷之儀は戦争相初り候段承り申候、右浪人之内式拾九人は本船江召乗候得共、跡より乗来候船々江幕船より致砲発遮留、其上ニ而翔鳳丸江幕船より砲発いたし、互ニ打合神奈川沖迄差越候処、同所より幕船は引返申候付、夫より翔鳳丸は伊豆之田子浦ニ而可成之修覆相加、遠州灘相走り候折逢難風一昼夜漂居、漸く紀州久木浦江碇泊、正月元日同所出船ニ而、今二日致着、折柄形部殿御滞在ニ而右仕抹御届申上候、同日夜六ツ半過御軍艦平運丸致入津候付、是又差越承候処、今夕刻安治川口出船之所幕船同時ニ出帆、跡より付来、和田御崎沖合江走掛候処二発致砲発、右一発士官部屋上之看板を打抜申候、何様之儀茂不相分当所江致入津候旨、乗頭得能佐平次より承届申候、尤同人病氣ニ付是又形部殿江御届申上、右致砲発候幕船江春日丸士官和田彦兵衛、平運丸士官有川藤助右兩人ハツテラより応接として差遣候処、闇夜之事ニ而尋出不申、翌三日早天遙沖之方江昨日致砲発候船掛居候間、右兩人差遣申候処、幕

船開陽丸江差越候様承り則右船江差越候処、何様之儀ニ而砲発いたし候哉相尋候処、於江戸戦争有之、右ニ付敵国之船故当湊江差留候為ニ致砲発候段申聞候間、右兩人之儀は直ニ本船江罷帰、右之趣刑部殿江御届申上、尤昨夜幕船四艘蒸気相立候付疑敷存、春日丸初外式艘御船茂蒸気相立砲発之致用意居申候、同三日夜ニ入、陸上茂何物騒敷、幕兵大砲など相携追々集り候模様、折柄春日丸乗付被仰付候赤塚源六、外ニ兵士之面々大坂より差越形部殿ニは陸上御滞在嫌疑茂有之、春日丸江暫く御出ニ而、撰州有馬より丹波路を經御上京申賦故、御船々は当所致出帆候へ、太分幕船より致砲発候半、就而は春日丸ニは御国許江京撰之模様并翔鳳丸江戸表之事情不相分候付、防戦之上は切抜ケ御国許江御左右申上候様致承知、<sup>(晩)</sup>四日焼七ツ時御船三艘共兵庫出船いたし、紀州加田之瀬戸を越し阿波沖を走り候処、跡より幕船追掛翔鳳丸を懸念ニ存、春日丸ニ而喰留候考ニ而、暫く船を留流居候処、幕船近寄同断船を留流居、不致砲発互ニ流居候、翔鳳丸

儀は遙々地方之方江乗抜候間、春日丸ニは御役付旗表柱  
江引揚候処、無程幕船より致砲発、互ニ打合申候、最早  
夕刻ニ茂相成、翔鳳丸遙地方ニ煙計相見得相隔候付、互  
ニ砲発相止地之方江向ケ走り候処、幕船ニは沖之方江走  
り出候様見受候間、翔鳳丸儀茂多分土佐地江同夜中ニは  
乗付可申哉と存、春日丸ニは其假土佐沖を通り今六日四  
ツ過前之浜江着船仕候間、此段御届申上候、以上、

但平運丸之儀は機械等掛念ニ有之、土佐沖は乘兼候段、  
乗頭より承申候、就而は瀬戸内江乘廻候儀と奉存候、

辰正月六日  
御軍艦  
春日丸乗頭  
井上新右衛門

文書原寸 縦一四種 横三七六・七種

〇七九 從正月三日 鳥羽伏見方面追討大略  
至同 六日

三〇〇 大久保一藏ヨリ在藩ノ重役へ

鳥羽伏見ノ戦況

去ル五日堀直太郎被差立形行申上置候処、其后日々

官軍之勢相加、同日淀屯集之賊徒悉ク退散、淀城之儀  
賊滞陣之趣申触候得共、左ニあらず、城内ニハ一人も  
入れざりし由ニ而、点検ヲ受

官軍を迎へ候次第ニ御座候、此日戦も与程烈鋪、当朝  
四日ニ追退られ候残徒鳥羽口迄進出根強ク必戦、味方  
手負戦死も相応有之候得共、終ニ

官軍之勝利と相成、淀ニもたまり得ず八幡をさして敗

走仍而淀市中ハ兵火と相成、城内無難ニ而相濟候 官軍  
長薩

ノカラ、  
以如此

一同六日

官軍益進んで八幡ヲ進撃、同所要地故賊も十分ニ手配  
りいたし、新ニ砲台等相構へ、八幡宮前人家或ハ橋本  
辺関門等迄人数相備へ迎戦候得共、

官軍薩 長薩短兵急ニ相懸り尽ク破られ、関門之儀ハ搦手之

山合ヨリ薩長不意を打、且藤堂勢

官軍ニ属シ前面ヨリ砲発ニ及び、終散々ニ討成され敗

北す、関門之守兵固より若州勢・宮津勢ヲ以警衛之上、

会桑残兵取合、此要地を被取候而は不相成とて、死力

ヲ以防禦に賢ク手を廻し用意いたしたる向ニ候得共、

終ニ利あらず、此日賊兵死傷不知数と申事、我兵も死

傷も少々有之候、関門ハ直ニ薩長兵ヲ以相固メ候事、

一七日平方迄賊兵落たるよし説ニ而、斥候差出及探索候

得共、中々同所ニも足を留る事不能、華城をさして逃

去りしと聞ゆ、

一八日朝大坂邸中結合之者之由にて、越藩両人八幡先鋒

我軍営ニ来り、徳川慶喜始会桑東退いたし候趣演舌、

就而は此一封別紙に記  
し有之

奏聞ニ及筈なり、早々薩長之先鋒隊江通シ呉候様華城

目付役妻木某より頼ニ相頼と之事候由、於大坂ハ既ニ

今晩森口辺迄薩長先鋒押寄、直ニ華城江急撃いたすと

之事ニ而、狼狽不可謂、実ニあはたしく軍艦を以東

歸いたし候次第ニ而、見苦鋪体なりしとぞ、凡先鋒隊

賊兵は会桑新撰宗徒之者にて、委曲ハ分り兼候得共、

二千人余ハ有之たるニ無相違相聞候処、何分頼切たる

人数残少なに打成され、薩長之

官軍不可当之勢を相通し候処より切迫し、右時宜ニ相

及候事と被察候、賊之巨魁打洩したるハ別而遺憾に堪

ず候得共、始終

官軍之大御勝利ト相成候段ハ、

皇運弥挽回之瑞と可申候、是偏ニ薩長之粉骨碎身苦戦

を成たる故也、

一征東將軍官江六日晚より小拙隠從仕候、翌七日東寺御

発途ニ而淀江

御入城、翌八日八幡御参詣被為 在候也、橋本関門等

之戦地凡而

御巡覽被為遊、隊長共被召出戦之始末

御尋問 御慰勞被為 在候、錦之

御旗飄され、処々

御巡覽ニ就而、老若男奉迎望難有々々トいえる声、流

石ニ一天之主之

御軍はかゝるものと涙を吞候計ニ御座候、

御巡覽先にて華城之様子御届相成候付、

朝廷上之御模様弥越藩より

奏聞ニ及候や為伺、小子其假帰京仕候処、同夜半無相

違奏聞相成候事、

一昨九日將軍

宮は平方迄枚御進發、先鋒を華城迄被差向、報知次第

御入城、尚

官軍之御威光被輝、外夷御布令等も可被為在様

朝議被相決候、小拙ハ被差留、大山格綱長之助被差出候、

大坂江は今早天より御国人数九小隊クリ出シ、長兵も

同様差出候、然処昨夜華城焼失之段相達、先殘兵之所

為と被聞候得共、未しかと相分不申候、必処々殘兵も

難凶同所次第ハ出張之者より申上ニ而も可有之候、

一昨日三条卿副総裁外国掛被実美命候、東久世公外国掛被通勝

命候、

一徳川慶喜罪状ヲ鳴シ、御布告之発するニ臨ミ、岩倉卿具視

土佐ニ御出大議論ニ被及、最早今日を手切ト思食候、

此上扶幕之御考ニ候ハ、早々坂地江御下り、十分ニ慶

喜を御助可被成、少も遺憾無之候、是迄通曖昧たる事

ニ而は不相濟候付、断然御断決可有之ト御切詰相成、

流石ニ閉口ニ而、此上ハ

朝廷御沙汰次第可奉畏ト之事ニ而、家中一同江も布告

等有之、後藤・福岡等も承伏之由ニ御座候、其余尾・

越・宇和島等も無子細、実ニ此卿ハ希代之人傑と可申、

今日此に至りしハ一人之力と謂ツテ可なるべし○徳川

慶喜姦惡之次第別紙御国之事ヲ布告等いたし、兩三日

跡

朝廷にも差出候由、大ニ姦謀有之たる事と相見得、間

ニ不容髮之危と可申候、旁

天運之不尽処御同慶奉存候、

右今日高崎等被差立候付大略申上候、尤小拙事戦地

ハ踏不申、事実少々相違之事も可有之、委曲ハ外より御問合可相成と、早々如此御座候、奉達

御聴候儀以御勘考可然奉頼候、以上、

正月十日

大久保一藏

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第七五六二号文書ノ一部ト同文ナリ)

文書原寸 縦一五・九極 横二六・〇・七極

二三 西郷吉之助ヨリ桂右衛門へ

鳥羽伏見ノ戦況

(端裏朱書)  
「戊辰正月十日 西郷」

尚々、江戸御屋敷を焼崩され、大坂之御屋敷焼失、

此両件実ニ残念之仕合、是丈ケか負ニ相成候事ニ御

座候、

中将様益御機嫌能被遊御座、恐悦之御義奉存候、陳ハ去ル三日徳川暴挙之振舞先月申上置候通ニ御座候、六日迄八幡江押詰無難攻落、橋本迄追詰候処、山崎御固ハ藤堂

ニ而御座候処、是も官軍ニ属し共相戦候故、訳もなく責拔追巻り候処、<sup>(改)</sup>牧方迄も足を止候義不相叶、勿論牧方江

出張之兵も共崩いたし、大坂江逃込候処、大坂城中大ニ

恐怖を懐、一足もたまり得ず薩長之兵今夜押寄も不被計

と申事ニて騒立、取る物も取あへず逃支度を成し、七日

朝より八日迄ニ相掛一人も不残大坂城中ハ逃去、越前藩

大坂詰之者を招呼、別紙之書面を相渡、早々薩長之先手

江写ヲ以相告呉、突撃を免れ度之事而已ニ御座候、三日

より六日迄之連戦一步も不退、少々之敗もなく勝どほし

之軍ハ未曾有之戦ニ而御座候、為

皇国御悦可被下候、人数之多少を比較いたし候へハ、賊

軍ハ五増倍之事ニ御座候得共、かくのごとき勝利ハいま

た不聞義ニ御座候、京撰之間余程人心を失ひ居候事ニ而、

今日ニ至りてハ伏見辺ハ兵火之為ニ焼亡いたし候得共、

薩長之兵隊通行之度毎ニハ老若男女路頭ニ出手を合て拜

を為し、難有く／＼と申声而已ニ御座候、戦場ニも路

々粮食を持出し、汗をこしらへ酒を酌て戦兵を慰し、国

中之人民よりハマさりて覚候事ニ御座候、淀城ハ前以より賊兵を城内江不入付、城下迄押詰候処頻親類有之焼落し不具候様との事ニ御座候間、城内よりハ一発も不打出候故、城ハ不焼ニ市町之賊巢を焼払て賊ヲ追落候処、其後ハ淀ハ余程世話をいたし呉、大ニ都合能事ニ御座候、近畿之諸侯は皆官軍ニ属し、又両端を懐き居候藩々も方々向相定、官軍日々に盛大ニ罷成申候、御安慮可被下候、山陽道ハ姫路賊ニ与し居候故、長兵備前と合し打巻る賊ニ御座候間、必ず不日勝報可有之と相待居申候、山陰道(公望)ハ西園寺様惣宰ニ而薩長之兵を卒御出張相成候処、是ハ戦ハ不致三丹ヲ御説得相成候而、官軍ニ被属候御策ニ而御座候処、亀山ハ早ク相隨ひ候趣申来、追々官軍ニ属し候向と被相聞申候、大坂之通路を久敷被塞候而ハ大ニ困究可仕と相考居候処、案外急速ニ相開、天幸此事ニ御座候、今日ハ征討將軍之宮、錦之(嘉彰親王)御旗を押立、浪花迄御出張之賦ニ而、昨夜牧方御泊ニ而御座候、

皇威之輝とハ今日之事ニ御座候、御遥察可被下候、いた混雑中ニ而不能詳悉候得共、大略勝軍之一左右迄如此御座候、  
恐惶謹言、

西郷吉之助

正月十日

(桂久武)  
右衛門様

御侍史

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第七五六ノ一  
号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六種 横二六一・五種

三三 九州諸藩へ王政復古布告文ノ通達

付藩内へノ令達

一七三ノ一

布告文

天ニ無二日地に無二王、是天地の経義世の通義なり、往時 皇国衰弱の弊ニ乗り、徳川氏兵馬の権を掌握せしより已来、王室愈不振、其漸終ニ至尊徒ニ虚器を擁し給



ふのみ、万姓をして

天朝有る事を不知しめ、近代に至りてハ畏くも奉輕蔑

朝威之罪枚挙するニ違あらず、天下之人々切齒悲憤する

処、就中西洋異邦に対し自ら日本大君と称すれハ甘して

是を受候、君臣上下の名分地を掃に至れり、朝廷厚く

寛典ニ処せらるゝと雖も、動すれば上を欺下を誣の奸跡

多く、今の徳川慶喜事飽まで 天恩を蒙りたる身として、

日頃ニ至王政復古之大典を怨望し、陰ニ禍心を包蔵し、

松平肥後・松平越中等其凶箠を助け、天下の乱魁と成り、

既ニ本月三日暗に大坂を発して干戈を 王畿に動し、恐

多くも奉襲 鳳闕之逆謀顯然たるニ依り、即ち尾・越・

薩・長・土・芸其他誠忠有志之諸侯・勤王之義兵を致賊

徒を鳥羽に破り、伏見の賊陣を討ち、官軍大ニ勝利を得

て大坂ニ北ケ行を追撃したり、

新天子神聖勸武にまし、速に斧鉞の任を仁和寺親王

ニ下賜、征東大將軍 宣下ありて、諸參謀・副将各 勅

命を奉戴、同九日大坂城を攻抜き逆賊を追崩し、党与等

悉く伏誅し或逃隠たり、官軍山崎之賊関を破り、八幡山

ニ抛り、大坂落城之後は摂海は勿論城市兵々官軍堅固ニ

守り、翌十日ニ至りてハ東賊一人も不見落去り、天兵之

向ふ所枯たるを摧く如く、彼ニ親従たる井伊・藤堂・稻

葉等之輩を初悉送款帰順して、官軍ニ属せり、尔後賊魁

徳川慶喜・松平肥後・松平越中身首之所在を不知と雖、

天網疎ニして不漏之理なれハ、自然束縛に付へき者なり、

率土の浜王土ニ非るハ無く、普天之下王民ニあらざるハ

なし、誰か今日

天朝多難之際ニ当りて

王家ニ勤めざるへき、仍而遍く列藩各土之将士四民万姓

ニ布告す、早々賊魁徳川慶喜・松平肥後・松平越中等を

誅伐し、天地不容之罪を正し、上ニ奉安

宸襟、下万民塗炭之苦を解き、 皇国之全疆を静鎮すへ

し、若し今日に至り名分大義に暗く、誤りて 王師を拒

ミ逆敵ニ私党する者ハ忽天誅を可加、仮令徳川慶喜等之

親族姻類たりとも、大義を守り勤王之志ある者ハ、其実

効を顕し可奉報 天恩、一旦逆賊に誑誤せられ之か党た

りとも、自新之意を発し反正帰順之輩ハ不録旧惡、

王師の内ニ可召加ニ付、速ニ去就を決し尽力竭忠共ニ可

翼戴

王室を首鼠兩端を拘て擬議猶予するの輩ハ、邪正曲直判

然たり、

天裁あるへき者也、

正月

明治元年正月十三日

島津中将

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第五卷第一ノ二号  
文書ト同文ナリ)

一七三ノ二

今般朝敵征討被

仰出候付、九州之諸侯江は此御方より夫々使節被差向、

御別紙之通り布告文被相渡、若名分大義ニ暗く至今日勤

王之赤心無之、逆賊ニ致私党族於有之は、即追討之師被

差出管候、此旨一統奉承知候様向々江早々致通達、諸郷

私領へも可申渡旨領主并諸所地頭江可申渡候、

正月

龍衛

内膳

(川上久齡)

(桂久武)

文書ノ一部ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六種 横一〇九二種

一三三 久留島出雲守より島津中将公へ

幕吏之暴挙ニ就て

(包紙ウツ書)  
「島津中将様 久留島出雲守

尊下

フ

」

一筆啓上仕候、春寒難去候処益御勇健被成御座珍重御義

奉存候、然は元西国御郡代窪田治部右衛門義、兼而暴威

を張人民を困罷在候処、此度

御変革ニ相成候以来、別而徳川氏を奉、乍恐

朝廷を度外ニ仕、将又誣説流言ヲ以近隣諸侯愚劣致、大

義名分之間物疑令生、剩開門を四方ニ投、頻ニ募兵仕、

不日ニ居所を茂要地ニ可移由、遂ニは賊之散兵等相集メ

候姿相頭、誠ニ不屈至極ニ付、近隣と云傍觀難仕、為國

家早速糺罪之所置仕度奉存候得共、折節伊予守ニも上京

留主中之義ニ付、何分難任心底苦心罷在候、巨細之義は

家来之者江申含差出候間、宜御聞込万事御指揮之程奉願

上候、右為可得尊意呈愚札候、恐惶謹言、

正月十四日

久留島出雲守

通明

中將様

尊下

文書原寸 縦二・四種

包紙原寸

縦二六・四種

横六一・四種

横二九・八種



西郷ヨリ蓑田へ

鳥羽伏見戦後ノ形勢

(前欠)

此事ニ御座候、将又京・伏見・大坂町々より毎日酒

肴を捧、勝軍ヲ奉祝候義過分之事ニ而、是程丈幕会

被悪居候事哉と、今更驚計ニ御座候、十文字之御旗

ヲ見計候へハ、老若男女拜を成し手を合、薩摩大明

神様と唱候事ニて、難有し〜と申声而已ニ御座候、

民心悦服いたし候義、実ニ王師とハ此様之事を申も

の欵と奉存候、幸一戦争後ハ米之直段も下落いたし、

人民尚悦を成し申候、天幸此事ニ御座候、

中將様益御機嫌能被遊御座恐悦之御義奉存候、陳ハ大坂

落去以来、追々軍威盛ニ相成、土芸等も皆腹も居り、大

ニ相変し、只今ニ而ハ勤 王之士と相見得申候、容堂公

ニハ岩倉卿より大議論を被成、夫より降伏之姿ニ御座候、

第一臆心之者ハ成敗之上ニ惑を生し、成敗定候得は、決

着出来候義ハ常人之事とハ乍申、余リニ鉄面皮之事多ク

御座候、御笑察可被下候、官軍之勢ひ日々盛大ニ罷成、大垣・小浜等ハ賊軍ニ与し居候得共、是以歎願いたし、東夷征伐之先鋒を被命、実行相願候処を以、前罪を被免候筋ニ相定申候、宮津杯ハ君侯兩人首級を差出候なり共可致ニ付、不及滅国様との義迄も申出候由、俗論と申ものハ実ニおそろしきものニ而、不可忍をものヲ忍候事御座候へハ、如何様共転変仕候訳ニ而、胆を消候次第御座候、伊予之松山も征伐被仰出候得共、是以頻ニ歎願之由ニ被相聞申候、松山・高松ハ土州より願出、追討を被命候、桑名ハ細川・彦根外ニ兩三藩征討を被命、近々発足之賦ニ御座候、只今ニ而ハ追々西国は相定候模様ニ御座候、会津ハ上杉・佐竹・南部江被命、追討之賦ニ御座候、上杉・佐竹等ハ内々相願候向ニ御座候、仙台も近々京着と申事、東国も官軍ニ属し候趣ニ相見得申候、当分東国之諸侯ハ、勿論民心を離し候策第一之訳ニ御座候間、早々説客を被差出候義ニ御座候、東国ハ勿論、諸国内之是迄徳川氏之領分旗下之士之知行所共

王民と相成候へハ、今年之租税ハ半減、昨年未納之物も同様被仰出、積年之苛政を被寛候事ニ御座候、此一義ニ而も、東国之民ハ直様相離れ可申義と奉存候、彼賊を孤立さするの策ハ早く相用ひ不申候而ハ不相濟、夫迎も酒井等之者ハ、必賊と生死を共ニ可致義とハ奉存候得共、討安キ事ニハ成行可申事と奉存候、関東江逃帰候而より、人心如何ニ御座候哉、探索も追々差出置候得共、いまた一左右も無之、定而内乱相生候半欵と被相察申候、是迄之人氣ニてハ、沸騰も生し可申欵と奉存候、東兵ハ薩長之兵少募<sup>(募)</sup>を慢、器械之不足を見て暴発之事ニ至り候向ニ御座候得共、却而数千之屍を重、大敗ヲ取候事ニ御座候へハ、もふハ恃もの更ニ無之、余程落胆いたし候ものニ御座候、只恃ミニ相成ものハ海軍而已ニ御座候故、速ニ朝廷ニ軍艦四艘を御調之賦ニ而、談判被仰出候事ニ御座候、左候へハ弐艘ツ、薩長江御預相成筋ニ御決定相成居申候、乍然いまた御布告ニも不相成内、備前勢兵庫ニおひて英人と及炮戦、備前ハ散々打成され、英人大ニ立

腹いたし、大難事到来之義ニ御座候、堂上より東久世卿、(通稱)  
宇和島侯・後藤・岩下君早々下坂ニ相成、御布告之上方

国之公法を以御所置相成賦ニ御座候、誠ニ失策を仕出し、

苦心之義ニ御座候、白山此節ハ一ト通ならず王室之為ニ

尽力いたし、仏之ミニストル杯も説ふせ、実ニ大幸之至

御座候、各国公使も京都迄御呼登之都合ニ相運居候間、

此度社

朝廷之外国人と相成候義と相考居申候、一昨日ハ

太守様ニも不容易

御褒詞被為在、一同奉恐悦候、

右等之事ハ御家老衆より委細御問越相成候付文略仕候、

御互ニ大慶此事と奉存候、尚軍威相振一層之勢を増し申

候、御遥察可被下候、此旨荒々奉得御意候、恐々謹白、

西郷吉之助

正月十六日

蓑田伝兵衛様

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第四卷第七九ノ

二号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一五・五釐 横三六〇・五釐

二三 川畑伊右衛門書翰

宛名不明

病氣ニ付往訪不能云々

〔端裏書〕  
「川畑伊右衛門老人書状」

尚々、乱筆仕御免奉願候、

御芳翰難有拜誦仕候、弥以御清穆被成御座候由大慶之至

奉存候、如仰久々御疎遠罷過キ申候ニ付、参上仕度山々

相考申候得共、尚寒中始終不塩梅ニ而、乍存御失敬罷居

候、夏之時分は参上仕候処、種々之御馳走ニ逢候て御厄

害千万奉存候、其後御厚礼方参上之含罷居申候処、間も

なく脚氣煩出し夫ゆへ御無音罷過キ、不埒千万御高免奉

願候、去冬より之御高恩一ツも忘脚(却)ハ不仕候得共、病氣

ニ而不任心残念此事ニ御座候、扱来ル廿日ニハ鳥渡二三

時比より御尊亭江参上仕候様被仰聞難有奉存候、直ニ御

受可申上候処、いまた病氣快方不仕、歩行出来兼申候、

誠ニ乍御残多御断申上候間、不悪様御汲取可被下候、

(友厚)

山田宗一郎殿などへも久々取会不申候、先達而五代氏被

参候て伝言とも仕置申候間、御取会之節宜敷様御鶴声奉

仰候、御二男様遠方迄御持参、近比恐入次第御座候、先

は此之趣御返報迄如此御座候、いつれ拜顔之上委細可奉

厚謝候、敬白、

川畑伊右衛門拜

一月廿八日

文書原寸 縦一八・五種 横七〇・八種

二三六 川畑伊右衛門ヨリ市来(正右衛門?)へ

来訪会谈ノ件

(端裏書)  
「川畑伊右衛門殿書状」

尚々、五代氏御出立候へ、御誘引可被下候、

御美墨難有拝読仕候、如仰敵寒甚敷御座候得共、弥御壯

健被成御起居候由奉欣踊候、然は今日ハ参堂仕候様被仰

聞難有奉存候得共、乍御残多脚氣相煩居御断申上、不敬

之段御高免可被下候、(余一紙) 山田氏・五代氏など御出立候へ、

近比乍自由可然様御鶴声可被下候、扱明後日二日ニは鳥

渡二三時比より山田氏など御同道ニ而弊亭へ御光来被下

候段、難有奉存候、私病氣も少々は快く御座候而、少も

故障之段無之候間、遠方乍御太儀必ス〱御来駕被下度

奉待上候、久し振り御高談承度御座候、誠忠之一念不相

立処より病氣など煩出シ、実ニ因循残念此事ニ御座候、

御光来被下候へ、積鬱御咄とも申上度楽御座候間、押

而此段申上越候、遠方迄御二男様度々御問屋ヲ頼上、何

も恐入次第御座候、先は此之趣御返報迄一筆如此御座候、

いつれ二日御来駕之上御厚礼旁可申上候、敬白、

一月廿日

川畑拜

市来様

文書原寸 縦二六・五種 横三七・四種

二三七 筆者不明ノ書翰

鳥羽伏見ノ戦況其他聞書

(端裏朱書)  
「戊辰正月」

私事中村矢之助同行、肥後并筑後諸所致探索、去ル六日馬関江着、同八日兵庫出足飛脚新納善之助江行逢候ニ付、江戸并兵庫ニ而及戦争候一条細々承得、尚又差急キ翌九日夜防州山口表江着いたし、直様木戸準一(孝九)郎・広沢兵介(眞巳)致面会度申越候処、兵介ハ上京参与被仰付、準一郎儀は備前江差越居、同席御堀耕助入参相成承得候は、同藩桂太郎事、来ル四日朝より京師出立、丹波路忍通り京撰變動報知之為、今九日昼時分帰国相成居承得候次第左之通、

一会桑并徳川之新撰組・遊撃組其外等之兵士、市橋(二橋)且越前侯より取抑出来兼、押而上京之様子京師江相聞得候所より、長土并御国人数取抑之為伏見街道警固ニ而出張いたし居候所、当正月三日七ツ時分会津・高松之両勢余多人数参掛可押通勢ニ付、御国より及応接候所、今般

朝廷より上京之内命ニより罷通候段申ニ付、左候ハ、自此方江も其段

朝廷より御達可有之処、全夫等之儀不致承知、依而差通候儀不相成趣及返答押留候得は、夫形一旦引取候由、然処又々山崎路より鳥羽街道江も同断、徳川之新撰組・遊撃組・歩兵隊等繰出との趣ニ付、御国兵六中隊同所江差向候処、如案七ツ過右隊多勢ニ而押掛候ニ付、同様押留候得共、是非可罷通演舌申放し、彼より無理ニ押通様子難取抑、不得止事此方刀殺ニ及び、一時切破り敵人数余多矢庭ニ切倒し、我兵も両三人余は即死と相見得、暫時之戦ニ而徳川勢大ニ致敗走被追散候由、早其節ハ敵合纒ニ一間位も隔居、発砲之間合も無之及切合候、然処亦暮前より大砲押掛ケ、其時は徳川勢ハ勿論、桑兵相混し右御国之六中隊江発砲ニ而、一手手強ク打掛、余程烈敷及血戦、彼ハ素より我兵も相応ニ戦死と相見得、夫より徹夜之戦甚しく所より、伏見街道江援兵を乞ひ、長ノ奇兵・遊撃之内三中隊夜半比鳥羽街道へ駆付、夫より一緒ニ相成、翌四日朝迄血戦、終ニ徳川勢敗北都而被追散、同所辺一人も不足留大坂之

様逃去候哉不相分、且又伏見街道之儀も鳥羽一時ニ起

り、同所江ハ会高ノ勢大砲・小銃ニ而押掛り、同断血

戦ノ央、会ノ手より同所奉行所江火ヲ掛候所、市中前

後ニ燃上り、会津・高松勢之後ヲ立切り、前面より御

国勢長土ノ勢手強攻立、彼ハ大ニ及難戦、死亡余多ニ

而、味方も手負・死人も少々ニ而、両街道共四日朝迄

ノ血戦及徹夜大ニ致難儀候由、併同所も無残敵兵被追

退、市中兵火ニ過半焼失、長勢ハ奇兵隊三謀浪士後藤

春輔戦死、其余即死三四人、手負拾五六人余、国ハ全

不相分、鳥羽街道ノ戦ハ一増恐しく手負為有之向候由、

長藩桂太郎京師出立伏見罷通候時分ハ、同所江会津病

院跡と相見得死骸四拾人も打積居候由、尤生捕も有之

候、其時迄は鳥羽街道砲声相聞得候事、

一朝廷ノ処万一之御場合も被為及候ハ、一旦三丹江

御動座之御賦致決定居候由、左候而其時ニ至り候ハ、

備後尾野道屯集ノ長芸勢順ニ山崎路江出掛、警固仕用

意も相定居候事、

一備後尾野道屯集之長勢千人并芸勢六百人ハ、弥来ル九

日朝より同所繰出直ニ福山領江押掛致応接候、上君徳

川随意之返答且

朝命ヲ背ク勢ニおゐてハ、右人数攻掛戦争ニ及賦決定、

夫より松山城・姫路城同断之賦、然共未十日夜迄ハ報

知無之相待居候事、

一御国艦豊瑞丸ハ此度長州江潜伏之沢卿御召船江御かり

入相成候而、於三田尻正月元日御乗船、尤御同人ハ

三条卿御同様官位モノノ如ク被腹御帰洛被仰出、当分

迄尾野道江汐掛り被成居候所、平運丸ニも同所江同断

前件通り福山押掛之限日ニ差掛、右両艘共兵庫港ニ而

之恥辱可雪申合候得共、平運丸ハ修覆不相加不相叶、

一旦防州三田尻江引取候、乍然外長丙寅丸も同様ニ而

備後辺海上より攻掛之筈ニ而、用意相成候由、且沢卿

御事ハ京師之模様次第ニは一旦長へ御引返シ相成賦候

事、

一肥後・平戸・大村・備前・大津之五藩、大津口ノ固と



して致出勢候様被仰付、四日より繰出相成候事、

一四條様問罪使として来ル四日朝下坂被成候、尾越之家

老一人ツ従来相成、外ニ肥後従軍候事、

一仁(高杉親王)和寺宮様征伐將軍之被為蒙命、薩長土芸より従軍

来四日御供揃、昼より下坂之賦候事、

一三条公議定職・東久世卿参予被仰付候事、

一京師より長江病院并兵士出勢之段申越相成、此節毛利

左門(左衛門)惣督(出雲カ)ニ而来ル十日三田尻出揃、同十一日より五百

人同所より蒸氣船乗込備前江上陸、同国丹波路陸行之

賦、

一毛利長門守事、来ル九日夜より供勢出揃触達相成、同

十四五日より出足三田尻より軍艦ニ而備前より上陸、

陸行之賦候事、

一ノ下ノ関・瀬戸内通船来ル九日より差留相成候、第一徳

川船ト見請候得は発砲之決定、其余通船引留応接之上、

徳川之為上坂等之船ニハ差留、依式ハ打払之手筈相成

候事、

一備前侯(池田茂政)より去月廿六日比山口江使者到着、山田一郎左

衛門、訳ハ今般国論變し正義一新いたし、長薩へ同道

打合ノ為ニ而候由、且松山城等近国ノ儀は異儀有之候

ハ、備前引請度との趣も使者及演舌候由、弥変改無

相違承届申候、今般木戸準一郎儀来ル九日より蒸氣船

ニ而参滞留ニ候、

一去十二月中旬比市橋於大坂外異五ヶ国ノ船將江応接今

般政権ヲ奉帰 朝廷候儀、全予カ好ム所ニ無之、

朝廷諸侯ニおゐて押而被奪、時勢無致方曲而かりニ帰

政權置との趣致垂過候段、長藩伊東春輔英艦へ乗付居、

同人承得候上注進相成候、依而此憂早不凌置候而ハ如

何ニ存申候間、内実相通、且今般

朝命ヲ背キ無理ニ徳川会津兵より兵端ヲ開キ候事件申

聞置度、右ニ付御国よりも御計策被成置度、前文耕助

より承申候、尤長より右一条ニ付伊東春輔事、早英船

より摂海江差出相成候事、

一徳川ノ三艦大坂川口辺廻航イタシ、薩長ノ艦ハ商船ニ

至り発砲、海路を相支候由之事、

一薩長芸より軍艦三艘位紀州之苫崎辺江差向置、徳川艦

通路ヲ妨ケ彼をおびやかし、撰海ノ備船猶予為致候計

策も吟味御座候、是又御重役衆江申上具候様ニ承届申

候、勿論長より芸州江ハ粗打合為相成居由候事、

文書原寸 縦一六・二種 横三六四・五種

一三六 英艦兵庫ヨリ長崎ニ齎セル幕軍大坂落去ノ

情報

英軍艦兵庫より正月十日出帆、同十二日八ツ時長崎ニ

着、

一正月八日戦争大キニ官軍勝利、

一同九日大坂城落城、江戸兵屯人も無之都而打ちこし、

官軍大坂中惣かため相成、尤大坂市中不残焼失、

一同十日江戸惣引取相成、

右英軍艦長崎懸念相成態々参り候、

一大君方尽く敗走、薩摩兵士大坂を半ハ焼し、英商人兵

庫英船へ乗組之義ミニストルより申付候、

大君兵士河辺<sup>名地</sup>ニ引去れり、是ハ英居留地故ニ這入れり、

大坂奉行英蒸気船を借、役人其外と横浜ニ載去れり、運

上所ハ閉チタリ、

文書原寸 縦一六・四種 横五八・七種

一三九 慨癡道人ノ護国新論

耶蘇教排斥

(表紙)

「護国新論」

(中表紙)

一慶応四戊辰正月

護国新論

清風館蔵板」

護国新論

慨癡道人述

耶蘇教ニ聖書ト称シテ尊フモノ旧約全書三十九卷、新

約全書二十七卷アリテ、其書ニ記スル言ヲ上帝<sup>天主</sup>ト

名ケ又ハ真遺詔ト名ケテ、一句一字モ加減スヘカラサル  
 神ト号ス、其餘数百部ノ書アリテ耶穌教ノコ、ロヲ論  
 モノトス、其書數百部ノ書アリテ耶穌教ノコ、ロヲ論  
 スルモノハ悉ク其枝末ニシテ、タトヒ此後ソノ著述ノ  
 書、汗牛充棟ニ及フトモ、新旧兩約書ノ外ニ別教旨ア  
 ルヘカラス、予旧約全書ノ首メ創世記ヨリ新約全書ノ  
 尾リ約翰黙示録マテヲ讀ニ、其教旨タ、天主ヲ尊敬シ  
 耶穌ヲ信賴スルヲ以テ耶穌教ノ大綱要トスルノミニシ  
 テ、修身齊家治國平天下ノ事ニ於テ曾テ之ヲ教ユルコ  
 トアルコトナシ、天主十誠中第五ニ敬爾父母トイヒ、  
 近コロ出ス小冊ニ聖書五常撮要・聖書五倫撮要ト題シ、  
 兩約書中ニテ文句ヲ拾ヒエテ五倫五常ニ牽強付會シタ  
 ルモノアリト雖モ、其其人倫ノ正道ニアラス、コレ妨  
 難ヲ防キ且ツ世人ヲ誑誘セン為メ假ニ設ケタルモノニ  
 テ耶穌教ノ本意ニ非ス、然ニ世人コレカ為ニ欺カレテ  
 耶穌教ハ正道ヲト、唱テ、自ラ惑ヒ人ヲ惑ス者少カラ  
 ス、今略シテ彼教ヲ非ニシテ是ナラス邪ニシテ正ナラ  
 サル旨ヲ論ス、十誠中ニ敬父母ノ言アリト雖モ、人ヲ

教テ実行セシムルモノニ非サル故ニ、耶穌教ニテ聖人  
 賢者ト尊フトコロノ（ラブラハム）亞伯拉罕、摩西耶穌等ノ者ニ一人  
 ノ孝子ト稱スヘキ者アルヲミス、耶穌十字架ニ刑セラ  
 ル、トキ、母ノ馬利亞（マリヤ）弟子ト共ニ十字架ノ傍ニ立ツ、  
 耶穌母ヲ視テ婦カ爾ノ子ヲミヨトイヒ弟子ニ向テ爾チ  
 爾ノ母ヲミヨト告ク、之ヲ以テ耶穌ノ孝道至篤ト稱ス  
 レトモ野客問難記 コレタ、死ニ臨テ母ヲ弟子ニ託シタルマ  
 テノコトニシテ、殊ニ孝ト名クヘキコトニ非ス、且ツ  
 耶穌生涯ノ事蹟ヲ福音ノ四伝ニ悉ク記シタレトモ、毫  
 モ孝ノミツヘキアルコトナシ、已ニ百行ノ本タル孝ノ  
 大道カク、豈ニ忠行ノアルアラシヤ、是故ニカノ聖賢  
 ト名クル者ニ一人ノ君主ニ忠ヲツクシタルモノアルコ  
 トナシ、且ツ兩約書數十卷千萬言アリト雖モ、曾テ忠  
 ヲ教ルノ言半句モアルヲミス、十誠中敬父母ノ条アリ  
 テ敬君主ノ教ナシ、抑モ耶穌教ノコ、ロ君王父母ヲ假  
 ノ君親トシ、天主ヲ実君親トシ之ヲ上帝大公大君天父  
 大父ト稱ス、是以テ君父ニ於ニ忠孝自ラカク、又十誠

ヲ敬愛天主此中初四愛人如己此中后六二律トス馬太伝二  
ヒ小学正宗、コノ敬愛天主ノ言中自ラ君父ヲ敬愛スヘカ  
伝等ノ如シ

スノコ、ロヲ含ム故ニ野客問難記ニ中華拜跪ノ礼ヲ論  
スルニ、君王父母ニ於テ屈膝稽首シテ敬恭ヲ致スヲ斥  
シテ、一膝君父ニハ兩膝ヲ對颺スレハ君父ニハ稽首君父ノ  
礼足ルトシ、又祖先祭祀ヲ付シテ、塚中ノ殘骨已ニ朽  
チ拜跪徒ニ勞ス墳上ノ坏上知ナシ、敬恭何ノ益カアラ  
ン、是不達ノ甚ト嘲ル、又愛人如己ノ言即チ墨子兼愛  
ノ意ニシテ、君父ニ於ルモ他人ニ向モ敬愛大別アルコ  
トナシ、如是ナルトキハ君ヲ亡シ父ヲ無シテ、其極タ  
トヒ君父ヲ殺シテモ天主耶穌ヲ信賴スレハ天堂ニ昇リ、  
君父ニ忠孝ヲツクストモ耶穌ヲ信セサレハ地獄ニ入ル  
トイフニ至ル、故ニ文王周公孔子モ墮獄ノ人トス利瑪竇  
儒略、コレ天主ヲ能生父主宰君ノ実君父トシ、世上万  
人ヲ同兄弟トシ、君父ヲ兄弟中ノ仮君父トスルニ因ル  
耶穌云ク爾チ夫子ノ稱ヲ受ルコトナカレ、蓋シ爾ノ師ハ一耶穌基督ナ  
リ、爾カトモカラミナ兄弟トス、亦爾ノ父ヲ父トスルコトナカレ、蓋  
シ爾ノ父ハ一ノ、是以テ十誡タ、敬愛天主ト愛人如己トノ  
天主コレナリト、

二律トナリ、敬父母ノ一誡モ自ラ愛人如己ノ兼愛中ニ  
落ツ、故ニ敬父母ノ言アリトイヘトモ孝ヲツトムヘシ  
ト勸メタルニ非ス、耶穌カ言ニ父母ヲ愛スルコト我ヲ  
愛スルニ過タルモノハ我ニ宜カラスト、此言ヲ耶穌教  
或問ニ問答シテ先後大小ノ別ヲ立テ、耶穌ヲ先トシ大  
トシ、父母ヲ後トシ小トス「噫呼忠孝ノ大道カク五常  
已ニ滅フ、豈ニ五倫ノ立ツヘキアラシヤ、天道鏡要ニ  
五倫ヲ不足トシテ天人倫ヲタテ之ヲ倫ノ首ニシテ最要  
ナルモノトスルハ、五倫ヲ亡シテ終ニ天人一倫ニ歸ス  
ルコ、ロナリ、一ノ天主万国ノ主ナリ、万人ノ父ナル  
故ニ大君大父ナリ、故ニ人中実上下差別アルコトナシ、  
是天人ノ一倫以テ五倫ヲ奪亡スル所以ナリ、已ニ如是  
ナルトキハ自ラ君父ヲ敬愛スルノ情薄シ、已ニ之ヲ輕  
スルトキハ忠孝アルヘキ理ナシ、宜哉耶穌教ノ徒ニ忠  
孝人ナキコト是理ノ然ル所以ナリ、是以テタマノ孝  
ヲ論スレハ、父母生ルトキニ養ヒ死セルトキニ瘞埋ス  
レハ子タル者ノ孝事足リトス、耶穌カ弟子ノ者ニ其父

死セルコトアリテ帰り葬シテ請フ、耶穌許サス、或問ニ問答シテ父輕ク耶穌重キ故ナリトス」且ツ死後ノ

祭祀ヲ無益トスルノミナラス、反テ天主ノ意ニ背クノ重罪トスルコト祀先弁謬<sup>ニ</sup>及ヒ野客問難記、務テ中華追

遠祭祀ヲ破斥スル如シ予窃ニ耶穌教士ノ事情ヲ觀ニ、絶テ忠孝アルコト、是以テ耶穌教ハ神祇祭祀ノ礼モ祖先追遠ノ孝トナシ、

モ悉ク廃ス、然ルトキハ礼義ヲ無シ帰厚ノ徳亡ヒ神祇ヲ凡ニシ祖先ヲ輕シ君主ヲ蔑シ、聖賢ヲ愚ニス、修身

齊家治国平天下ノ事ニ於テ、絶テ益ナキノミナラス大ニ人倫ヲ敗リ國家ヲ害ス、豈ニ礼義治政ノ邦国ニ於テ

一言半句モ容ルヘケンヤ、又専ラ偶像ヲ拜スルコトヲ斥ス、已ニ十誠ノ第二ニ偶像ヲ拜スルコトナカレト誠

メ、辟奉偶像解及ヒ論勿奉偶像ノ書アリテ、務テ偶像ヲ毀斥シ、其余之ヲ破スルコト諸書中ニ散在ス、若コ

ノ耶穌教  
皇国ニ満布セハ、畏オヲクモ

伊勢八幡ノ兩

御宗廟ヲ始メ神祇ノ尊像、祖先ノ靈牌ニ至ルマテ悉ク破毀シテ、タ、耶穌禮拜堂ヲ建テ天主耶穌ノミヲ敬拜シ、

千古不易ノ常典ヲ廢シ万代不易ノ皇統ヲ汚シ奉ランカ、

皇国古ヨリシハ、賊徒蜂起スルコトアリト雖モ、未タ曾テ一人ノ

皇統ヲ覘ヒ  
宝祚ヲ計ルモノアラス、是レ他ナシ、忝モ万国無比ノ

尊統連綿トシテ絶ヘ玉ハス、縦令イカナル名望ノ人アルトモ其統ニアラサル者敢テ

尊祚ヲ踐ムヘカラサルカ故ナリ、然ニ耶穌教ハテダシ夏イ娃ズヲ人祖トシ、万国人々ミナ其血脈ヲ承タル子孫ナリ、

故ニ幾万億兆人アリトモミナ同血脈兄弟ニシテ上下差別ナシトス亞當十世ノ孫ヲ稱シトイフ、挪亞三子ノ一ヲ閃ト名ク、閃ノ子孫東ニ向テ去ル、コレヲ亞細亞州ノ人祖トス、

故ニ、日本人ハミナ、若シ邦人ヲシテ此邪教ニ習染セシメハ、恐ラクハ

皇統ヲ尊奉スルノ情忽ニ無シ、必スヤ

尊祚ヲ覬フノ逆賊起ルニ至ランカ、不肖之ヲ惶レ此ヲ患

ルコト年アリ、伏テ

王公大臣ニ乞ヒ切ニ三道ノ賢哲ニ告ク、邦人深ク耶穌ニ

染泥セサル時ニ在テ、速ニ彼教ヲ嚴禁シ彼徒ヲ攘斥シ

羶風ヲシテ

神州ヲ汚サシメス、妖教ヲシテ正道ヲ濫サシメスシテ、

人民ヲシテ永ク

皇恩下ニ安住セシメ玉へ、涕泣敬白、

此書略シテ耶穌教ハ人倫ヲ敗リ国家ヲ害スルノ邪教ナ

ルコトヲ論ス、抑モ耶穌教ト天主教ト別派ニシテ互ニ

正邪ノ諍ヲ起シ、ヤ、モスレハ戰爭ニ及フコトアリ、

然ニ其教本モト一ニシテ二教共ニ天主ヲ敬崇シ耶穌ヲ

信賴シテ神仏ヲ斥シ、君父ヲ無スル等ノ大綱ニ在テハ

更ニ異アルコトナシ、タ、偶像ヲ拝スルト拝セサル等

ノ枝末小事ニ至テ小異アルノミ、豈ニ一正一邪ト分ツ

ヘケンヤ、共ニ邪教ナルコト論ヲマタス、二教分派ノ

原ハ耶穌降生三百年間ニ在テ、羅馬ノ王ニ孔士丹顛ナ  
(コンスタンティヌス一世)

ルモノアリ、モト偶像ヲ拝ス、後チ耶穌教ニ入ル故ニ

耶穌ヲ拝シ兼偶像ヲ拝ス、之ヲ天主教ト名ク、一類ア

リテタ、耶穌ヲ拝ス、之ヲ耶穌教ト名ク、コレニ派類

別ノ原始ナリ、然ニ耶穌教徒、常ニ天主教ハ邪ナリ耶

穌教ハ正ナリ一混スヘカラス、日本人未タ此別ヲ知ラ

ス、若之ヲ知ラハ我教ヲ仰信スヘントイフ、邦人此言

ニ欺カレテ天主教ハ国家ニ害アリ、耶穌教ハ正道ニシ

テ政教ニ裨益アリト唱フモノアリ、噫呼二教小異アリ

ト雖モ原是同穴ノ狐狸ニシテ人心ヲ蠱シ国家ヲ害スル

ニ至テハ一ナリ、今耶穌教ニ就テ国家ノ大害タルコト

ヲ略論ス、悉クハ別ニ筆誅耶穌ニ論ス、耶穌教已ニ邪

ナルコト明ナレハ、天主教ノ邪ナルコトハ論ヲマタス

シテ知り玉フヘシ、

冊子原寸 縦三・八種 横一六種 九枚

三言 徳川慶喜ノ討薩表

(端裏書)  
「外方より廻り来る」

臣慶喜謹而去月九日已来之御事件を奉恐察候得は、一

々

朝廷之御真意より出候は無之、全く(鳥津茂久)松平修理大夫奸臣

共隠謀より出候は天下之所共知、殊ニ江戸・長崎・野

州・相州処々乱防却盗ニ及候義全く同家家来之唱導ニ

より東西響応し、

皇国を乱し候所業別紙之通にて、天人共ニ所憎ニ御座

候間、前文之通奸臣共御引渡御座候様御沙汰被下度、

万一御採用ニ不相成候ハ、不得止誅戮を相加可申候、

此段謹而

奏聞仕候、

正月

慶喜

薩藩奸党之者共罪状之事

一大事件可尽衆議と被

仰出候処、去月九日突然非常御変革を口実ニいたし奉

悔

幼主、諸般之御所置私論を主張之事、

一主上御幼冲之折柄

先帝御依託被為在候撰政殿下を廢し、止参内候事、

一私意を以宮堂上方を恣ニ黜陟いたし候事、

一九門御警衛と相唱他藩之者を宮闕ニ不通候条、不憚

朝廷大不敬之事、

一家来共浮浪之輩を語合屋敷江屯集、江戸市中押込強盜

いたし、酒井左衛門尉人数屯所江砲発乱妨其他、野

州・相州所々焼討却盗ニおよひ候は証跡分明ニ有之候

事、

一先般献言之趣も有之候処、豈図松平修理大夫家来共要

幼帝不尽情義矯

叡慮、天下之乱階を醸し候件々不暇枚挙、依之別紙之

通遂

奏聞、大義ニ依而君側之悪を払候付、

勤王同志之面々速ニ驅登、為

皇国共ニ尽力可被致候事、

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第七三二ノ  
二・三号文書ノ一部ト同文ナリ)  
文書原寸 縦一六・三釐 横一五八・五釐

三三 寺師宗道軍制改革建言

一七三二ノ一

試大砲賦

野戦

大砲拾座 砲数八拾挺

但 屯座八挺ツ、

半座組合ニシテ砲四挺ツ、

都合式拾隊

右東目・西目式ツニ可相分、大砲半座分隊を替拾隊ツ  
、も砲軍被召立候ハ、御領國中救応遊撃之為格別之  
御予備可罷成候、太抵本文之遊民共其余之者ニ至り候  
而茂武国之風習ニ一新之斯会を以、<sup>(期)</sup>武刃之心入も一涯

憤発可仕候、然は今迄不取馴之操練は直様歩兵之教練  
急速難手馴候ニ付、先ツ右砲軍之規則を以教習候ハ、  
輒く手馴可申事ニ御座候、左候得は自然小銃之手都合  
茂会得可仕候事、

一新田宮 国府宮内 桂林寺 錫杖院 神徳院 書秀島

白鳥山 内小野寺 若盤寺 福昌寺 一乘院 大乗院

浄光明寺 大慈寺 宝福寺 日新寺

右等之大社・別当寺并ニ神主・社家・僧徒・門前者等  
数而、此節新操之兵隊ニ組ミ入、壯健者共砲戦之致教  
導一通り手馴易キ倭漢西之折衷法を以惣而遊撃隊ニ致  
編成候ハ、其鄉村之援応ニ至極之御弁利と奉存候、  
右ニ付今西洋法之操練ニ而は急速難手馴候付、先ツ差  
当り一通り之教法相用可然欵、左候而惣裁之任は早々  
御人撰を以御城下より兵事ニ意得有之者被差越、藩鎮  
之場ニ惣差引、右之教頭役被居置度候事、

但

兵隊組ミ入之儀は郷之儀は其郷兵ニ編成候訳も易



簡ニ候得共、また兵隊之事は親粗多端ニ區別有之

候方、却而便利之筋ニ相見得申候間、決而右様身

分違之者共と郷々之兵隊ニ不交様致區別、一揆之

兵勢を為張候方可然奉存候、尤右様烏合之兵卒は

隊制之令第一之者之由御座候付、銘々一隊之色分

ケを以五色其外ニ茂段々染わけ致區別、惣而其隊

之色別分明ニ被定置候ハ、後は嚴然たる兵制可

罷成候、即英國之紅歩兵又は武田之紅黒二色之隊

を用候例も有之事ニ御座候、殊ニ此節柄ニ至り関

東又は長州等ニおひても専ら農工商之兵勢を募り

候事は、戦国ニは不珍事ニ而、即ち時勢相当之所

置ニ付、何れ兵は屯人ニ而茂増候様御所置御専務

と奉存候、

一名一所持并抱地持寄合

九家部

沓家ニ束三拾人并ニして

凡人数貳百七拾人

一一所持格并寄合

三拾三家部

沓家右同貳拾五人并

凡人数五百貳拾五人

一寄合并

拾五家部

沓家右同拾五人并

凡人数貳百貳拾五人

一大寺門前社家等

拾四家部計

凡人体千七百廿五人程

一小番・新番・御小姓与・家之子

壯健者

沓家より人体五合并ニして

惣家部六千九百三拾貳家

貳ツ割ニして沓ツ分

人体三千四百六拾六人

一上下両町并西田町

三町壯健者

凡人体四百人程

一諸郷・私領・野町

壯健者 町足輕

凡人体千五百人

一寺々僧院

壯健者

凡人数三百人

一慶賀

壯健者

凡人体貳千八百人程

惣合

人数壹万千貳百拾壹人

二口

合人数拾万五千六百八拾壹人

右銘々之等別を以兵部ニ撰挙シ、夫々農工商共ニ兵隊

ニ組ミ立、砲戰得道具之戰法等教練相成、外ニ百姓等之内ニも夫々鉄砲致所持、山野之獵ニ茂緞練之者御座候間、倭漢戦国之例を以野伏之兵を募り教戰之御手当有御座度奉存候、尤是も綿密之西洋法則通り之教練は俄ニ難相調事故、何れ倭法を以此涯易簡之手組夫々受持之教師見計を以調練被仰付候ハ、可然欤と奉存候、

但

農工商共夫々之職分手透繰合を以四五日目ニ一度半日位ツ、鉄砲之現打為致候而、第一鉄砲之取扱又は急事之用意隊列之法則進退驅引等之次第を為馴候様、右ニ付在合之火繩筒ニ而用弁、若鉄砲不持合者長棒・鎗・長刀等ニ而も相用候様、尤農人は農時を欠候事御勸弁被為在、且商工共も同様ニ而、此義又第一之取究ニ御座候半、

右は非常之御時機ニ付機變ニ応候適當之御所置ヲ以兵數を御増加相成候儀御急務ニ而、乍恐此節ニ至り御國家之合力を以攻守之御手当之外無御座候付、右之通太

底之兵賦ニ茂相及申候間、右等之御手当御座候上は御

臨事兵卒ニ御不足は被為在間敷奉存候、右ニ付卒見ニ

は御領國中ニおひて是程之兵數有之候事は、実ニ意外

恐愕仕候処、已に天正十一年八月肥後国水俣御陣御人

數賦ニ三州之御人數拾壹万五千人之御出軍兵數ニ相見

得申候付、只今ニ茂猶又精微ニ御手も被為付候ハ、

右様中古之御盛挙ニも必ず劣りは無之儀と奉存候、最

万民一艘之兵制は乃チ上古王政之制令と奉存候事、

辰正月

文書原寸 縦一六・五種 横一七七・六種

一七三二ノ二

(端裏書)

「寺師宗道軍制調」

御領國中御軍役人体之惣計

一御一門方より御小姓与迄

家部

壹万五千三百六拾六家部

右壹家より壹人平均ニして

凡人体壹万五千三百六拾六人

一東目諸郷衆中

惣人數

壹万八千七百九拾六人

一西目右同

惣人數

三万貳百八拾八人

一私領

惣人數

貳万八千貳百六拾九人

一御兵具方付士

惣人數

七百五拾壹人

一右同足輕

凡人体

千人

惣合

人数九万四千四百七拾人程

文書原寸 縦一六・五種 横三五・七種

二三 甲賀隊宮島作次郎ノ探偵報告

大阪落城当時町人等城中金銀奪掠事件

(表紙)

一取調言上書

甲賀隊

宮島作次郎

一

大坂城代

牧野越中守家来

地方役代官

伊藤弥三郎

右之者義

同所常盤町筋

谷町少シ西へ入北側

新

右之者之貸家ニ潜匿仕居候

右伊藤弥三郎手代

飯村作太郎

同断谷町辺ニ隠れ居候

本町筋御板町東へ入南側

銭屋清七

一

右之者義、是迄城代屋敷部屋頭致居候処、当時長州・薩

州等之屋敷へ出入仕人足方承居候赴、然ル処先般動乱之

節城中江乱入仕、凡金五千兩程盜取藏し居候赴相聞江申

候、

一

本町筋谷町東へ入北側

参河屋仙之助下男

喜藏

同人方当時立入

下男

常

山室ト申候米屋下男

老人

右三人申合セ、過日動乱之節城中之金千兩奪取藏し居候

赴相聞申候、

一

本町筋谷町東へ入北側

豆腐屋之裏

大工金兵衛

同町

錢屋清七子方  
万喜

同町

同人子方  
儀兵衛

右三人共過日動乱之節城中之金若干奪取并ニ贓物数多有之候赴相聞へ申候、

一 三郷惣年寄共

右之者共從來惣会所入用或ハ御用人足抔ト種々名目を付、三郷江出金致さセ候事近年増長仕、月々割方多分ニ相成、勘定方年寄共連印借財、当時北組宍郷ニテ銀千三百廿貫目計り有之候赴、右ニ順し南組・天満組等も同様ニ可有之と奉存候、且又早春動乱之節市中両替屋共休業仕居候処、御救掛り銀拾八貫目山本屋倅右衛門方江預り居候ト只今可差出様敵責仕候付、無抛相渡申候赴は、上三郷糶掛り年寄方江罷越糶掛り通唯今可相渡様急度申付候付、斯道具片付ケ不相分候段断候へとも無聞入、是非共可差出様敵しく申付候付、不得止道具引くりかへし漸く尋出

し相渡候処、右通ひを持糶方両替炭屋万兵衛方江参り、銀五拾貫目可相渡様申付候へ共、万兵衛穴藏之鍵を持東方江逃居候付手間取候内ニ、何か用向出来候赴ニ而外方江参候付、同人方ニ而は銀子不相渡由ニ御座候、

前書惣会所入用御用人足抔と名目を付市中より取上候銀子は、天満与力共ト同意取計候訳ニ而、惣年寄共年々威勢倍加仕、近来毎々御用金且献金之節惣年寄ヲ以て市中江被申渡候、權威ヲ恐れ身体ニも抱り候程之難渋ニ相成候ても無抛出金仕候赴ニ御座候、既ニ昨年十一月与力并ニ惣年寄同道市中ニ而見込ミ町人宅江罷越、敵責仕不承知ニ候へは刀之柄江手を掛け、權威ニ恐れ無抛皆々出金仕候由、右惣年寄・与力同意仕町人共より取上ケ候金子は悉く同人共之私欲ニ御座候赴、右両替渡世之者平野町三丁目炭屋万兵衛、農人橋詰丁山本屋伊右衛門右兩人之者共惣年寄共当今ニ至り候而も振舞方筆紙ニ尽し難く候赴申居候、

右惣年寄之下惣代ト唱へ候者市中一同より扶持方渡し、

町々より奉行所江出候代りニ差出候者共ニ候処、四ヶ年以前より常刀を免し惣年寄ニ順し權威增長仕、市中町々より奉行所江差出候書面は惣代共之手ニ而認メ候書面ニ無之候而は取上無之、極勝手次第之メ縊願立居候由、総而惣年寄共と同意仕、市中諸入用相嵩候様仕成し候赴ニ御座候、段々探索仕候処、右等之者共は下々難渋ニ相成候義杯一向不相構、甚以不埒之者共ト相聞江候、

一

非人番頭

四ヶ所ト唱候者共

右之者共市中一同より扶持遣し居者ニ御座候処、近来ニ至り頭分之者江常刀相免し有之候ニ付而は、權威を振候義は勿論、何角調之筋有之杯と申立市中会所へ參り、町内ニ掛り無之者呼付ケ酒食致し、其町内江多分之入用費させ候事常例之様ニ仕、市中一同迷惑難渋仕候赴、右等之者御立置ニ相成候而は此上尚々增長仕り、市中一同難渋ニ相成可申様相聞江申候、

一

鈴木町

大坂屋定次郎

右之者從來徳川家用達相勤罷在候処、長州岩国家来綿貫小平太外ニ二人定次郎宅江罷越、徳川より預り金有之由不殘此方へ可差出様申付候処、手代作兵衛と申者預り金ハ一切無御座、未タ多分之取替金ニ相成有之候旨相答候処、是非預り金有之ニ相違無之、金子有丈ヶ案内為致と強申付候ニ付、無拋穴藏へ案内仕候処、旧冬取替金下ヶニ相成、封之假穴藏に入置金子有之候処、此封金は如何と相尋候ニ付、是ハ取替金下ヶニ相成候金子と申答候処、徳川ニ取替有之事ニ候得は徳川より受取可申、此封金は此方持帰り候と申金五千七百七拾五兩ト銀百五拾五貫余り持帰り候趣相聞申候、

一

平野町式丁目

茨木屋安右衛門

右之者從來会津用達相勤罷在候処、先月廿二三日之頃天満興正寺長州止陣之者安右衛門宅へ罷越、会津より預り金有之由可相渡様蔽責仕、金七千五百兩持帰り候、尤外諸道具類ハ安右衛門へ可遣様申帰り候趣相聞江申候、

一 安土町三丁目  
炭屋安兵衛

右之者兩替渡世之者ニ御座候処、先月廿三四日之頃薩州藩之者罷越、徳川より預り金有之由、此方江可相渡様申付候処、唯今合手形にて預り候義にて正銀無御座候旨相答候処、是非正銀ニ而可渡様申付候ニ付、家業相休ミ正銀買集メ罷在候趣相聞江申候、

一 北久太郎町貳丁目  
近江屋半左衛門

同三丁目  
松屋伊兵衛

尼ヶ崎町  
加島屋作次郎

同町  
竹川彦太郎

右四人之者炭屋安兵衛同様之趣相聞申候、

一 京橋町六丁目  
播磨屋権兵衛

右之者兼而会津藩へ宿仕居候処、天満建國寺長州止陣之者右権兵衛宅へ参り、会津より預り荷物并ニ金子等可相

渡様申付、其上権兵衛方にて色々聞糺シ、同人親類天満船大工町へ預ケ有之候場所へ案内為致、武器并金三百兩持参り、其家欠所ニ致、別紙大坂屋源吉書付ニ有之候原田寿一郎と申者江差遣し候ニ付、右寿一郎當時住居仕居候趣相聞江申候、

一 高麗橋老丁目  
一橋油会所

右油会所ニ有之候金貳百五拾兩薩州へ持帰り候、此外油壳買渡世之者より敷金入レ有之候分も持帰り候風聞ニ御座候、此義未タ取調中ニ御座候、

一 長崎屋事當時  
原田寿一郎

右之者義北新地三丁目にて魚屋渡世仕居、元來長崎にて海賊働近來大坂江参り右之処ニ住居仕、如前賊働き居候ニ付、昨年召捕ニ相成入牢致居候処、過日牢払ニ相成、

其後御城動乱之節乱入致候処、折節長藩分捕之大砲車ヲ曳候ニ行合手伝致シ大井ニ働候処、長藩之目に留り候故、其方能働候、其方ニ人足有之候得は明日より連可参様申

付候ニ付、右様盜賊之義ニ候得は手下之者数人有之候ニ付、或拾人計連行候而長藩分捕之加勢致、働きより長藩江召抱ニ相成、当時原田寿一郎と改名致居候、右之訳ニて当時妾宅式ヶ所も拵居候、猶又大坂屋源吉書付ニ有之候講一件、右様非道之扱致候上講元四人之者より金拾兩礼物取置候、其外数多非道之振舞言語ニ難尽キ趣相聞江申候、

一

武蔵野  
清次郎

右之者元米長町辺ニ住居仕不筋之義有之、昨七月入牢ニ相成候処、去ル正月七日牢払ニ相成候処、今般長州へ召抱られ種々悪徒働キ候趣、此者未タ稔と調へ行届き不申候、跡より可奉申上候、

一

谷町唐堀南江入医師  
稲岡豊前守

右之者材木間屋立壳堀近江屋休兵衛・長堀福島屋三郎兵衛右両人方へ当月八日夕方ニ参り、今般御改政ニ付、日本國中材木一ト手ニ取締り被為仰付、尤禁裏御所

より蒙仰候趣ヲ以兩人江御用達可申付、勿論其兩人之義ハ其筋へ申上度候間、右用達可動様と押而申付候得共、先跡より御答可申上と申候処、其引取候趣相聞江申候、

一

摂州大道村  
沢田左平太

右之者往昔より郷士ニて右大道村ニ住居仕、家泰公大坂陣之節船之世話申付られ働キ候由緒ニより、当今ニ至り候而も以前同様家格相立居候処、先月廿日比薩州藩多人数罷越、左平太旧来所持之武器類不殘米百五拾俵計并馬等迄取揚、家財不殘麦式拾老俵村方之者へ分ケ取らせ候由ニ相聞江申候、

一

摂州江口村  
田中伝左衛門

右之者庄屋役勤居、先年より代官所へ種々賄賂ヲ以取入り、五七ヶ年已前より帯刀差免シニ相成、是によつて支配之村々江色々迷惑相懸ケ、御普請所有之候節ハ多分之入用申立、村々より取揚候金子私欲ニ取込、其外悪計数多取企候者ニ御座候得共、前書沢田左平太隣村ニ有之な



から薩長共に伝左衛門義ハ其假差置、沢田左平太ヲ敢責仕候ニ付、下々之者不審ニ存たてまつり入候趣キ相聞江申候、

一橋産物会所

<sup>(轉)</sup>清米屋跡

右之者取調一件別紙大坂屋源吉手代口書キヲ以て奉入御覽候、

<sup>(付紙)</sup>

一橋産物用所白子町清米屋敷跡買取ニ相成、右用所

鎮守稻荷社修履ニ付勇前講と唱講会御催在之候ニ付

而ハ、大坂屋源吉・江戸屋三郎平義ハ用達、米屋新

兵衛儀ハ米屋長兵衛手代ニ而勤中、一橋掛り天王寺

屋平右衛門儀ハ同所<sup>(講)</sup>懺家ニ而用所江立入之者ニ御座

候付、夫々世話人被仰付、去二月より講会相始り、

十三人老組ニ而式講相催罷在候、然る所当月朔日長

州様御役人久保無二三様御差図之趣ニ而、五六人計

大坂屋源吉宅へ御差来、土蔵御改之上<sup>(一)</sup>橋・田安絵

痔燈灯御取上ケ町内へ御預相成、其上右講世話致居

候廉御礼之上夫々籤入札ヲ以銀子受取居候ものより

取立、急速上納可仕旨被仰付候ニ付、夫々銀子受取

居候もの江引合之上七步方受取、残銀右世話人四人

より足銀仕、当月七日銀子廿七貫余船大工町原田寿

一郎殿と申方ニ而、最初より御手掛ケ之御方へ相納、

長州御取締方と申請取書申受、右件事済相成候儀ニ

御座候、

冊子原寸 縦 二五種 付紙原寸 縦一六・三種

横一七・五種 七枚 横四一・八種

二三 大阪及付近住民ヨリ長州藩へノ届出

阿波屋兵次郎河内屋伝七ノ悪行ニ付

相生東町

河内屋利助借家

阿波屋兵次郎

右之者兼々所ニ而は伝授屋と申通名ニ候処、博奕渡世ニ

いたし今日を凌兼候者、人氣不宜所ニ而も困り候ものニ

候処、今度如何之手続ニ而長州様御陣所天満権現様江御

旅宿之御役々様より、右兵次郎江在方預り荷物探索方と申御鑑札御渡しニ相成、此頃御扶持と被仰付長州取締方と申町々在方敵敷取調仕候処、兼而右等之身分之者俄ニ相生東町表通米屋三十郎掛り屋敷を自分居宅と表札を出し、寛々と構へを拵江在々より荷物等取集メ、米等は沓石代金沓両式歩定メニ被仰付候ニ付、代金ニ而可差出と申敵敷取立、白焰硝十式樽計も居宅江取入所持いたし居申候、在方庄屋共日々宅江参り候而内頼も致し、金子ニ而内済ニ取計候風聞も有之、既ニ白焰硝共は式百両余もいたし候物、自分之宅江隠し居候趣、長州様之御用ニ而近辺之者をいじめ、色々之難題を申掛ケ、近辺之町人も在方江逃ケ候留守中、跡家之荷物等盜取り今日を繕ひ、一枚之着用も着し候程之次第ニ御座候、右等之もの御召遣イニ相成候而は、乍恐長州様之御称号ニも相響キ可申哉ニ奉存候、能々身分御吟味之上御取放相成候様在町一統より奉願上候、既ニ当廿五日右兵次郎より長州様御用ニ付京橋東五丁町軒別ニ人足沓人宛差出し可申、御城内

焰硝発し候場所消しニ罷越し候間、只今可差出、若し不差出者も有之ニおゐてハ、一々過科申付候と町内江申付、軒別ニ人足差出し申候、実以町内一統驚難渋仕候次第、然ル処御止メニ相成り候趣ニ御座候、乍併男手無之者又は病人等之者は人雇いたし、難渋之者共は賃錢等差出し、大ニ迷惑いたし候者も御座候、以上、

鳴田新田

河内屋伝七

所ニ而はあかい屋と通名申

風呂屋渡世之者ニ候、

右伝七と申者兼而大坂四ヶ所長吏方と申天満組与力次藏方手先ニ召遣候者共之先キ下ニ而、さると申者いたし候而、兼々大坂在町とも色々儀を聞出し、人々難渋為致候者ニ而人氣不宜者ニ候処、此度長州様より探索方被仰付鑑札等御渡しニ相成り、右兵次郎同様之始末柄、剩在方江手下之者召連参り、自分之懐をこやし下々を難渋為致候趣ニ御座候、何卒右等之者御召遣イニ相成り候而は

在町とも一統難決仕候ニ付、偏ニ此段御吟味之上御打捨  
ニも相成り候ハ、一統難有奉存候、以上、

辰正月

在々一統  
町方

長州様

御役人様

(裏表紙ニアリ)  
「落書之心得之義甲賀士探索旁差出し」

冊子原寸 縦二四・八種 横一六・九種 三枚

一言 西郷隆盛書翰ノ一片

徳川軍追討ニ付

未不得貴意候得共、弥御堅固珍重御座候、然は当月初市  
橋・桑名・会津等申台、兵隊を率上京

朝廷よりも弊藩・長州等江追討被 仰付、幸ニ追撃

文書原寸 縦一五・九種 横四一・八種

二言 兵庫大阪新聞記事

備前兵ノ外国人殺傷事件其他

(表紙)  
「兵庫大阪新聞 千八百六十八年二月八日出版

(朱)  
「訳文拙シト雖トモ大切ノ新聞ナレハ務メテ原文ノ意ヲ存  
ス、

千八百六十八年二月四日ハ日本ノ正月十一日ナラン、

此書中ニ「翻訳」ト記スハ都テ外国人日本本文ヲ彼カ文ニ

翻訳セルヲ謂フ」

兵庫大阪新聞 千八百六十八年第二月八日

出坂

日本帝ノ勅使外国ノ事務諸官ニ詔ヲ伝フルノ勅命ヲ奉シ  
テ、昨日兵庫ニ到レリ、今日下午ニ至テ其諸官勅使ヲ延  
タリ、然ル後「今日ニ至ルマテ大君政ヲ執タリ、今ヨリ  
政事

帝ニ帰シタル」ヲ告ルノ詔ヲ奉シ来レルヲ知ル、且「此

政ニ至テ善ヲ外国ノ人々ニ尽スノ確証ヲ与ヘタル」ノ果

シテ実タルハ、今月四日備前兵ノ暴襲以来、之ヲ禦キ之

ヲ鎮撫センカタメニ諸軍艦ヨリ陸ニ移セル兵ヲ退ケタル

ヲ以テ知ルヘシ、是ニ由テ之ヲ觀レハ、天威ノ隆ナル大

罪ヲ謂フノ此ノ如キヲ当テ立口ニ治ムルニ足ル大君ノ事ヲ執ル

長州・薩摩ニ示ス

ニ比スレハ、其威頗ル振フ、冀クハ斯ノ時ニ当テ日本ノ大諸侯及ヒ慷慨ノ士普ク国内ニ可ナルノ基業ヲ立テ、全国ヲ合シ令ヲ布クニ足ルノ力ヲ以テ政ヲ執ルノ要ヲ發明センコトヲ、外国交際ニ於テ危難生スルノ日ニ臨テ日本全国ヲ守リ、且備前ノ寇ノ如キ者兵器ヲ携ヘ国内ニ横行シ、擅マ、ニ人ヲ残害スルニ当テ民ヲ拯ハンニハ、一大国力ノ緊要タルコト備前暴襲ノ日ニ於テ判然タリ、

此事ヲ記スルノ後勅使ヨリ左ノ令ヲ出セルヲ聞ク、信ニ其令ノ行ハル、ヲ冀フノミ、

其令ノ騰写

親ク外国ニ交ルハ緊要ナリ、而シテ信ヲ尽スハ百事ノ基ナリ、是レ

帝ノ素心ナリ、故ニ汝ノ輩深ク心ヲ用テ以テ此地往來ノ外国人ニ向テ非礼無法ノ行アラシムルナカレ、

千八百六十八年第二月八日

東久世少將(通稱)

今月四日の朝凡そ九時の頃、乗物一挺此街道を通るを見たり、其警護の兵凡そ百五十人なり、日本の見物人にして之を問たれば、乗物の中の人は長崎近辺の小大名肥前大村にして、大坂まで通りかゝる所なり○其役人方の様子大に静にして外国人又は日本の人にも威を振はず、大に温和の一大名なり、是に相反わつて左の始末に及べり、同日正午の後直に日本人の一隊通りたり、其兵数も亦た凡そ百五十人にして、鎗・線銃を携へ又た青銅の小き野戦砲数挺を牽き、兵庫の方より神辺(神辺)に入たり○此兵を率ゆる人は一美男子にして馬に乘たり、随分階級重き者と見へたり、此人半途より後へ引き反へしたるを以て見れば後に陣する大名備前太守の邏騎(ウヂ)と見へたり、其大名の高は三十万石なり○馬に乗りたるは其人「家來の家來」池田伊勢なり、此人と共に比企(日置)帯刀相伴ひたり○其本陣は兵数凡そ六百人にして、凡そ三里後れ兵庫にありたり○其邏騎は神辺の街道を通りつゝ苦々しき顔色にて其側を見

回し、先づ「コルリンス」と名付る一人の外国人を目掛  
 け、此人を悪ミたり、「コルリンス」なる者「下に居れ  
 々々」と呼ぶ声を聞ながら猶も立て之を見る、日本人は  
 尽く地上に踞つきたり、「コルリンス」の猶立を見て其  
 役人中の一人飛ひ来り威し付け「下に居れ」の令を反復  
 したり、其時銃口を以て扉に押し付けたれ共「コルリン  
 ス」は遁れたり○英国全権「ハリパークス」に属する騎  
 兵の中二人兵器を携へず歩行し、僕に日本人一人を連れ  
 たるを見て其役人の中一人後に止まり、其二人の外国人  
 は士卒か汝は士卒の僕かと、其僕に問たり、其悪党其僕  
 の腹に銃を衝き当て引金を引たり、然れども幸にして其  
 銃発せずして其悪党は逃去れり、今より殆んど危難の始  
 末に及べり○仏良察海軍士卒二人「ヘート」氏「リ、イ  
 ンサール」氏の居留地より「ミンガールト」氏の貯蔵に  
 まで大道を横きり行き、備前の兵隊の通り過るを待たず  
 元地に帰らんと思ひ其隊列の中を押し通りたり○「家来  
 の家来」が己れか馬より飛下り手を以て合図をしたり、

其時日本の人は尽く一度に踞たり○其鎗・長刀を持たる  
 者其室を脱したり、其中一人仏良察海軍卒の一人を目掛  
 けて突入り、槍を胸に刺んとせしに他の一人の士卒其手  
 を以て脱身の槍を握しに其手は切れ落ちたれども同行人  
 の命を救ひし○其二人の士卒己が宿所に走り帰りしに、  
 備前の兵後を慕て銃発し其血を見て驚き虎の如くに猛れ  
 かゝり、臆病未練の悪党共是非を分たず目に掛る外国人  
 に向て銃を發したり、然れ共幸にして其銃発の拙きより  
 此暴卒の為に命を落せしは只二人のみ、此中の一人は仏  
 良察の海軍士卒にして股の付根を射られたり、他の一人  
 は合衆國議事官の軍艦「ランエーダ」の水手にして、十  
 八歳の美麗なる若者なり、肩に弾丸を射込れ外科医力を  
 尽せども昨日まで其弾丸脱けざりし、  
 此不慮の事の生ぜし地は神辺の街道にして、当時外国人  
 居留の北方は白沙の地なり、其居留の向ひなる東北の隅  
 は「ブリテイン」領事官の住する処にして、此近くに運  
 上所あり、南の平地は海に続き樹木の繁茂せる土手は東

の界、西方は日本の人家に列らなる、東西の隅より凡そ六十「ヤルド」の人家は新聞紙局の仮屋なり○銃発の初まりし頃此地を往来せる人々の中に「ハリパークス」ありて、己が騎兵の一人と伴ひたり、兩人共に徒歩セリ、「ハリパークス」の近辺に弾丸雨の如く来るを見て立ちに領事官の館に走り歸りて合図を伝へたり、四囲に家ありと雖も隠れ所を索めず打ち開たる地面を通りて歸れり○其他外国人数人其街道或は平地に居合せたる者は此銃発に遇たり○茲に一人の身分ある人あり、弾丸の「バラ々」と鳴る音を聴き面を背け手足にて這ひ逃んとせしに此の如き危きに臨んで進む事の遅きを察したりと見へ、又た立上り己が宿処に歸れり○新聞執事中の一人銃発を聴き走て新聞紙局の前に来り、少しも些少の合図を目的とせず其人より三十「ヤルド」の処に立たる立派に飾れる役人は、往來の外国人に目を注ぎ其他の役人は隊列を離れ野戦砲を打出したるを見届けたり、且つ其人に近き一人の持たる線銃<sup>砲</sup>抑角の高さと照準の向きとを見て備前

の兵戦を挑み外国の旗を打落さんとするを察したり○加之其執事の一人備前の兵の槍を脱きたるを聴き、是れ人を害するの萌なるを覚り、日本に於ては故なくして刀を脱ぎ放つを大なる罪とする事を知り、智慧の是に及ぶは勇気の上に出るとやら早速に走り歸り、海岸に住む朋友に危難の前兆たらん事を告たり、此新聞速に諸方に流布したり、

午後一時三十「ミニユート」の頃「ブリタニヤ」領事官の館に集まるを告たり、小隊長「ブラットセーウ」氏及び小隊長「ブリューシ」氏の指揮に由て英国第九番大隊中の一小隊立ちに発し出て、其隊を二つに分ち同時に此地を横ぎり進みたり○小隊長「ブリューシ」氏の指揮を受けたる半隊は此街道に行き、小隊長「ブラットセーウ」氏の指揮を受たる半隊は大坂大道に向つて進む、凡そ一里も進みたる時備前の兵隊之を見付け直に追來るを察し、向き反つて少し進みたり、其時英国の小隊小勢の方に鋪き烈しき銃発にて打かけたり、之に辟易して備前の兵破

れ大坂大道の両側に散たり、銃発凡そ五「ミニユート」にして其兵又た散乱し山下を指して逃げ去りたり○亜墨利加及び仏良寮の海軍士英国小隊の左にあり○「ハリパークス」騎兵を率ひ備前隊の陣せし処に馳せ行き、野戦砲三挺を分捕したり、

女王殿下の領事官付属「ロベルトソン」氏及び「サトウ」氏、其他「ブレイキ」氏「ハリパークス」の備へ中に在たり○茲に三人の壮民ありて英国の小隊に付きたり、其姓名は「ゼーブレッツキモール」氏「アルブレッツキモール」

氏及び「ブラガ」氏なり、

合図を伝へし頃英国の衝キ船「ラセアーン」上の人々(我之)戎

衣に更へるを待たず各線銃を取り、小舟を下し立るに八十人の海軍兵士船將「フライジス」の指揮を受け、及び四十人の水手軍船將「コルンワル」氏の指揮を受けて上陸セリ○「モルデン」氏の指揮を受けたる合衆國議事官付属の「ランエーダ」艦の兵士小勢十四人青銅の野戦砲を引て之に付属し、「ラセアーン」艦の兵士之を引き連

れて出陣セリ○此新聞紙の記者此備に伴ひしに道路に捨たる兵器を見たり○外科医の要具小刀類奇麗に包ミたる薬剤の包ミを見し○其他雨傘あり、其外履の類を捨て置きたり、是れ彼等の狼狽の兆なり○数時逍遙するの後、此備敵に逢すして神辺に帰れり、

備前の本陣は神辺の町はづれに在り、翌朝凡そ二時の頃裏徑より近くの山路を指て逃げ行きたり、

左に挙る所の者は四日の夜神辺の市中に張付たる

布告の翻訳なり

今日の戦ハ土人に害をなさず、老幼婦女に至るまで決して恐怖する勿れ、此国中の貨財及び生き物を移すは病人及び老幼婦女の為に大に不便なり、夫故に其方共其様の事に少しも心配する勿れ、我々此処に来るは如何なる騒動ありとも之を鎮静せんが為なり、其方共聊か氣遣ふ事勿れ、

長州

外国の時務諸官より日本に布告せる文の翻訳

松平備前守家来池田伊勢・比企(白鹿)帯刀の輩今日神辺の町を

通行の節、其兩人の從者共無故して槍・火器を以て外國人を襲ふ之を害したり○汝の輩立ちに来て此事を弁じ充てん分是を償ふに非んば、諸外國の敵たるべし、諸外國より如斯き暴挙を誡むるの法度を制せん、此事件独り備前の族に関するのミならず、尚日本全国に重大の危難を生ぜん、汝の輩宜しく意を此に留むべし、

千八百六十八年二月四日 兵庫

昨日備前兵士の暴挙に由り外國の軍艦兵庫港口に停泊する日本の諸蒸氣船を分捕したり、是れ昨日諸外國の欽差より布告せる文に於るが如く、今般の事件備前の族に関するのミならず、尚日本全国の諸族に関する所以なり、

千八百六十八年二月五日 兵庫

昨日松平備前守家来の暴挙によりて外國の權を以て諸外國の法度を執る、然れども市人或は村落の人々を毫も害せざるを以て、外國の法度とす、故に人民必ず動揺せずして平生の職をなすべし、

千八百六十八年二月五日 兵庫

昨日松平備前守暴挙により外國の權を以て法度を執り、兵を出して此地を守る○火器若くは槍劍の如き兵器を携るの人を除くの外、諸人此地を自在に通行するを許す、

千八百六十八年二月五日 兵庫

謄写

女王殿下仮任領事官より「ブリテイン」の諸官に  
触れ出せる文を海軍軍艦將録す

夜襲の恐あり、故に兵器を備へる諸外國人は神辺の街道に集まり、此警護の備へに加わるべし、而して若し事あらば此警護の備の号令官の指揮を受べし○兵器を備へざるの輩は海岸居留の地まで引退くべし○然れども海岸居留地に止まり数ヶ所に集まり一隊を編むを可とす如し、此事を決定せんと欲せば諸海軍軍艦將印を加べし、

千八百六十八年二月六日 兵庫

海軍軍艦將印を加べし

女王殿下仮任領事官印  
「フレッドロウダア」



上に挙る所の次第に随て「ブリテイン」ノ居留人を以て民兵一隊を編ミ立るを企つ、既に二十二名を書き記したり○然れども有用の兵器を得ること甚だ難し、英国軍艦中を吟味せしに真に有用の外更に一つも銃類の無きを恐る、察するに民兵各自自ら兵器を買求るを最も可とす、且つ一度民兵の一隊を編立てたる上は、名実相違はざるを冀ふ、此れ横浜に於るが如し、

同月二日長州の兵五百人兵庫に到りたるを聴く、其外薩摩・土佐・阿波の大兵も亦た兵庫に到りたるを昨日信ある日本人より伝へ聴き、其諸兵大に奮励に見へたるを聴きたり、高位の諸官家来其他士卒相混ぜり○暫く神辺ハ勝手次第の港となり運上所役々は尽く逃去たり○同月二日外国奉行より差し出せる離別の書付左の如し、

此地に於て危難の件々生ぜんを聴く、余其由る所を察するに、其企皆我政府に敵対するを知る、故に余此に留まらば必ず危難を受けん、余如斯き事に就て向きを変へんが為に、暫く此地を引退んと決したり、然れども執事の

不都合を恐るゝ故に余に代りて取扱の役人を残居たり○余後日汝に相談せんと欲する事多しと雖、只今は右に挙る所の事を汝に知らするを願ふなり、

千八百六十八年第二月三日 兵庫

(剛中)  
柴田日向守印

寄ス

女王殿下仮任領事官「フレッドロウター」

右「ロスセーロベルトソン」翻訳

(柴田剛中)

(森川莊次郎九)

其次の日外国奉行及ヒ奉行並森山凡そ百八十人の役人従者と共に此地を去り江戸に帰れり、容易に此地を避んが為に「大坂」と名づくる船を借りたり、其船の持主此事に就て余程甘き事を為したと見へたり、新聞紙局にて聞く所は、其船江戸に着するまで凡ソ七日の積りにて、一日四百五十「ドル」、石炭と食料ハ持主より出せり○我居留地を守る為に残りたる者は只一人の老たる番人にして、幽霊の如く終夜太鼓を叩き見廻りす、

運上所諸役人の引退きたる後は亞墨利加・以太利・普魯

士の全権より運上所を持ち、各其国々の国旗を運上所の前に揚げ、而して今日に至るまで合衆国海軍の一隊を以て運上所を警固す○英国・仏良察・独逸ハ各己が領事官の館に住居セリ、

大坂より外国居留人の出帆に先だつて不慮の事生ゼリ、此事必ず各国の人民を怒らせん、即ち仏良察海軍士凡そ十二人に裨官一人を号令官として之に付し、探索の為に大坂に遣はせし其途中に於て人民の一揆是を襲ひ石を擲ちたり、其為に其海軍士の中三人大なる傷を蒙りたり○仏良察ノ其銃卒故ナキ暴ヲ憤リ、其一揆ノ集中ニ銃ヲ放チシニ、其一揆中ノ五人ヲ打チ殺シ其他数人ニ傷ツケシト云云○英国士卒の一隊を同じく大坂に遣せしに亦石を擲ちたり、而して亜船将「ブラッドサウ」氏其石に大に打れたり、

先月凡三十日の頃大坂の近傍凡そ六里の地にて一橋と薩摩及び其味方との間に大事件起れり、

英国全権及び其警固の兵大坂を去りし時に日本船を借ひ

品物を運びたり、然れども全権寓居の家財は尽く跡に残りたり○其船の中一艘橋下を過る時其船中の外国人へ石を擲ちたる事夥し、英国の士卒打れたり○仏良察ハ品物を運ぶの暇なく尽く跡へ残せしと云々、

英国全権の寓居大坂城の凡そ三百「ヤルド」の中に有りて、薩摩の兵其大坂城を乗り取り放火セリと雖も、薩摩ハ能く外国の時務諸官と交るが為に少しも害を為さざりし○所謂大坂城なる者は頗る強大にして之を襲ふとも大砲要処に応ぜざると見ゆ、其城廓を回りにて深き濠あり、然し一つも掛橋なし、軍事を知らざる者の目を以て察しても相應の兵あらば少なくとも二三旬ハ此城を保ち守ると見ゆ、然るに一橋は何故に保つの策を為し不得しか解せず、

同月三日正午前十時三十分「ミニユート」の頃恐るべき破裂の音ありて、其後直ちに大坂の方に当りて黒烟天に貫ぬけり、恐くは其破裂の音は大坂城中の火薬蔵の破裂ならん、其他前旬の間に於て大火引続き、近日に至りて其

大火止ミたりと思はる、「レッツパー」氏大坂に行き危難に遇て此地に帰りたり、即ち其レッツパー氏なる者一大名の交易掛の役人を大坂に訪はん為に、五日の午後凡三時の頃小舟を傭ひ大坂に向つて此地を去りたり、慥に午後八時の頃大坂に着して知己の日本人に逢ひしに、備前騒動に由て其人外国人の旅宿を為す事を大に恐怖するを告たり、「レッツパー」氏はを聴て復た以前の船に乗り、妨げ無き川筋に舟を進め、凡そ六里を距り常に知りたる一茶店に至れり、此茶店にて徹夜し其次の日も亦此に居たれども、其茶店の主人外国人を隠し置きたる事、若し公にならバ己が命のなき事を大に恐れ、強て願ふに由て其日其茶店を出たり○同月六日夜八時の頃其茶店を立ち去る時、此事を「レッツパー」氏に告るの小舟不幸にして海浜に打ち上りたれども、遂に「レッツパー」氏夜の明ざる前に其川を出るを得たり、「レッツパー」氏大坂逗留の間に通商再び始まり、交易日々に盛にならんと云事を聴き、且つ一橋の走りたるは畢竟敵兵の

帝徽を奉じたる所以にして、一橋之に敵し肯ぜざるの道理を土人の述べたるを聴きたり○

帝の親戚今大坂に在り及び薩摩・土佐・尾張の重役明日兵庫に至りて、外国の時務諸官と議せんとの風説なり、女王殿下の「シルウィア」船横浜より同月六日此に着したり、其船より伝へ聞くに、一橋付属の船々紀州由良内の港に停泊せるを見たりと、即ち富士山「エンペロール」「シヨドマ」の蒸気艦三艘及び布帆船一艘にして、其富士山船中に大君乗りたる風説なり、我新聞紙局中に横浜新聞紙を受取らざりしに由て加奈川より江戸の方へ東海道数里の大火を詳かに看者に知らせる能はず、

同月四日の夜女王殿下の大砲船「スナツプ」を主とし、同く軍艦「ラセアーン」仏良察軍艦「ラプレーシ」合衆国の軍艦「ランエーダ」の小舟を挽き連れ、此港中に停泊せる日本軍艦四艘を分捕したり、

女王殿下の領事官に付属する「ロベルトソン」氏此備へ

に伴ひ通舟の役を勤めたり、一番に捕りたる船は「エンペロール」と名づけたる筑前太守の蒸気船にて、此船には唯一人のミ居て少しも抗抵<sup>(マヒ)</sup>をなさざりし、第二番に捕りたる船は「マルチンホワイト」と名づくる久留米太守の蒸気船にして、漸く六人居たり、「ロベルトソン」氏事の次第を六人に説き知らせたり、第三番に捕りたる船は「エールサイラット」と名づくる宇和島太守の蒸気船にして只兩三人居たり、第四番に分捕りしたる船は一つの蒸気船にして其名其持主を知らず、船中の人全く逃去たり、

船將「ブラウン」なる者長崎より加賀守を乗せ昨夜此に着したり、其船には一橋の兵士三百五十人を乗せたり○昨朝毀船の難に遇ひ漸く免るゝを得たり○其始末は即ち其船の蒸気釜の上に当りて其兵隊の為に飯を炊くの竈を設け、其高さ甲板上より一尺に出でず、昨朝火を燃したる事甚しく、火既に甲板上に移らんとするを見て合図を為したり○立るに其兵隊を其船付属の小舟に移し、其船

の兵庫に着するまでは其兵隊小舟に居り、本船より食物を与ふる事足らず、殆んど餓ゆるに至れり、

同月四日の事件以来神辺居住の外国人中の合図甚しく、商人土蔵番は大抵尽く此地を去り、己が荷物を港中の諸船に移す人もあり、運上所中の土蔵に運ぶもあり、船中に宿する人もあり、運上所の土蔵の床上に寝ずに夜を明す人もあり、中には水手其他の者に至りては酒に酔たる人もあり、

仏良察銃卒の大備へ、英国第九番大隊の一小隊五十人及び騎兵十三人の外に、「ケレイトン」及び「エンゲリス」なる両船將の指揮を受けたる合衆国の海軍士凡そ二百人「ラセアーン」船の兵士四百人防禦の兵たりし○張番及び番守の兵は外国人居留地の諸大門を固めたり、英国は二十四磅忽微砲の護胸壁二備を陸に移せり、其一備は運上所の後口に揚げ、一備は兵庫の方への街道に對せる海岸に揚げたり、英国領事官の館は「アルムストロング」野戦砲二挺を以て防禦せり○亜墨利加は砂囊の護

胸壁を運上所中の土蔵の近辺に備へ、入口毎に野戦砲数挺を備へたり、

此に盜賊蜂起するの次第を記すに當つて嘆息するに堪へたり、同月四日の夜「マアークス」氏及び土蔵番人の構への中に入たる者は、賊中の巨魁たり○「マークス」氏の人数三人「パトウ」氏と共に大道の寺の隣り外国居留地の方へ向ひたる日本の一家に住居す、其日の騒動に由り先づ生命を全ふせんと欲し少しも貨財に心を懸けず、

己が貴き品物沢山兼て召使の日本の僕に託し置き、何心なく其夜港中停泊の船中に危を避たり○其夜深更に及んで何れの者とも知れず、海軍士或は水手共線銃及び劍類パノキョトを携へ、外戸を打破り土人を脅し劍の尖りにて土人を追遣り、其家の主と為りたる心地にて落付て其居を掠取らんとせり○其賊共首尾能く奪ひ逐けたり、而て其賊十分盜ミ取りたる後又た其同類来れりと見ゆ○或は羅紗の巻物を切り離し、或は酒類の口を開き、或は双眼鏡・臘燭(蠟燭)其他數品を奪取りたり、就中鉄の封箱を打ち破り、宝玉

等の如き貴き諸品又銀製の時計百箇以上を奪取りたり○記者其封箱を吟味するに其箱の内外の上板を穿ちたるを見るに、必ず鑿又鑿錐を以て孔を穿ちたる事に相違なかりし、其孔三角にあらず、若し銃劍を以て穿ちたらば必ず三角ならん○其賊共其構内に居たるの間は少なくとも三四時(俗カ)ならん、夫故「マークス」氏の損亡三千「ドル」を超ゆ、同夜「テキストル」氏「カルセー」氏「ハルトリー」氏の寓居へも亦賊入り、數品奪ひたり、然れども大に貴き品は盜まず、「テキストル」氏の封箱を打ち破りしに紙の外他品なかりし、盜賊毎夜土人の家に入りたるを水手及び他人より告げたり○最も甚しきは何れの者とも知れず海軍兵士兵器を携へ、白昼一時の頃「マークス」氏の貯蔵所後ロの家へ押入りたり○其家には主人一人、年老たる日本婦人一人居たりしに、其強盜の一人巨刀を振廻し婦人に向つて曰く、汝ち若し声を発せば此刀を以て突き殺さんと脅せしに、婦人隙を窺ひ走りて隣家にいたり、此事を告げしに、早や既に後れ所持の數品を

奪ひ取り去りたり、

今朝一時の前役人六人其中の一人縫箔したる二箇の旗を持ち、高位の人と見へたり、従者を率ひ大道の門を通行せんとせしに我が警固の兵進み出て、兵を以て之を追ひたれば、其従者恐怖し逃げたり、此に及んで關生じ合衆國の海軍士一人日本刀にて右手の指三本を切り落され、一人の水手は頸に金瘡キズを蒙りたれども、我が警固の兵は成丈け其敵人を生捕りし其生捕りを運上所へ連來り、各國の欽差通事を以て穿鑿キズせしに由りて、(録須實)土佐太守の家來たるの実を得て之を許せり、其持ちたる旗は、

帝より土佐にたまはりたる旗と云ふ、

帝即ち日本の「禁裏様」の非常の勅使両刀を帯るの土三人、黒き印ある白き旗を持ちたる一童子を連れ日本の小船に乗りて兵庫より着せり○其勅使上陸したる時女王殿下の第九番大隊及び女王殿下の軍艦「ラプレーシ」より護衛を出し、恭敬の礼を以て之を迎へたりしに、其使節左右を顧みず運上所に至り、朝服に更へ鳩色の着物を被

て大君の冠に似たる籠細工の如き少き冠を戴たり○其勅使凡そ三時の間外国の時務諸官と密談の後、英國の小舟に乗り兵庫に至れり○其後ち直ちに薩摩の一隊此地に至れり、午後六時に於て海軍「ブリガーデ」の全隊各己が船に引退きたり○備前暴拳以來數人を生捕したり、然れども察するに其生捕は尽く許さるゝを得ん、其兵器は暫く跡へ残し置れん、

紀元千八百六十八年二月四日禍將ニ起ラントセリ、此日ハ永ク万世日本ノ年表ニ録スヘキ日ナリ○數旬ノ間日本國中鬱閉シ將ニ嵐ノ吹ントスル前ノ如ク大氣ノ中ニ爆發セントスル物ヲ畜ツクミ、貿易ハ一タヒ止ミ百事歇絶シタリシニ、備前ノ臣池田伊勢其爆發物ニ火を点シタリ、乃チ國中ノ鬱閉爆發シ、

天朝ノ政大嵐ノ吹キ止ミタル後ノ如ク既ニ益清シ、  
冊子原寸 縦二・九 四糶 横二・一 五糶 一五枚

一五五 奥羽北越降伏諸藩ノ処置、其他ノ布告及

作州鞍掛寅二郎上書

〔表紙〕  
上

鞍掛寅二郎再上書

奥羽北越諸降賊御処置振見込御尋ニ付、去月七日愚論粗  
忽申上奉恐入候、其後熟慮審思仕候処、是程之御大事件  
有御座間敷奉恐察候、若し人力を惜ミ費用を厭ひ因循苟  
直之御処置ニ被為出候而は、折角之 御鴻業何以被為保  
宇内諸蛮ニ御光臨被為遊可申哉、 聖慮固より此ニ被為  
及、賢宰相・明有司改沃赫成被行届候得は、推魯<sup>(總)</sup>之野人  
申す迄も無御座候得共、此節巷説里説ニ会賊降伏曖昧之  
御処置被為在、兵士と雖も疑惑有之、其余従士抵償金を  
以被為濟候哉、御評議之条承之、区々之私情歎息流涕仕  
候、是万々無之理とは奉存候得共、姑く巷説ニ就而愚考  
仕候は、反逆之罪三族ニ及候は和漢古今之通例ニ御座候、  
但西洋諸蛮利を尊ミ義を後ニシ、凡ソ事便利ニ基き如何

成ル重罪も償金ニ而相濟可申哉ニ承之候得共、愚臣固と  
其字ニ不入唯通例ヲ推而申上候、乍去前書申上候通慶喜  
既ニ寛典ヲ奉蒙候上は、其余敵刑ニ難被為処、則死一等  
を減し相当之御処置不被為在候而は、何を以て

神武を聊も乱臣賊子ヲ怖レしめ、第一御政權被為得候上  
は、土地・金穀御充実不被為在候而は何を以海内人民  
ニ 御褒賞、海外諸蛮ニ御接結被為遊候御用途ニ可給哉、  
愚臣之歎息流涕此事ニ御座候、乍恐当今御有と申候而は、  
唯幕領御取拏而已、百官之俸族、將士之御賞此中より被  
為給候而、他御用途之分不被為在、徒ニ償金且紙幣等之  
旧復被為遊并是迄御流弊之通給を諸藩ニ被返仰候而は、  
追々諸藩之潛上<sup>(備)</sup>を生し、武臣開覇之凶兆を再生し可申、  
幸ニ今日右英傑無之謀覇不有力と雖、凡此 皇運御隆盛  
之日ニ当り、予しめ後來之御良図被為遊度奉存候、今日  
東北御処置不被為在此候 還幸被為催候而は、諸軍解体  
諸賊奉伺、虚実取捨すへからざるに至り可申、其時ニ及  
御再幸被為在候ハ、国力費弊<sup>(疲)</sup>今日二十陪して御甲斐有

之間敷欵と奉存候、何分兵は機先を用候由、会賊降伏之御益兵備を敵ニし急速御処置被遊候ハ、諸賊震懐(懐)失措之処故、何事も謹而奉命、私意を出す暇無御座候、則先年長藩三家首を刎候勢ニ御座候、長藩会賊同日之論ニ無御座候得共、右三家老君冤折るニ無道、依之押而歎願且社鼠を誅せんとの義孝不幸ニして敗走、天下勤 王之志盛憤激励せざるはなし、まして其君ニ於ては尚更之儀ニ候、然ルを刎刑謝罪ニ被及候ヲ見ニ全く 天威を扶ミ候幕兵恐怖失措被致候ニ付起り候儀と被察候、幕兵万一此虚ニ乘し乱入衝突候ハ、長防不日ニ戡定可致、但夫機先と不知号令不整肅終ニ解兵ニ及び、長防士民思慮有余、挙国一致ニ至らしむ、然ル後再挙を謀り諸道之兵を促と雖共、号令なければ約束不固、終ニ自ラ斃るニ至り候、乍恐此仮 還幸来春御優長之 御再幸被為在候ハ、諸賊思慮之暇あらしめ、御充分之御処置無寛束奉存候、且復此天下万国虚実を奉伺、

宝位を奉軽可申、加之贅謀之諸藩或は讒言を蒙り、或は

国力竭可申、其上一時革面之諸藩所意難側(側)、如此御座候而は諸蛮ニ御再立は姑く差置 皇国擾乱已時有御座間敷奉存候、仰願は既ニ此表ニ

御幸被為在候上は全為御平定迄 御勤厭不被為在候哉奉存候、一旦 還幸又改 御再幸被為在候而は 万乘之御祟も御軽忽ニ相成、所謂惠愛れば威不振と至可申、折角万古未曾有之盛挙後之議論如何可有御座候哉、是又可惜之至奉存候、昔頼襄(頼山陽)ナル者関東は 皇師之胸腹ニ而天下第一形勢と称候得共、恐クは成敗後之論と奉存候、凡四海と申シ万国御惣覽被為遊候は唯山城之国第一形勢と奉存候、且今日蛮舶雲集互市繁盛より人情恋々遷都之風説有之、則来春之 御再幸は全ク遷都之 思食と奉称候得共、是形勢を不知者之論と奉存候、何となれば此ニ一夫才幹之者アリ、其志必ス基業を立んと欲れば独自ら一機軸を出し申候、何ソ旧家晚衰之荒墟を希ひ可申哉、若其格庫門牆之尊大ヲ惜ミ其売店ニ安然たるは必ず永世之基業不能建者ニ御座候、右一警是又御賢察被為在度奉思願



候、扱会賊近来都而被許徘徊候哉、若し万々 朝廷同臭  
之者有之候節は、追々此言必定会賊ニ泄れ聞へ可申渠性  
殘忍刻薄、他日志を得て通ニ骨肉唯類無御座候得は癸亥  
之余命今日ニ至リ貪生偷安之不忍区々言上仕候、伏待  
斧鉞、

十二月

鞍掛寅二郎(懸)

十二月廿四日御達

戸沢中務大輔(正実)

戸田丹波守(光則)

戸田土佐守(忠友)

土岐隼人正(頼知)

其方儀今般奥羽御掛之由、民政取締被仰付候兵乱之余人  
民愁苦之状况被 聞食、深被為痛 聖念候ニ付、兼而民  
政相心得候家来精撰之上彼地出張申ニ付、  
朝廷御政体ニ基き人民撫育ニ厚く心を用ひ、御一新之  
御趣意洽く貫徹致候様可取計旨 御沙汰候事、

但出張地等之儀は府県へ可伺出候事、  
別紙ニ而

今般家来之者奥羽出張之上は新県取建之場所江檢分を遂  
テ見込可申出様可致事、

伊達龜三郎(宗基)

今般郷村高帳御渡ニ相成候、尚御判物之儀は追而大政官  
ヨリ 御沙汰候事、

阿部基之介(正功)

右同文言

牧野銳橘(忠敏)

右同文言

酒井徳之助(忠定)

其藩旧領今般佐竹右京大夫・溝口伯耆守両藩江取締被  
仰付候間、早々城地引渡可申旨 御沙汰候事、

佐竹右京大夫

酒井徳之助旧領其外郷村高帳之通今般其藩井溝口伯耆守  
江取締被 仰付候間、両藩申合早々城地受取、兼而被

仰出候御趣意奉体認取締方諸事行届候様可致旨 御沙汰候事、

溝口伯耆守

右同文言其藩并佐竹右京大夫、

南部彦太郎(利悉)

其藩旧領別紙高帳之通今般津輕越中守・真田信濃守(幸民)・戸

田丹波守江取締被 仰付候間、早々城地引渡可申旨 御

沙汰候事、

津輕越中守

南部彦太郎旧領今般其藩江取締被 仰付候間、別紙鄉村

高帳之通早々地所受取、兼而被 仰出候御趣意を奉体認

取締方諸事行届候様 御沙汰候事、

各通 真田信濃守

戸田丹波守

南部彦太郎旧領今般其藩并真田信濃守江取締被 仰付候

間、両藩申合別紙鄉村高帳之通早々城地受取、兼而已下

例文、

真田信濃守  
同文言其藩戸田丹波守ニ作ル、

伊達亀三郎

其藩旧領別紙鄉村高帳之通土屋相模守(肇直)・戸田土佐守・大

河内右京亮(輝徳)・土岐隼人正江取締被 仰付候間、早々地所

引渡可申旨 御沙汰候事、

戸田土佐守

土岐隼人正

土屋相模守

大河内右京亮

伊達亀三郎旧領其藩江取締被 仰付候間、別紙鄉村高帳

之通早々地所受取、兼而被 仰出候 御趣意奉体認取締

方諸事行届候様可致旨 御沙汰候事、

松平大学頭(頼光)

阿部基之助旧領今般其藩江取締被 仰付候間、別紙鄉村

高帳之通早々地所受取、兼而已下前同文言、

阿部基之助

其藩旧領別紙村書之通今般秋田信濃守・松平大学頭・相

馬(諫胤)因幡守・牧野金丸(貞形)右四藩江取締被 仰付候間、早々地

所引渡可申旨 御沙汰候事、

秋田信濃守

阿部基之助・本多兵庫助(忠伸)・安藤对馬守・内藤政養旧領別

紙鄉村高帳之通今般其藩江取締被 仰付候間已下例文、

本多兵庫助

其藩旧領別紙村書之通今般秋田信濃守江取締被 仰付候

間、早々地所引渡可申旨 御沙汰候事、

内藤備後守(政孝)

内藤政養旧領別紙村書之通今般秋田信濃守江取締被 仰

付候間、早々地所引渡候様可相達旨 御沙汰候事、

安藤对馬守

其藩旧領地別紙之通秋田信濃守・相馬因幡守・牧野金丸

右三藩へ取締被 仰付候間、早々地所引渡可申旨 御沙

汰候事、

相馬因幡守

牧野金丸

阿部基之助・安藤对馬守・板倉教之助(勝達)・久世順吉(広寒)・丹羽

長国・松平容保旧領別紙鄉村高帳之通今般其藩并相馬藩

江取締被 仰付候間、兩藩申合早々城地請取、兼而被

仰出候 御趣意奉体認取締方諸事行届候様可致旨 御沙

汰候事、

徳川茂栄  
一橋大納言

丹羽長国旧領別紙村書之通今般相馬因幡守・牧野金丸兩

藩江取締被 仰付候間、早々地所引渡候様可相達旨 御

沙汰候事、

板倉教之助

其藩領知今般相馬因幡守・牧野金丸兩藩江取締被 仰付

候間、早々城地引渡可申旨 御沙汰候事、

但代地之儀は御取調之上 御沙汰可有候事、

久世順吉

其藩旧領別紙村書之通今般相馬因幡守・牧野金丸兩藩江

取締被 仰付候間、早々地所引渡可申旨 御沙汰候事、

佐竹右京大夫

上杉(茂憲)式部・酒井徳之助・酒井信三郎(忠臣)・織田寿重丸・松平

(龜田藩、信交)豊能旧領別紙郷村高帳之通、其藩并溝口伯耆守江取締

被 仰付候間、両藩申合早々城地受取、兼而已下例文、

上杉式部

酒井徳之助

酒井信三郎

織田寿重丸

松平豊能

其藩旧領別紙村書之通今般佐竹右京大夫・溝口伯耆守両

藩江取締被 仰付候間、早々城地引渡可申旨 御沙汰候

事、

佐竹右京大夫

酒井徳之助・岩城隆邦旧領別紙郷村高帳之通今般其藩江

取締被 仰付候間、早々城地受取、兼而已下例文、

龜田藩 重臣

其藩旧領別紙郷村高帳之通今般佐竹右京大夫江取締被

仰付候間、早々地所引渡候様 御沙汰候事、

安藤飛騨守(直巻)

安藤対馬守儀、先般上地替被 仰付候ニ付、為代地伊達

龜三郎旧領陸中国盤井郡之内別紙郷村高帳之通下賜候、

尚 御判物之儀は追而 大政官ヨリ 御沙汰有之候、此

旨可相達候事、

酒井徳之助

岩城国若松城御領被 仰付、別紙郷村高帳之通領知下賜

候、尚 御判物之儀は追而 御沙汰候事、

南部彦太郎

岩城国白石城御預被 仰付、別紙郷村高帳之通領知下賜

候、尚 御判物追而 御沙汰候事、

秋元(礼朝)但馬守

元松平容保旧領、別紙高帳之通今般其藩江取締被 仰付

候間、兼而被 仰付候 御趣意奉体認取締方行届候様可

致旨 御沙汰候事、

十二月

十二月七日御布告

万民を保全し永世不朽之

皇基を確定するは、固より万機公論出るニ在り、即チ

御誓文之大本ニ候、依而当夏議政・行政之御制度相立、

各府藩県より徴貢土之法御設け相成り、即チ御政体之

通ニ候、然ル処春來兵禍相統候より御製文之御趣意、或

は未周達せざるも有之候処、当今追々四方鎮定、殊前条

之通広く會議を起し万機公論ニ決すべしと之御趣意を以、

今般改而被仰出、東京旧姫御邸(邸)を以当分公議所と御定

相成、來春より開議致候様被仰出候間、各彼我之私見

を去り、公明正大之國典確定之処より熟議を懸ケ、御

誓文之御趣意貫徹いたし候様相心懸可申旨 御沙汰之事、

但開議期日・御期規カ則等之儀は追而 御沙汰之事、

行政官

十二月

公議人江

別紙之通被仰出候ニ付、当年之儀は御暇被下賜候間、  
勝手次第帰藩可致候、尤來正月中無遅滞東京江可罷出  
様 御沙汰候事、

公議人一同來春迄御暇下賜候ニ付、出立別段総裁演達之  
儀有之候間、來十日第十字一同參 朝可致候也、

十二月七日

議事調所

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第六卷第一〇九号  
文書ト同文ナリ)

同十日

去ル七日御布令之通今朝第十字前參 朝、溜所江相扣居

候処、名簿江着到順ニ而名前相記候様との儀ニ付則相記、

諸藩公議人相揃候上大広間御縁側江罷出並居候処、御上

段下正面江総裁(録須賀茂徳)土佐中納言様、右側座江議長(種徳)秋月右京亮

様御出座、二之間史官・書記等列座、中納言様より被仰

渡候儀有之、何レも拜聴可仕旨御通達、御達書史官誦之、

大意左之通、

先般被 仰出候通来春より議事所御開ニ相成候間、公議所法則案御出来夫々御分配被下候、篤と熟覽之上尚存寄之廉も有之候ハ、来春再出之上可申出、尤議事所は東京一ヶ処と御決定相成候ニ付、来正月中無遅延着座可致候、且何も之内幹事六員御撰挙ニ相成候間、各見込之人頭之姓名相認、式之間ニ有之候机之引出し江入置可申候、

一右ニ付史官之者着到順ニ而名前呼出候ニ付、順々罷出見込人頭之姓名相認候上中納言様・右京亮様御立合御開、名知数多分有之者六人江幹事相勤候様被命候事、

左之通、

紀州	伊達五郎
彦根	新野古拙
雲州	雨森鎌三郎
飢肥	稲津 濟
西尾	今井凶書
大垣新田	有井衛門

一會議之律法を定むるを以て第一要務とす、其余之事は

議長之酌定ニ至るへし、臨時非常之事ニ至而は會議開かるへき所ニあらず、

一諸議員在職之年限を四年とし、二年毎ニ其半を改選すべし、退職する者を直ニ再挙するも妨なし、然る時は復た新旧之別なるべからず、

但初頭改選之節は鬪取ニ而半数を退職と定むし、

一議員は年齢廿五才以上之者ニ至ルべし、

一若し移他之職務を兼るを許さず、

一若し移任或は退職之員あれば速ニ民員を選挙すべし、

一議員中建言センと欲る者は議案を作りて之を議長ニ渡すへし、

すへし、

一議員ニ非ざる者若し議事所ニ建言センと欲せば、議長若クハ議員ニ議案を托すべし、

若クハ議員ニ議案を托すべし、

一議案之体裁は簡易明白ニして根拠あるを要ス、

一議長は諸議案を受取番号を付け、其大意を抄して印行すべし、

すべし、

但公議ニ出すの順席は議長免許を与ふるの順席ニ任

セ申(必しカ)ニモ番号ニ抱(抱)わらざるべし、

一 公議定ニ而は朝十字ニ出席すべし、

一 公議所之席上ニ預め番号を定め置、開席之節諸議員

取ニて番号を定め、席上之番号を見合せて着座すべし、

但右番号は毎月ニ改むべし、

一 毎月議員中交撰して幹事六員を定むべし、

一 會議之法毎会一議案を印行して之を各議員渡すへし、

一 各議員議案を受取らば携帰り熟考之上評論を加へ、次

之会日ニ持参し、衆中ニて之を読あくべし、

但右之節質問する者あらは之ニ答へし、

一 読上げ質問等何レも兼而定り分(分るカ)は番号従ふべし、

一 第二次議案を評論する發言數定なし、他は皆一次を過

さす、

一 諸議員互ニ衆説を聴き退而再考し、可否之ニ端を決し、

第三次之会日持参して、これを議長ニ渡すべし、

一 右議長ニ渡す紙面は最初受取たる議案用と、可とする

者は其表之右角ニ可の字を朱書し、否とする者は左角

ニ否の字を朱書すべし、

一 議長諸議員之決答を悉く集めて点検し、可とする者五

分三以上ならば衆ニ告て可と決し、直ニ 天裁を乞ふ

べし、

一 否とする者五分三以上なれば衆ニ告て否と決し、直ニ

之を廢すべし、

一 若し五分三ニ三人迄之不足ある時は之を決するの權議

長ニあるべし、

一 可否とも五分三ニ至らざる時は一歳を経て再議すべし、

一 毎会之所為を三事とす、第一は前々会ニ受取たる議案

之可否を決するなり、第二は前会之議案を評論するな

り、第三は新議案を受取なり、之を定例とす、

但定例之如くする事能わざる時は議長の差図ニ任す

へし、

一 會議中執政官江質問すへき廉あらは、其議を次会迄延

引し、以て執政官の出席を乞ふべし、

一 執政官出席の節は議員幹事之と応接すべし、

一 応接之節議長之ニ付添居り、双方之情実を貫徹し不都合なからしむへし、

一 諸議案并ニ其評論書、可否之多少 御許有無共総而印行すべし、

一 会議中議長之傍ニて木版を打たれば、席上一統無言たるへし、

一 議員故ありて闕席之節は他之一員相頼置へし、

一 頼を受たる者は人ニ代り可否を決すべし、

一 一員ニて二員の頼を受くへからず、

一 議員五分の二闕席の日ニは可否を決する事を許さず、

一 議事中之差謬ある時は議長之を糺すへし、議長之を糺さゞれば他之議員より議長ニ促すへし、

一 議事中新聞紙及び道路の流言を証拠とする事を許さず、

此書固より案の字を題するを以て公布するニ非すと

雖も、議員ニ付候各自の所見を加へしむるため急上梓して、以て伝写之勞を省く而已、

戊辰十二月

議事体裁調局

右明治元辰十二月七日於東京議事裁判調局御布告併総裁議長方被仰渡法則案等之寫

作州鞍掛寅二郎御下問之節上書

奥羽北越諸降賊御処置振見込可申上旨奉恐入候、

右は重大之御事件殊ニ諸賊罪狀顛末詳不相弁候ニ付、輕

忽愚論可仕様無御座候、乍恐

聖護宿大転之衆謀ヲ被為除候段、天下洪福此上無御座候、

則管見之次第左ニ申上候、趙盾其君を殺し、司馬昭其主

を殺ス、春秋及綱目諸書其首謀を誅候而已ニ御座候、則

首春入寇首謀之慶喜既ニ不死之(徳川) 御寛典被為処候上は、

其余は皆枝葉ニ候間、大小 王政ニ抗し 王民を殺候者

と雖も尽く其死刑を免れ、転封之上三分二を被為削候儀

と奉存候、但会賊之儀は

万乗を奉輕蔑、忠列勤 王之土を屠戮シ、

皇国之氣を消剝シ、其上慶喜ニ逼り強而先降入寇せしめ、

恐多も数々 王政を抗し治道億兆困苦疲弊せしむる者其



罪挙而数ふべからず、則首惡梟首領邑没収せしめ候而可  
然儀と被存候得共、方今風俗頹敗、一旦

神武奮振候、因而俄ニ革面、勤 王を唱候藩々ニ比すれ  
は、其勇悍不屈弓折矢尽而後降伏、庶幾は頹敗之風俗を  
興すへし、伏而願は破格之 思召を以 御褒賞被為在、  
死罪一等を被為免、軫封十ノ一を下賜候様有御座度奉存  
候、乍然右等御措置被為在候儀は、仮令降伏帰順色を顕  
し候共、益兵備を蔽し非常ヲ戒め被為強候儀と奉存候、  
然ニ既ニ先兵權を被解諸軍解兵之上は、逆も右等之 御  
措置被遊候哉ニ奉存候、伏而願は諸兵未タ帰藩不致候已  
前再応兵備を蔽し、先ツ会賊之 御措置続而其地ニ被為  
及候儀と奉存候、又願は諸賊之賄賂を禁し諸人之苞苴を  
被止、百官有司私惠を不銜私恨不怖先被為尽 公議候ハ  
、御措置必ず其宜を得而、万世不折之 御良図相立  
可申奉存候、謹議、

十一月七日

美作中將公議人  
鞍掛寅二郎

作州鞍掛寅二郎之仮殿江上書

謹而申上候、往年吉寅京師ニ周旋セシ時、何之幸歟、  
(鞍掛寅二郎)

朝廷之御威ヲ奉蒙為國家ニ尽力可仕旨 閑白殿下 伝奏  
御衆より 御沙汰被下、尚又帰国之節も御指留相成、強  
而帰郷仕候も更ニ無呼上、強而本ノマ姉小路殿暗殺一条御吟味  
(公包)  
掛り被 仰付、勤 王之寸志聊 九重之上ニ貫徹仕候段、  
武門之面目此上無御座候、右は全く明公御寵遇之令然歟  
ニ而、感激踊躍之至ニ不堪奉存候、然ル処堺門之変 明  
公長州ニ御下向ニ相成、於大仏御見立申上候節、拙論宮  
部鼎造・土方楠左衛門等と不諧、遂ニ御引別申上候得  
共、明公深く御韜晦、他日御素志被為貫、則元弘之藤  
公御一轍たるへき事一日として不願は無御座、均却緝紳  
之臣公ニして、姉少将不幸冥路之鬼ニ被成今日復古之  
御降際ニあたり、明公御同様富長ニ不被為浴幽冥雲泥  
歎息ニ不堪、乍去少将殿御葬之砌在京土人相会する者数  
百人、実ニ千古之御美事と奉存候、其節吉寅、河合惣兵  
衛・轟木武兵衛等ニ向ひ、今日非命ニ被斃候は誠ニ痛根

ニ不堪候得共、有始無終は人情之常少將殿尚わかし、他日いつくんそ今日之盛名を保たれざる事を知らん、今日之事却而美名を天下後世ニ全ふせられ候は却有志之士幸と奉存候、明公其節幸ニ奇賜被為免候得共、前後一轍御素志不被為撓候様後來予しめ難測、則生者却而不幸ニ至ルも不可知と申述候処、孰レも感服致候事ニ御座候、當時千辛万苦之士多くは非命ニ死し今日之盛際ニ不遇、今日之騰用を蒙り候は大抵皆癸亥已後之士、共ニ癸亥已前を語ルよしなく、偶有之と雖も要之ニ既ニ富貴ニ沈溺し交際を改め候始末、吉寅幸ニ詭激行なく生命ヲ今日ニ余す事を得、一念此ニ及ぶ、深く前賢ニ愧入泣血交頤ニ至り候、唯生命を余すのミならず、堺門変後数局ニ沈淪スル雖今日一家要路ニ被擢、昨冬已来京師及此地ニ祇役窃ニ盛事を奉恐悦候、雖然天下御草創之折柄、恐悦中却而杞憂ニ不堪者有之候間、議事之員ニ被選罷在候得は、建言上書は其職掌ニ候得は、一国之定論を以議撰可仕御沙汰ニ付、一度忌諱ニ触候ハ、必ず其罪主家ニ及候事

と恐れ、又権門要路ニ出入献言仕候ハ、名利ニ奔候之穢を不免黙々今日ニ至候、然ル処近々還幸之趣被仰出候段承之、驚愕之至ニ不堪奉存候、則要路ニ奔走する之嫌疑を不顧、已前御遇を奉蒙候高誼を以て貴殿ニ参上仕候、伏願は管見蠡測、天地大仁を伺ふニ不足と雖も、片言隻語面声御聞取被下置候ハ、斧鑕之下ニ死る遺憾無御座候、更ニ又為主家奉願度儀御座候得共、一家小事深く賢慮を不奉煩、是又御仁恕被成下候様奉懇願候、以上、

十一月三十日

鞍掛寅二郎

尼ヶ崎藩職制

政事室

執政

掌体認

朝政輔佐藩主一藩綱紀無不総

参政

掌参政事一藩庶務無不与聞

公議人一人執政ヨリ出

掌奉承 朝命代国論備議員

公用人三人

掌承執參命講究得失条降竟見議事之制權為二途、

拾遺

掌講究得失拾庶務遺漏通意掌講究得失通上下情意、

一民政局 長一人執政兼之

副長三人 属

掌幹理市郷・庶務・田宅・租税・山林・堤防・水利、

敦教化知賞刑

社寺所 租税所 堤防所 商船所

一會計局 長一人 副長一人 属二人

掌幹理經費、金穀・出納・用度・秩禄・倉庫・營繕・

駅通・税金、殖物産講商法

出納所 用度所 營繕所 紙幣所

一執法局 長一人執政兼之

副長三人 書記 書生 属二人

掌遵守 朝憲監察礼彈・捕亡・断獄

一家知事 二人

掌幹理内家庶務

一軍務 長一人執政兼之 副長二人 属

掌幹理兵隊軍備

兵器所 舟船所

一兵隊 每隊長一人 副長一人

司令士 嚮導

一知邸事 執政兼之

京都・東京各一人

右之通職制相立申候、

己正月

桜井(忠興)遠江守

御達之写

御再幸ニ付於東京諸侯中大夫以下三月十日を限參着可致旨 御布告之処、御都合も被為在候ニ付、別紙之通更ニ

被 仰出候事、

正月

前文同断、四月下旬ニ至り、東京江参至可致之者更ニ被 仰出候事、

正月

岩倉右兵衛督(具徳)

当職辞退之儀難被 聞食届候得共、病痾難渋之趣ニ付不被為得止願之通輔相被免候、乍大儀是迄之通力疾勤仁可致旨被 仰出候事、

但座列可為議定第一事、

三条右大臣(実美)

右兵衛督病氣難渋之趣ニ付不被為止願之通輔相被免候間、万機多端之抱柄一人職務別而苦勞ニ被 思食候得共、精々勉励有之旨被 仰出候事、

山本故公弘朝臣次男

玉松 操

今般以 思食為山本家庶流堂上列ニ被加候旨 御沙汰之事、

正月

從來諸藩外国人直相對ニ而船艦買入候処、間々大金を費し麁悪之品買取候向も有之、畢竟疲弊之一端ニ付、以來船艦買入候節は、諸港場府県申出候ハ、其所より吟味を遂げ指図可致候間、此旨可相心得候事、

正月

行政官

(スウェーデン、ノルウェー、瑞典及那耳回國)

右ニケ国ニテ一王ノ政令

(スペイン) 是班牙国

右之國々ニ今般条約取結ニ相成候間、為心得此段相達候事、

正月

行政官

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第六卷第一五〇号 文書ノ一部ト同文ナリ)

正月十三日夕三条橋江張紙之写

朝野有志ニ示ス、去ル五日徴士横井平四郎(小橋)を於寺巷ニ白

日及斬殺、一人は捕ニ就き余党蔽布追捕之趣、右斬殺之徒吾未タ其人を不知と雖も、全く憂国之至誠ニ出候事と被察候、夫平四郎之姦邪天下の知る処、初メ旧幕江阿諛し恐多も廢 帝之説ヲ唱へ、万古一統之

天日嗣を不足為尊し、且憂国之正士ヲ搆陥讒戮し、此頃外夷へ内通耶蘇宗を

皇国江布蔓する事を約し、又 朝廷急務之兵権を弄ントス、其余大罪小罪不遑枚挙、方今 王政一新四海属目之時ニ当り、斯ル大奸御拔擢政権御委任被遊候而は、数千<sub>年</sub>之 朝典を敗壞シ、堂々たる 神州を以丈年ニ斉き醜夷之属国たるは必然ニ而、苟も憂国之心あるもの誰か悲憤痛恨セさらん、右党天下之為め大姦を除かんとするニ、彼 朝権を眞(魚)ひ 朝士を惑乱すれば不得止及斬殺候者ニて、忠烈勇断桜田之義拳ニも可比抗、是以藩士草莽苟も有義気者は愉快と称セざるはなし、右様不意ニ變動を生し候者従来下情壅塞より起候者ニて、御一新以来言路開達は毎々被 仰出候得共空名而已、其実は忠烈義通之士

は固陋なりとし、日々擯斥せられ、横井平四郎如き大姦小奸 朝廷を誣罔する逆賊は有才として日々御登用被遊候故、政体次第ニ頹壞、外夷愈拔扈セリ、憂国之士不堪杞憂正論讜議屢建白スと雖も、雲霧濛々更ニ御採用無之候故、断然大姦横井平四郎を誅する時は 朝廷庶幾は御覚悟反省被遊へくやと、満腹之忠烈難黙視遂ニ此拳ニ及者ニ而、其本下情壅塞より生シ候得は 朝廷右之情実以虚心御反省被遊、 詔旨を降し、朝野之直言を求メ姦佞を驅逐シ、忠直の正士を登庸し、虚大之邪説を破り、皇国之大体を明ニし、就而は斬姦之徒も其情を好し、其罪を論せず、其実を推し、其名ニ不因断然御放帰被遊候得は、国政を纏結し、外夷之輕侮を絶つ而已ならず、天下之士 朝廷改造之速なるニ服し、斬姦之拳も止べし、不然して少しも反省改遇せず、此佞奸邪ニ御委任被遊候而は内憂外患競起り、仮令此度斬姦之徒不遺誅誅すとも、旧幕同一態ニて憂国之士益猛烈之拳を起すへし、然ル時は

朝廷之御威徳ニも関係可致カト杞憂滿腔血涙紛々不可止也、 皇国天神照鑑在上吾説是欵非欵、 朝野君子以て如何とする、 吾説ニ左袒する者あらは不日叡山ニ集会して回天之大氣を可議ものなり、

大日本憂世子

右三日之間は揭示候間、 猥ニ取捨候ものあらは斬体可申事、

明治二年春王正月

○

横井平四郎致斬殺候て召捕候分

平野屋ニ罷居 十津川郷士 瀧 久雄

近江屋ニ同 同 上平主税

久下屋同 同 前岡勘ヶ由

丹波屋同 同 前木鏡之進

主謀欵 広幡殿御内 谷口兵斎(約)

白粉屋罷在 大炊御門殿内 小和野監物

高野ニ而召捕未着 備前 上田立男

土屋信男  
八幡ニ而取逃し十津町江  
投入之よし 鹿島又之丞  
前岡力雄  
鍵屋ニ罷在 大木主水

十二月十日御達

真田信濃守(幸臣)

松平容保家来之者共其藩并榊原式部大輔江御預被 仰付候間、 両藩申合取締可致旨 御沙汰候事、

但請取方之儀万事軍務官江可伺出、 御預中両藩之内江地所を以三万石御渡可相成候、 扶持方行届候様可致候事、

榊原式部大輔

同文言

十二月十二日御達

伊達龜三郎(宗考)

其方父伊達慶邦嫡子宗敦儀、 過日被 仰渡候通、 城地被 召上、 於東京謹慎被 仰付候処、 出格至仁之 思召

を以家名被立下、更ニ其方江二十八万石下賜、仙台城御預被 仰付候条、藩屏之職を重し勤 王尽忠可有之旨  
御沙汰候事、

伊達龜三郎家来

伊達藤五郎

伊達将監

其藩儀過日被 仰渡候通、城地被 召上慶邦父子於東京謹慎被 仰付候処、出格至仁之 思召を以家名被立下、今般慶邦実子亀三郎江更ニ二十八万石下賜、仙台城御預被 仰下候処、幼弱之儀ニ付成長ニ及候迄其方後見被 仰付候間、更始維新之、  
叡旨を奉体認、幼主を輔翼シ、専ラ藩屏之職任相立候様 励精尽力可致旨 御沙汰候事、

伊達龜三郎

同姓慶邦儀、其藩江引取、於東京謹慎可為致事、

但引取方之儀諸事軍務官江可伺出候事、

同人

同姓宗教格別之 思召を以、於国許謹慎被 仰付候旨更

ニ 御沙汰候事、  
但書同断、

軍務官

別紙写之通伊達龜三郎被 仰渡候ニ付、慶邦父子引渡方之儀諸事於其官取計可有之事、

同十四日御達

阿部基之助  
(正助)

同姓正静儀、過日御処置被 仰付家名被立下候ニ付、其方江更ニ六万石下賜、棚倉城御預被 仰付候、已後藩屏之職を重し勤 王尽忠可有之旨 御沙汰候事、  
阿部基之助江別紙之通被 仰付候間、此旨可相通候事、

久世順吉  
(広業)

同姓久世広文儀、過日被 仰渡候通領地之内五千石被 召上、隠居被 仰付候処、今般其方江家名相統被 仰付、更ニ四万三千石下賜候間、藩屏之職を重し勤 王尽忠可

有之旨 御沙汰候事、

同十五日御達

酒井徳之助(忠臣)

家名被立下拾二万石下賜候、御達面襲秩祿二見ニ

酒井信三郎(忠臣)

家名相統被 仰付、二万二千石下賜御達面同断

南部彦太郎(利悉)

同姓利綱儀、過日御処置被 仰付家名被立下候ニ付、其

方江更二十三万石下賜、已後藩屏之職を重し勤 王尽忠

可有之旨 御沙汰候事、

南部遠江守(信忠)

別紙之通南部彦太郎江被 仰付候間、此旨可相達候事、

同十七日御達

本多兵庫助(忠臣)

同姓忠紀家名相統已下例文襲秩祿二見ニ

本多美濃守(忠臣)

右御達

織田寿重丸

同姓信敏家名相統已下例文襲秩祿二見ニ

相馬因幡守(誠池)

右御達

板倉勝遠(板倉勝遠)

板倉勝尚家名相統已下同文

板倉百助

右御達

辰十一月中届出候死傷之分

池田相模守

西尾隠岐守

戸田采女正

池田備前守死廿六人 傷四十八人

細川越中守

戸田淡路守死一人 傷四人

池田満次郎

保科弾正忠

戸田土佐守死四十七人 傷六十八人

池田撰津守

本多美濃守

土井大炊頭

池田因幡守死廿四人 傷三十八人

堀田相模守死二人 傷二人



明治元年 (1868)

大河内刑部大輔	井伊掃部頭	吉井鉄丸	内藤志摩守
同 撰津守	奥平美作守	松平伊賀守	龜井隠岐守
伊東左京大夫	堀右京亮	黒田美濃守	松平周防守
小笠原豊千代丸	市橋下総守	米倉丹後守	朽木近江守
堀恭之進	小笠原中務大輔	牧野越中守	伊達遠江守
井伊右京亮	堀美濃守	山内土佐守	松浦肥前守
大久保三九郎	蜂須賀阿波守	立花飛騨守	柳沢甲斐守
藤堂和泉守	大村丹後守	越前少将	遠藤但馬守
大関泰次郎	津輕越中守	紀伊中納言	六郷兵庫頭
前田稠松	大田原銚丸	浅野安芸守	木下備中守
土屋相模守	松平出羽守	土岐隼人	有馬中務大輔
大河内右京亮	鍋島肥前守	吉川駿河守	竹中図書
松平兵部大輔	大給縫殿頭	有馬兵庫頭	水戸中納言
中川修理大夫	松平範次郎	島津修理大夫	阿部主計頭
加賀宰相	内藤備後守	溝口誠之進	島津淡路守
松平主殿頭	加藤遠江守	秋元但馬守	諏訪伊勢守
内藤若狭守	松平能登守	一柳对馬守	秋月長門守

水野撰津守 傷十二人  
死八人

佐竹右京大夫 死九十三人  
傷百六十四人

久松岩岐守 傷三人

織田兵部大輔 死十人  
傷三人

酒井若狹守 死一人  
傷二人

毛利淡路守 死一人  
傷五人

水野和泉守 死十三人  
傷六人

森対馬守 死一人

細川豊前守

堀貞次郎

尾張三位中將 死十四人  
傷廿五人

五番隊徹兵 死五人  
傷十七人

一柳因幡守 傷二人  
死一人

戸田丹波守 死三人  
傷四人

榊原式部大輔 死九十三人  
傷百廿五人

毛利大膳大夫

立花出雲守 傷三人

真田信濃守 死五十人  
傷八十六人

毛利左京亮

戸沢中務大輔

戸田長門守 傷一人  
死一人

相良遠江守

水野禊之助

本堂式部丞

一正月五日午時後、寺町通丸太町下ル町大垣屋清五郎方

肥後藩下宿ニ横井平四郎逗留罷在候、今朝出勤帰宅掛

ケ、同町内御霊社之内外ニ朝之中より待伏セ居候もの

歟、都合七人程各短筒所持、筒袖之者横井之駕籠を目

的短筒打掛、右一発声之煙下より各白刃抜連討而掛り

候ニ付、横井駕籠を出掛ケ候を矢庭ニ斬首、其俣丸太

町西へかけ行候間、横井之家来者人追掛ケ其首を可取

返參り候故、引続若党二人俱ニ追掛候処、終ニ堺町辺

ニ而見失ひ候間、彼是穿鑿致し居候中、右首を携居候

もの堺町通り竹屋町辺ニ而溝の流れニ右首をひたし洗

ひ居候趣ニ付、横井之家来三人共其所江駆付三人一同

ニ討て掛り候間、相手者人迎も難支首を打捨テ其俣何

方とも不分逃去候、依之漸主人之首を取戻し帰宅候よ

し、

一横井家来六人之内駕籠脇ニて四人付添居候よし、然ル

処右様不意ニ七人も討て掛り候間、四人之家来も相俱

ニ抜連相防申候中主人平四郎は駕籠より出掛ケ、刀も

不拔斬首せられ、右四人之内者人は首を取り候ものと

打合候俣丸田町西へ追懸け、跡三人は相手六人と切り

合居候処へ外二人之家来は旅宿ニ而承り、忽抜刀相手

を不洩しと打而掛り候中、はや相手は散々逃去候間、

其内二人は丸太町西へ首を持行候ものゝ跡を慕ひ都合  
又、寺町へかんふつ物の店ひらき籠から出して横井きり

三人如前書漸首取帰候得とも、其外之家来は敵敷切合

そめ

と手疵負候ものも有之、相手ニも疵為負候よし、敵ハ

召捕ニ相成候分

五日 柳田直蔵

各剛の者と相見へ平四郎首を取候を相凶ニ逃去候よし、

六日 前木鏡之進

然ル処狼藉ものゝ中老人深手のもの中町夷川上ル町中

六日 増田二郎

村屋某方へ逃込候間、横井家来是を聞出し忽駆付生捕

七日 沼津八郎

ニ致し候よし、

七日 瀧 久作

一右騒動一件松原大宮肥後邸へ注進有之候処、右相手は

御手当之分

薩藩ニ相違無之との説ニ区々ニ而、同邸ニは俄ニ手配

鹿島又之丞

り既ニ薩邸江打而掛り可申との勢ニ相成居候処、探索

前岡力雄

方某相手は薩藩ニ無之次第相分候趣を以、遙々布告ノ

中井力福尾(カ)  
中村刀称雄

邸之騒動は相止候よし、

松尾文助

正月六日の朝寺町広小路中御霊社之鳥居張紙

正月十二日封中自訴之分

真直ニ行けはよいのニ平四郎首から先へ横井ころり

中瑞雲齋

と、

男 薫

右いつの間ニ張りしや、いつの間ニ取外候哉不知との

建

風聞、

鼎

外二兩人

明治元戊辰年十一月十一日夜福山藩<sup>備中</sup>阿部侯 前田藤九

郎箱館表より帰着シ、同人直ニ申立彼地之事情

去月廿六日津輕青森ニおるて箱館知果事清水谷殿<sup>公考</sup>より

此度器械并彈藥御買入ニ相成候間、炮術心得候者御雇

被成度旨 御沙汰ニ付、藤九郎江被申付、御同所様空

地正親并藩參謀役位之人之由堀真五郎ト申者、同夜九

ツ時頃英船江乗組、翌廿七日午之刻頃出帆、直ニ横浜

江可相越之積り之処、夷人都合ニテ暮合ニ案内ニ箱館

江着船、敵地之事故甚心配罷在候処、脱之方より度々

取吟有之、廿九日夜ニは一小隊程乗組參り嚴重相吟候

ニ付、最早是迄ト覚悟いたし候処、段々夷人之取計ニ

而漸く取凌、昨日午之刻迄出帆、去ル四日夕七半時頃

横浜江着船、同夜上陸、五日より九日迄御用ニ而止宿

横浜出立深川松川町旅宿へ泊り、今十一日夜丸山邸へ

相越候間左之件々申立ル、

一福山表出帆、越前敦賀江着船、大野御人数百五拾人乗

組、船中甚手狭ニ付弊藩并大野藩人足并夜具等同所へ

相残出帆、

一羽州川湊江着船之処、箱館ニ付役人罷出居津輕江罷越

ニは不及、直ニ箱館江相越候様御達有之、

一十月十九日箱館表江着船、兵隊丈上陸、町宿所候処裁

判所役人罷出候、

一廿五日暮頃津輕青森と申処へ着船候処、最早箱館一円

脱之手ニ入候由及承申候、

一御本陣江ハント一挺用立置其假ニ相成、

一四斤一丁御台場ニ据置其假ニ相成、

一小銃彈藥大凡四十五万程捨ル、七発砲十挺捨ル、ミニ

ニール十六丁捨ル、

一四斤彈藥二十籠程捨ル、相掛候数不知、

一天朝ニ而三十五万金御捨置ニ相成候由、

一去月廿一日箱館滞船中松前落城之由、同廿九日仏人大

將分七人江付添亀田城廓江入ツムル風聞有之、

一 彈藥は此度 天朝ニ而御買入相成候趣ニ付、左之通相願候、

一 ハント玉百、一七発砲玉千五百、一ミニユール玉十五万、

一 廿三日夕清水谷殿江一筆、兵部同道ニ而御見見相願候<sup>(目カ)</sup> 処、早速御達有之、

一 箱館表江籠り橋々切落し大砲分配可仕旨申上候処、炮術相手無之旨御答ニ付、拙者相手可仕、猶橋之儀は油樽ヲ流し焼落し候様可致旨申上候処、先今晚ハ其儀無ト被仰聞、但し御乗船ニ而御出帆、誠ニ訳もなき事ニ

御座候、

一 <sup>(爲替)</sup>榎本君は西洋法鍛練ニ而都而西洋法被相用、敵死骸病者は大切ニ取扱ラレ候由承り申候、

右十二月九日東京より来ル、

辰年九月廿五日鎮情ニ付官掌益田勇を以差出候処、

十月五日后記之通御差図相済

相模守勤 王之儀は奉申上候迄も無之、勿論之儀ニ御座候、然ル処弊藩之儀は徳川家より被差出候家名ニ御座候

処、今般駿府城江引移其外莫太之入費、且右旗下多人數之扶持ニも被差支候趣、右之儀ニ付而は今般同家より被

相頼候由、諸家方江助力之儀御聞濟ニも相成候由、就而は相模守ニも前頭之次第も御座候間、相応之助力仕度不

苦儀ニ御座候哉、此段各様迄御内慮奉伺候様在所表より申付越候、以上、

九月廿五日

<sup>(正徳)</sup>堀田相模守家来

野村弥五左衛門

御口達

勝手次第助力いたし不苦候、

巳正月七日於東左之通御達

来春再 東幸ニ付、天下之大小侯伯及中下大夫上士ニ至

迄新為 召、輿論公議ヲ以国是之大基礎ヲ可被為建

思食ニ付、大小侯伯及中下大夫上士ニ至迄悉く三月十日

限り東京江参着可致、尤道路遠近も有之儀ニ付、各其心得可有之旨 御沙汰之事、

但春來兵馬倥偬国事多端ニ付而は、上下疲弊余り大儀ニ被 思食候得共、右會議被為在候は実ニ天下之大事件ニ付、右御趣意を奉戴成丈輕装無用之冗費無之様厚被 仰出候事、

十二月

行政官

官家増祿之事、

先般概略建言仕置候通、王家之衰頽以応仁之煩蕩最為極、百官茅宅荒野トナリ、公卿百司四方ニ流離艱難、此時官家之食邑多ク武家はを侵奪ス、織田氏興テ京畿ヲ平治シ、朝典ヲ振起シ官家之廩祿ヲ支給ス、至豊臣氏大ニ其功業ヲ継キ是ヲ修ス、及徳川氏恩威並行テ天下始テ昇平、民仰其徳沢、乘此時百端制度ヲ正シ官家之家領ヲ定祿トシ、名郷賢才ナルモ無増加、荒蕩不肖ナルモ無減削、仮令 勅勘配流候共、罰ハ当身限りニシテ不及其家

事ニ定ラレ候、尤縉紳厚祿ナレハ傲情ニ流テ弊風ヲ生スト云之議論往々有之、是天下公論ニ非ス、勿論鎌倉以降政務ニ無關係ヲ以テ是迄之閑暇安逸經費亦隨而些少候ニ付、藩屏之如キ高祿ニハ及間敷候得共、人各有貴賤、貴賤ニ応シテ一家之會計自ラ有差等、貴人ハ貴人相応之活計相立候様無之テハ却而傲情ニ勝ル之弊害ヲ生シ、縉紳之風習ヲ敗リ候、抑我 神州ニ而人種之尊卑自然ニ正リ 王公將相固ヨリ有種、陽明家冠帶以下各名胤貴族ニシテ、藤祖以來世家襲官千二百年連綿トシテ 王室ヲ今日迄被奉輔佐翼戴、於此後万々世 朝廷ノ御安危ヲ俱ニ遊サセラレ候股肱之御親臣ニ御座候得は、何卒 御一新之 御盛時ニ乗シ公卿以下非藏人諸官人ニ至迄、非常之御増祿被 仰出候事公平之要務ト奉存候、尤上古ハ口分田・位田・職田・食封田・功田等之制度有之候得共、甚煩冗ニシテ当今之時体ニ不応却而怨望之弊ヲ生候間、是等モ不被為基新ニ御制度被為立度奉存候、

但功田之儀は何卒御再興相成、賞典ヲ大ニ被為興度

奉存候、

一是迄公卿方 勅勘配流之事有之候共、罰ハ当身限りニテ不及其家、是洪恩ニ似テ却而洪恩ニ非ス、凡ソ人之重ニスル処は社稷之安危一家之存亡ヨリ大ナルハ無之、然ニ被蒙嚴譴候而モ罰ハ当身限ニテ相濟ミ、削祿之患無之ヨリ自ラ因循怠傲之弊ヲ生シ、遂ニ犯

朝憲乱国制候様相成候間、御増祿被 仰出候上は此旧風 御一新、当身ハ勿論家祿職制被 仰出候ハ、從來之弊風一時ニ御一洗可相成奉存候事、

一御増祿之上は、一年抱之家来ヲ被召使候儀断然不被為止候は而は、如何様ニ 御一洗被為遊候共弊風之振底清潔不仕候間、速ニ被廃止、各普代之家ヲ興シ、忠良之士ヲ選舉シテ被召抱、専ラ文武ヲ講究シ千古之因循遊惰之旧風ヲ速ニ清潔シ、武家同様於縉紳家モ何卒兵隊ヲ大ニ御偏制相成候ハ、如何計欵 朝廷之御為ニ可相成奉存候間、偏ニ御采用奉仰候、  
右は毎々微表建言仕、深以奉恐入候得共、国事之儀寸

時モ難忘候ニ付、冒万死又々如是御座候、誠恐誠惶頓

首再拜、

十二月五日

東遠江

弁事

御役所

十二月廿日於非藏人口權弁戸田<sup>(忠孝)</sup>大和守殿江面謁差出候写

多年報国之宿志ヲ懐、一時は忌諱ヲ避候事も在之候処、幸ニ今日之御盛時ニ奉遇難有奉存候、就而は正義於諸藩之建白、殉難有士等之書類等世ニ埋候事遺憾ニ付、官刻ニも相成候様仕度段言上仕候処、先般奉蒙 御沙汰深以奉恐入候、則去月迄ニ拾冊取調進呈、多年報国之素志少は奉安候得共、 王事ニ尽ス之才能無之心外此事奉存候、憂国之者寸時も難去処より、屢々之鄙言を以奉瀆天刃、却而奉恐入候、昨今篤と顧慮仕候ニ、当時天下之賢才を被為挙用、万機之御政事被為行届候折柄、職分ニも無之愚昧之身を以謾ニ大政を建議仕候段、不敬之罪不

可逃、深以奉恐入候、乍去奉報 皇恩之道も不弁徒ニ飽  
暖偷安ニ打過候而は、勤 王之素志相遂候期無之候、残  
念奉存候、素より頑愚之身を以奉願候段奉恐入候得共、  
若乍愚昧相応之御奉公も御座候得は、何卒 朝廷江出勤  
被 仰付候ハ、粉骨碎身御報国之微(衷)哀相尽仕度 御沙  
汰被 仰付候様伏而奉願上候、

十二月廿日

弁事

御役所

飛鳥井家来

東遠江

### 京城御創築之事

先般以迂腐之蛙見概略奉言上置候通、 王政 帝城之地  
山川沢野洪闊海路運輸自在ニシテ、千軍万馬軍カ之馳驟月卿  
雲客百官有司も、臣宝三百藩邸并中下大夫諸士之邸宅を  
始メ、如山此ニ輻湊して不狹之地ニ非レハ、 王政 帝  
城之地トスルニ不足、然ルニ(桓武天皇)延暦帝之御時、山背之為國  
山河襟帶シ自然作城、宜改作山城、鼎ヲ此ニ定メサセラ  
レ、万世不遷之地ニ為遊候御旧議も有之、今更建議ニも

不堪恐懼候得共、元來平安城之地理甚狹隘、殊ニ東北西  
之三面高山鼎峙ノ無糧金・米穀・薪・炭・塩・油・紙・  
蠟等を始メ、凡百之物品を転漕候は南之一船路而已、若  
伏水之南ニ有擾動、則京都之市民座カラ凍餓ニ迫候処必  
然ニ御座候、既ニ先年水損等ニ而淀川通船僅七八日壅塞  
候時スラ忽チ物価ニ響キ候事、右ニ付近時由良川通船或  
は自湖水船路開鑿等之建議有之候得共、不被行して今日  
ニ至候、常ニ微臣憂慮仕候処ニ御座候、依而地理之得失  
を論候得は、遷之大典を被為挙候事時体至当之 御盛業  
ニ奉存候得共、右天造草昧人公未定当此時從是シテ物情  
鼎沸仕、天下衆庶之向背ニ響キ、 皇徳ヲ薄シ風化之美  
を妨候様相成候而は、是又一大事ニ御座候間、何卒此假  
京都之地形を被為広、速ニ一大帝城を御創築被為遊、又  
非常不慮之備京義倉を建テ、国ニ三年之蓄をなし、水旱  
蝗餓救荒之典を被為挙候様以 御英断速ニ被 仰出度、  
伏而奉仰願候、誠恐誠惶謹言、

十二月廿八日

東遠江



弁事  
御役所

辰十一月七日午刻東京城江差出候奥羽御処置見込書

今般奥羽北越諸降賊御処置之儀、見込書を以可奉申上候

旨 御垂公之趣謹而奉畏候、右は 皇国之大事件、尤燒

眉之急務ニして、東北各家種々之曲折も可有之、不庭抗

命も千差万別、其情も亦随而異儀可仕、其顛末事実素小

臣管見之詳悉了解仕候儀ニ無御座候得共、痴僕談夢之整

問ニ御座候得共、左ニ 奏上奉候、東北之賊十日之注視

スル処、会津容保ニ御座候而は事情も天下と共ニ視る処、

其他仙藩・米沢を始一時之訛伝より不庭之挙動ニ及候儀

も可有御座候、其挙動は一途ニ御座候得共、情実之種々

可有御座候、況其<sup>(備)</sup>余脅赫欺罔不得止之徒も可有御座候得

共、奉申上候迄も無御座

朝廷素より寛典御仁恤之御措置も可有御座儀哉と奉恐察

候、方今典刑御正被為在候儀ニは御座候得共、刑法之儀

は運之転移御斟酌ニ被為在、先般既ニ抗命之耀タル徳川

氏悔悟恭順奉仰 天裁候ニ付而は春來中興之御盛典被為

挙候折柄、旁以無比之御盛徳寛典之 御沙汰被 仰出、

仍而は億兆之衆庶惜然免塗炭之苦奉浴 聖恩候事ニ御座

候、然ルニ彼東北一隅は元來冥頑強暴之風土ニして、不

能弁前後一時方向を失ひ候や、 皇威之隆高不顧 皇恩

之涯を不測、狠ニ 王師ニ拒ミ、天下之士民兵禍ニ罹リ、

倒懸之苦を受候而已ならず、乍恐奉勞 宸寄終ニ今日之

勢ニ至リ候儀寸断弗憚、豺豕尚不食者ニ御座候得は、断

然至当之御処置当然ニ御座候、四六蒙<sup>本ノマ</sup>頑愚之徒今日生活

之術ニ因候時は、此上不軌之謀反

朝意ニ背馳仕候様之儀相醸シ、御盛業之御妨ニ可相成も

難計御座候間、乍恐不遠

先朝之大祥御盛莫も可被為挙、且は大政更始之隆慶并御

所置をも被為酌、此上非常度外之 皇恩を被為垂、血食

断滅不仕候様寛容之典被為出候上、諸賊各自之差等ニ随

權衡不錯恩威偏重不被為在候様可被為処哉、然ニ刑賞は

国家保持之鐵録一日も不可忍者ニして、一度失措する儀

無所措手足御座候得共、

天裁赫然、四民狂寛之繆<sup>本ノマ</sup>胎不仕様御処置可被相立儀は

可有御座候得共、方今外国御新約之際内国紛擾仕候は不

可容之大害ニ御座候間、処變之急を以降賊御処置勉て音

育之累御掃被為在、中興之御盛業憂意御興立、永世不

抜万国仰光之御政体御立被為在候儀尤御急務と奉恐察候、

右は屬担之俚言ニ等く奉恐入候得共、奉汚台聽候、尤諸

賊御処置振見込各自区别仕可申上儀ニ可有御座候得共、

事実詳悉仕候儀も御座候ニ付、所詮帰着之儀而已奉擾

奏候、誠恐誠惶頓首百拜、

十一月

仙石讃岐守内  
公議人井上東作

此ノ一ト軍サハ第一御家ノ興廃モ此勝ヲ負ニアリ、天下  
之分ケ目モ此勝敗ニアリテ御家ニアリテ社銘々身モ家モ  
ナキモノ故、御一同共ニ身ヲ捨テ数代ノ御高恩ニ報シ、  
牧野家ノ御英名ヲ万世ニ輝シ、銘々ノ武名モ後世へ残ス  
様精力ヲ極テ御奉公イタシマイラセ、分目ノ軍ト云奥州

ノ戦モ今日墓々敷事モナク、東カ大勝スレハ越後ニハ敵  
ハ居ラス、越後カ大勝スレハ奥州ニ敵ハ居ラス、然ハ敵  
モトコマテ引テ済ト云訊ニモ不参、ソウナルト天下ノ形  
勢ト變シ元々諸大名カ義理テスル仕事テモナシ、軍スキ  
テシタ仕事テモナク、只暴威ニ却カサレテイヤテモ難義  
テモ一寸スリニ延シタリ、愚カ心底カラ義モ忘レ恩モ忘  
レ、右様ノ事スルケレトモ、心ニ離テモ悪ルヘト云事知  
ラス者モナク、高田ヤ与板カ快ト云事モナク、気楽ヲモ  
アルマイ、少シ模様カ變スレハ天下ノ諸侯カ變心スルア  
ラソイヤ、敵ノ大變テ天下ヲ取フトシテ仕出シタ仕事ハ  
空前ナリ、ソウナルト天下中ニ悪マレ、異国モ見ハナシ、  
終ニハ国モ亡フル様ニ至ルカラ容易ノ事テハ引レヌ筈ヲ  
敵モ夫ヲ知テ居ナカラ此大乱ヲ作セシ、薩摩ノ西郷吉之  
助力越後へ来テ天下分目ノ軍サスルト云コトニ聞マシタ  
カ、何ニシテモソリヤ分目タカラ此軍サハ大切テ、新昔  
ハ間違テモ御城下へ入テ死ネハ、義名モ残り武士道ニモ  
叶ツテ遣リ置事モナク、思フ俣ニ勝テ天下ノ勢ヲ變スル

程ノ大功カ立カラ、精一パイ出シテヤリマシウ、御城下  
 ハ目ノ前ニアリテ入ルコトモ出来ス、如何ニモ事ヲ御一  
 同ノ御難義モ不目立様ナレトモ、中島文右衛門ノ弟ハ先  
 月ノ二日ニハ今一ノロニテ打死シ、其弟兄ノ首介借シ、  
 始終負フテ戦ヘ居ルヲ私ハ見テ居タカ、其勇カ当月二日  
 ノ大黒口ノ先カケシテ又討死、其外天晴ノ働シテ討死手  
 負三人ニハ皆様御承知之通、忠情実ニ戦士ノ人々ハ氣ノ  
 表ナレトモ、是モ是非モナイ事テ、此上ハ一刻モ早ク長  
 岡ヲ取り返シ、両殿様ヲ早速御迎申上、御一同御忠戦之  
 程両殿様ヘ申上、戦士之人々ヲ厚ク串(串)ヘ、目出度御入城  
 ノ上ハ、両三年モ御政事ヲ被遊サルレハ、之ノ繁昌ニス  
 ル事ハ慥ニ出来ルカラ、御一同共ニ必死ヲ極テ勝マシヤ  
 ウ、死タ氣ニ成テイタセハ生ル事モ出来疑ナク、大功モ  
 立ラレマスルカ、若シ死タクナヘ、危ウ目ニ逢タクナイ  
 ト云心カアラフナラ、夫ヨリ生ル事モ出来ス、空敷汚名  
 ヲ後ノ世マテ残シ、残念ニ存マスルカラ、自ラ捨テコソ  
 浮ム瀬モアリト申マスレハ、能々覚悟ヲ極テ大功ヲ立マ

シヤウ、一昨晚其風モ強シ、此一戦ヲ大切ニ思ヘ、皆様  
 ト御一心ニナツテ此度ハ是非大勝ヲイタシ度ト心浮シ、  
 口上ニテ申上ト書マシタカ、届カヌ事テアルケレトモ、  
 得ト御考ヘ下サレマシヤウ、

此書は越後長岡落城後之事にて、去ル七月之事ならん  
 歟、十一月写之、

(徳川家達)  
 亀之助家来無禄移住申出候者多人數御座候処、差当り引

越入費等ニも差支困窮仕候もの不少儀ニ御座候、乍去聊  
 ニ而も扶持渡し可遣手段更ニ無御座、不得止由緒有之諸  
 侯ヘ助力相頼度段談判可仕旨と右之趣云々、

徳川臣

九藩上書

謹而 明府公閣下

皇国ノ義勇を以、万国ニ独立ニ相成候

御国体ニ候処、癸丑以來旧幕之賊吏彼之虚喝ヲ恐怖、終

ニ今日之世態ニ押移り、実ニ以痛息流涕之至、天下共ニ知る処ニ而、素より論を不待事ニ候、元来

皇国之民夷狄を惡ミ候は、

皇国固有之大和魂制しても不可制事ニ候、彼跋扈輕蔑之所業等有之候ハ、断然殺戮を加へ候は当然之事、左有之社彼も輕侮する事不能、是迄確乎御独立ニ相成事ニ而朝鮮・安南之小国すら公ニ独立する、則同様ニ御座候、然ル処昨七月於当地英夷殺害一件は旧幕時代之事ニ而、既ニ応接も相済候哉承候処、当節猶又彼より申出、

天朝御憂慮被為在候趣奉察、其節同断之筑前藩七人及自訴候由、実ニ窮鳥懷ニ入之類ニ而可憐之次第、此末如何之御所置ニ可相成哉、其辺之儀は又奉伺候得共、世上巷説ニ而は余程嚴密ニ御穿鑿も被為在候由、万一嚴刻之御処置共ニ相成候ハ、只筑前藩之事而已ニ無之、

皇国之大義ニ關係し、人心不服大變を激生するニ立至り可申、実ニ大切之御場合ニ奉存候、併七人之者共是非罰典ニ不被処候而は御威義不相立訳ニ候ハ、以来英夷絶

交ニ相成候欵、卓然彼を制馭する之御威光相立候様有御座度奉存候、左候得は罪を得候者も甘心就刑有志之者も亦憤悶を慰め可申候得は、此挙旧幕失政中之儀、且幸ニ本人は死亡致候得は、余は御宥恕ニ相成可然奉存候、殊ニ当春以来

朝敵之如きは天地不可容之大逆賊ニ候得共、追々寛典之御処置も候処、童奴ニ対し候事は根掘御穿鑿と申而は彼是顛倒と申者ニ而、御国内人心怨憤離叛

朝廷を指して旧幕より甚敷可申、実ニ恐多事ニ御座候、御一新以来御国人を赤子ニ被仰候得共、父は子之為ニ匿し子ハ父之為ニ匿スト申場ニ至り度奉存候、元来夷狄之禽獸ニ而礼儀を被尺候迎も、実ハ其詮無御座候、却而我を恐れし本レ既往之事を挙、同行之者迄罪ニ行候とは、

皇国を辱しめ彼ノ猖獗を増し可申、宋之金ニ於ル、徳川氏之衆夷ニ於ル、則殷鑑ひび之昭々なる者ニ而、上は

朝廷御宸怒、下は人心離叛、終ニ二百余年之政權を失ひ候事ニ御座候、且先年於当地仏夷我国人を殺害致し候得

共、強而詰問も不致、彼も亦之を罰して我ニ謝する之道

を尽し不申、我之柔弱彼之無信無礼大抵如此ニ御座候、

此節之儀は筑前一藩之恥辱ニ無之、実ニ

皇国之大恥辱ニ御座候、苟も

神州之民たる者沈黙傍觀被在候而は不相濟、毎度於

朝廷御布告被為在候儀ニ御座候間、不憚忌諱奉申上候、

辰十一月

肥後 嘉悦市之進

久留米 坂垣鉄太郎

中村 庫八郎

薩州 喜入嘉八郎

平田 直之進

対州 相良丹藏

平戸 板尾孫助

鶴殿七郎右衛門

島原 堀田嘉十郎

唐津 掛下金相

小川 司馬太郎

大村 中尾静馬

田川 善藏

一瀬 平右衛門

五島 林与一右衛門

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第六卷第七号文  
書ノ一部ト同文ナリ〕

土屋相模守  
(筆直)

其方儀今般奥羽御領之内民政取締被仰付候ニ付而は、兵

乱之余人民愁苦之状況追々被 聞食、深被為痛

聖慮候ニ付、兼而民政相心得候家来を撰之上、彼地出張

ニ付、

朝廷之御政体ニ基き人民撫育ニ厚く心を用ひ、御一新之

御趣意給可く貫徹致候様可取計旨 御沙汰之事、

但出張地等之儀は府県掛ニ可伺出候事、

十二月

行政官

今般家来之者奥羽地出張之上は新県御取建之場所へ検分

を遂げ、見込可申出候様可致候事、

十二月

右弁事於伝達処弁事千種中(有文)將殿御直御渡被成候、

重臣江御達

土屋相模守

其方儀今般 御誓約相済御暇賜候条、帰邑之上 御誓文  
之御趣意厚く奉体認、家政向改正は勿論東北平定ニ至と  
雖も、前途

皇国御維持之儀深 御苦慮被為遊候ニ付、屹度藩屏之職  
を守り緩急御用相立候様 御沙汰之事、

十二月

在昔

詔書

神皇基ヲ肇

列聖相繼キ、以テ 朕カ躬ニ及フ、 朕夙夜兢業惟  
先帝ノ榮ヲ隨サンコトヲコレ懼ル、幸ニ百官將士ノ力ニ

頼テ東北事平キ、万民業ニ復ス、今茲月正歳在己巳、上

下人安ヲ迎來賀ス、 朕何慶カ之ニ如シ、抑亦天道靡希(常)

一治一乱中安ケレハ必外之患アリ、自今而後 朕益祖業

ヲ恢弘シ、単ニ中外ニ被ラシメンコトヲ欲ス、百官將士

愈勉勵各其職ヲ尽シ、敢テ忌憚ナク 朕カ闕漏ヲ匡救シ

以テ永ク

先皇ノ威徳ヲ対揚センコトヲ庶幾ノ其恩

諸 誌

正月

伊達龜三郎

同姓慶邦儀其藩江引取、於東京謹慎可致候事、

但引取方之儀諸事軍務官へ可伺出候事、

同人

同姓宗教儀格別之 思召を以於国許謹慎被 仰付候旨、

更ニ 御沙汰候事、

但引取方之儀諸事軍務官江可伺出候事、

十二月

久世順吉

同姓久世広文儀過日被 仰渡候通り、領地之内五千石被  
召上隠居被 仰付、四万三千石下賜候条、藩屏之職を重  
し、勤 王尽忠可有之旨 御沙汰之事、

十二月

右之通被 仰出候間相達候事、

十二月

行政官

東京諸公議人

紀州 伊達五郎 彦 根 新野古拙

雲州 雨森鍊三郎 飢 肥 稲津 濟

西尾 今井図書 大垣新田 有井衛門

二七會日

富興行之儀は兼而御禁制ニ有之候処、近年諸国ニ於而金  
錢融通を名とし、或は社寺再建等ニ托し興行致候向も有  
之趣、元来澆季之弊風僥倖之利を以て民心を誘惑するよ

り自然農工商共其職業を惰り、往々之か為ニ家産を破る

者も不少哉ニ相聞、以之外之事ニ候、斯 御一新之折柄

右様之所業殊ニ御趣意ニ相戻り候儀ニ付、更ニ嚴禁被

仰出候事、 行政官

十二月

伝聞書

一昨四日慶喜公京都江急召之事、

一薩州侯(島津忠義)十二月中旬御暇願御聞濟ニ相成、十二月廿日頃

下坂之処、今以御滞坂之由、何角其子細も可有之哉未

詳、或曰、琉球国ニ外夷と之戰爭有之風聞也と、又肥

後藩と論執有之と申風聞、又は大隅守殿御大病と申風

聞、

一後藤象次郎旧臘廿五六日頃、何者欵於大坂暗傷之由、

面部之疵ニ付未タ出勤無之と申風聞、

一元日(徳山茂承)紀州侯御発途帰国、

一正月五日(眞田幸民)松代侯上京着、

辰十一月旧幕臣会津表ニ而降伏、東京江長州・大垣  
兩藩護送之人名左之通、

隊長

加藤平内

天野雷四郎

山崎竹全

逆井弥三郎

高橋数馬

田中雅樂助

青木徳三郎

平子佐五郎

友部半四郎

友部清二郎

取締 池田幸助

下役 酒井喜三郎

岡 亘

島藤与一郎

三野歛五郎

飯藤久五郎

嚮道役

内藤運五郎

吉川吉三

鈴木源之進

小島祐左衛門

藤城金蔵

塩原肩五郎

下 総 房

沢田格右衛門

同 辰五郎

浅野竹松

下役 内田増三郎

塩谷紋郎

友寄留化

取締

角田権太郎

後藤芝吉

人夫

幸太

平野清蔵

勝間田滝五郎

村越伊之助

長治

美濃部蔵人

小崎弥五郎

森田駒吉

秋葉権平

島藤伊八

ノ五拾九人

駒崎信八郎

藤本八十吉

右は若松表十月十二日出立、同廿四日千住駅ニ而徳川家

斉藤溜四郎

戸張伝左衛門

重臣へ引渡し、同日築地本願寺ニ入ル、同廿七日廿八日



兩日ニ駿州江出帆可相成処、悪風ニ而再帰、十一月三日  
出帆相成候、

前書人名之内

右之者儀は下総国結城郡一ツ橋青木房吉領置村百姓ニ而金平と

唱へ歩兵ニ有之候処、当四月十二日夜西丸下屯所脱走、

同十七日小山宿ニ而戦争、同廿日宇津宮城乗取、同廿三

日落城、夫より今市宿ニ至り、然ルニ宇都宮戦争之節彈

丸二ツを受、傷を負候得共浅手故速ニ平愈、五月三日太

田原城乗取、其後秋月豊之助ニ付属、戦争之末日光表江

屯集其後敗廻会城へ引上ケ候処、追々取揚られ終ニ嚮導

役迄ニ至り、高運ウツニして今日迄命を全する旨同人之話し、

一同人之話ニ竹中木後は仙台ニ罷在候由、林広大島氏は

何レニ在候哉不知とのよし、

一旧幕臣其外脱走降伏之者

新遊撃隊 回天隊 義集隊

純義隊 貫義隊

右之者共一通り糺問仕候処、当四月中東京出立野州宇都

宮江罷越、夫より日光辺其外信州地処々相廻り、右場所

ニ而何レも戦争仕候処、同隊之者追々相減兵勢衰弱仕、

其内会津辺見聞之模様も有之、旁同所を引揚、会議之上

東京へ為歎願可罷出と一決仕候折柄、水藩隊長之由市川

三左衛門已下ニ出会仕候間、右之趣及談判候処、同人ニ

も同意之趣ニ而水戸城迄罷越、夫より船路東京へ趣候旨

弁利之旨申聞候間、幸連合仕右城下迄罷越候処、三左衛

門申聞候ニは、御城内江討入可致候間尽力之儀頼談有之、

一同驚入、何等之趣意ニ候哉、案外之儀誠ニ主家同様之

御城へ対し何分同心難仕候間、強而及断候得共、更ニ採

用無之、奮発敵談ニ募り、其場無抛次第ニ付覚悟を定め、

一同約儀は仕候得共、去月廿九日・当月二日之戦争炮発

等之儀は勿論不仕、程能近辺罷在候、終ニ及敗走玉造と

申処迄引退敗卒を集メ、夫より乗船ニ而川通罷越、尚当

所ニ而運送船相雇ひ東京江罷出、委細其筋江可申立心得

ニ而上陸仕候、然ル処御兵隊御差向敵重御手配相成候趣

承り、且速ニ決答仕候様被 仰付候間、別心無之一同降

伏仕候趣申上候段相違無之旨申上候、

長岡藩

右之者共儀は当四月中拾壹人城内出立奥州其外所々軍場へ罷越候得共、素より勘定方之者共ニ而戰爭關係不仕奔走罷在候内、隊長其外軍卒ニ抱り候重役等何レも散々ニ相成、此上進退筋其外計策も無之ニ付、會議之上何ニも東京江可罷出と一決仕候折柄、水藩市川三左衛門隊ニ出候候間情実之次第委細申談之上、同藩使之儀ニ而前書之旨申上候、

十月十七日

右は下総銚子陣屋詰高崎侯御家来より同藩御在所表へ届書之伝聞、

新遊撃隊名前

旧幕臣大坂船手組与力津田半次弟 精野豊之助

旧幕臣別手組木益勇之進弟 立原新三郎

青山峰之助家来牧野弥源二倅 野田弥助

回天隊

旧幕臣元広敷添番三浦新十郎倅 三浦幸太郎

京都本願寺門跡家来木村友助倅 木村鬼一

東京下谷在番屋敷 木村幸吉

総義隊伝習ニ大隊下役当時同隊差廻役新左衛門倅 木村鎌之助

貫義隊

元指筒組 伊藤貫之助弟

京都聖護院配下修験 楓谷林之助

駿河修験重良院倅 朝田広助

尾州蜂須賀村医師佐々木数平倅 佐々木勝四郎

奥州二本松藩星野弥左衛門組 秋田勝蔵

牧野駿河家来鈴木齊小隊足輕本陣小遣 杉野龜太郎

同足輕武器方 大沢梅吉

同足輕伊佐寿兵衛倅本陣小遣 伊佐竹四郎

紛米七俵二斗大隊事 中間儀助

同断正右衛門二男 中間常吉

丹波国上村谷藤掛左京家来 吉田駿太郎

医師石井順明倅 本多鉄太郎

小日向醫學族島藤木一郎家来

阿州蜂須賀駿河内医師  
藤堂將監押

林 守之助

東京小川丁広小路蟻川宇右衛門倅蟻川伊之助

同小石丁中天神下  
田安浪人坂田忠三郎事

坂田三郎

純義隊教道長役吉田源三郎倅

吉田芳太郎

同弟一大隊教導役  
当時差図役頭取

関戸厳之助

旧幕臣元広敷添番  
垣根藤十郎厄介

吉川安五郎

備中国綾部山伏善覚院倅

永田亀吉

牧野駿河家米  
三千石太田宇兵衛治弟厄介

太田熊吉

同高六十石隈沢敬左衛門倅

隈沢格蔵

同高七十石樋口兼蔵弟銃士

樋口徳之進

同足輕小林有右衛門男銃士

小林留吉

同給米七俵式斗

中間仁太郎

外ニ農夫輕輩之者

七十八人

メ三十式人右都合人数百拾人

右は今般悔悟仕候上爰元へ致降伏候者之内、藩士共東京  
府江護送仕、農夫輕輩已來心得違無之様申渡、右は生国

へ可差返、生国姓名年齢等巨細取調置、尚生国之里程ニ

応し一晝夜金三朱ツ、差出し、追而入費可申上旨被 仰

付候ニ付取調候処、書面之通全藩士之者三十二人ニ付、

尾州様御人数并此方様御人数道中護送仕、明暮船路ニ而

爰元差立申候、且農夫輕輩之者七十八人之儀は猶東京路

用相渡、夫々生国江戻し候積り申達、同様乗船可致爰元

差立遣、此段申上候、以上、

十月十七日

右は銚子詰より高崎御在所江届之由也、

横井平四郎(小梅)

右は今日八ツ時分

御所より引取候途中、寺町通丸太町下ル処ニ而、覆面頭

巾を被居候者六人短筒一発打懸候而抜刀駕ニ切込、平四

郎駕より出立上り候処、横より殺害ニ逢終ニ相果申候、

其節門人横山助之進・下津鹿之助并若党兩人相戦、四人

共ニ深手を負、相手方兩人計手負わセ候得共逃去行衛相

分不申候、委細は猶明細書相認御達可申上候、以上、

正月五日

横井平四郎  
門人共

十二月十二日大坂より登京大坂屋ぬい方宿

肥後藩横井平四郎

付屬下津鹿之助疵

横山助之進疵

元田亀之丞

長野俊平

山品男佐右衛門

江口英次郎

上林直七郎

家来上野友四郎深手

杉村金三郎疵

森 勝吉

東 武藏

田島広瀬

筒井長次郎

吉尾長五郎

木村与五郎

小者三人 清 助

喜 助

庄次郎

一郡山書生

柳田房吉悴

疵人

同直藏

夷川中町角仕立物屋渡世中村屋梅方表ニ倒レ死ニ向たり、

右同人昨四日上京昨夜大炊御門家来小和野多門方ニ止宿、

一尾州藩

鹿島又之丞ト云

前疵人懷中ニ罪状書在之、左ニ

横井平四郎

此者是迄之奸計不違枚拳候得は、姑舎之今般夷賊ニ同心し、天主教を海内ニ蔓延セしめんとす、邪教蔓延致

候節は

皇国も外夷之有と相成候事顯然たり、併

朝廷御登庸之人ニ殺害ニ及候事深奉恐入候得共、只売

国之姦要路ニ塞り居候時は前条之次第ニ立至候故、不

得止加天誅者也、

天下有志

人相書

一元尾州産坊主、一時大坂其後京地檀主法林寺寺中清光

寺ニ住職罷在、当時無宿

鹿島又之丞

年齡廿四才計、背至而高き方、中肉、眼丸き方、髮二

寸計延ひ有之、

着用衣類萌黄糸入襠高袴

沢井呉呂服連羽織高下駄はき

一元十津川郷士

前岡力雄

年齡廿三四才、丸顔大キク、頬すほり、眉濃く、目細

く、惣髮大曲、

一同

年齡廿三四才、丸顔、色白く頬すほり、惣髮、右之外

力雄ニ同し、

一同

松本文助

人相不相分、

末の世と思ひなけくな神の国神のまします人も有け

り

横井平四郎

今日退 朝之途中ニ於而危難ニ遇候趣達 天聴、驚被

思食候、不取敢侍臣を以て御尋被下候事、

正月五日

宮川小源太

横井平四郎儀今日退 朝之節途中ニ於而不慮之儀有之候

趣、就而は 御聞込之次第も有之、不取敢右家来并門人

共江為治療手当御金被下候事、

正月五日

細川中將(留邦)

旧家来横井平四郎昨五日退

朝於途中横死之趣不愍ニ被

思食候、依右葬礼式等之為手当金三百兩被下候間、厚相

営可申候事、

正月

徴士横井平四郎ヲ殺害ニ及候儀、

朝憲を不憚以之外之事ニ候、元来暗殺等之所業全以府藩

県正藉ニ列候者ニは不可有事ニ候、万一壅閉之筋を以右

等之儀ニ及候哉、御一新後言路洞開府藩県外可達之地は

無之筈ニ候、若し脱藉之徒暗ニ天下之是非を制シ、朝

廷之典刑を乱候而は何を以綱紀を張り、皇国を維持す

るを得んやと深く

宸慮被為在候、京地は勿論府藩県ニ於而嚴重探索を遂ケ、

且平常無油断取締方屹度可相立旨被 仰出候事、

行政官

十二月廿七日 肥後藩江御預ケ

元容保家来 (松平) 海老名郡司

秋月締次郎

相馬直登

井沢守之進

同茂右衛門

春日郡六

右六人御預ケ被 仰付候、

忍藩職制

○議行局

判藩事 執政ヨシ

公議人

副判藩事 参政

議事 使童

公用人 使部

史官 書ト改ルヨシ

書記

出役

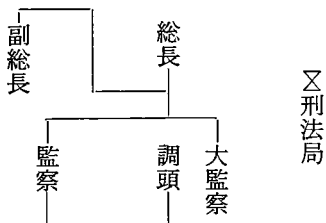
×大監察

×監察

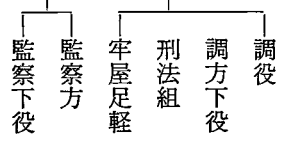
×監察方

×監察下役



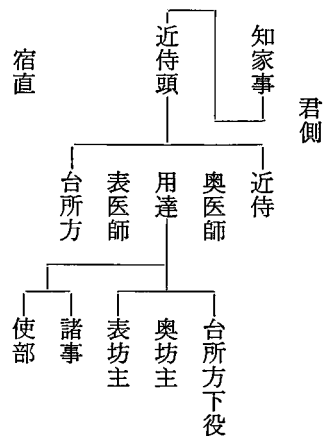


× 刑務局



出役  
○使童  
○書記

○書記  
× 監察  
○使童  
× 監察出役  
○表坊主



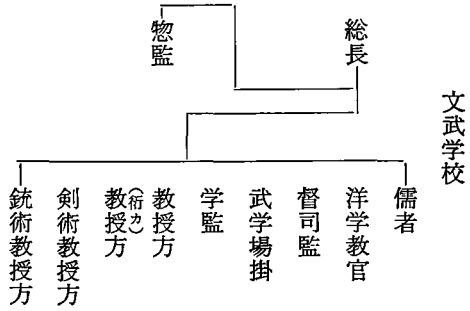
宿直

組外し  
出仕並  
史官並  
旗役格  
重衛隊  
奇銃隊頭格  
撤兵頭格  
銃隊頭格

君側



明治元年（1868）



出役○書記

学問所下役

明治元戊辰十二月 膳所蔵板

内務局	捕断 亡獄 方方	監 察 局	商 産 方	出 納 方	器 械 方	勘 定 方	用 度 方	倉 庫 方	管 繕 方	会 計 局	山 林 方	駅 通 方	湖 沼 方	民 閑 事 局	講 武 場	軍 事 所	諸 武 校	文 武 局	公 用 方	執 政 所	職 著 便 覽	
																						總 督
										總 督				總 督		總 師		總 管	公 議 人	執 政	一 等	
																隊長 五等 銃士		副 管		參 政	二 等	
家知事		監 察								幹 事				幹 事		隊長 六等 銃士			公 用 人		三 等	
通近供謁 習方方												部 事	部 事		教 授	破隊令 下等 銃士 卒長	上等 銃士 卒長	七等 銃士 卒長	教 授	副 用	參 事	四 等
医奥廬 師付從							主 事	主 事	主 事	主 事	主 事			六 事	助 役	破 車 令	五等 銃士		助 役		上 簿	五 等
茶 道		小 監 察	理 事	理 事	理 事	理 事		理 事			理 事	理 事	理 事	理 事	理 事		六等 銃士				書 記	六 等
給 使										調 役				調 役			七等 銃士					七 等
書 手		書 監 手 卒								書 手				書 手				書 手	書 手			八 等
																						九 等

宮津藩治職制

府藩県之三治は各々統スル所有りと雖モ、旧来之弊習ヲ一洗シ土風ヲ励ミ廉恥ヲ知ラシメ、庶民ヲ繁育シテ淳朴ニ風化シ、封内ノ生産ヲ富殖シ及ヒ租稅ヲ改メ賦役ニ督シ、賞罰ヲ明ニスル凡百ノ庶務ニ至ル迄、

皇政御一新ノ御政体ヲ目的トシ、藩主ノ左右ヲ始メ冗官ヲ省キ冗費ヲ沙シ、職制規律大凡府県簡易ノ制ニ基キ庶事實効ヲ主トシ、政道ヲ更張シ 王政維新ノ時ニ当リ上下力ヲ戮シ 朝命ヲ奉体シ、富国強兵ノ基礎ヲ立テ、公務ヲ始折衝禦侮藩屏ノ任ヲ失ハサル時ハ、今般被 仰付候三治一致ノ脈絡、一般同軌ノ御趣意貫徹候事可庶幾乎、一上局執政 是迄之家老 人員何人

掌体認 朝政輔佐藩主、紀綱政事無不綜

付屬 書記 是迄ノ旧記右筆ヲ云

一参政 是迄之用人 人員何人  
人員何人

参政事一藩庶務無不與聞

付屬 書生 是迄之書役 人員何人

以上二局ト称ス、政体ヲ經綸シ重キ賞罰ヲ主裁ス、

一司民 是迄ノ町奉行・郡奉行、司民より船司及ヒ産ヲ兼局吏若干アリ

一大察事 是迄之大目付、大察事より社寺司ヲ兼局吏若干アリ

一察事 是迄ノ目付察ヲ街道使ヲ兼局吏若干アリ

以上三局ヲ庶務局ト称シ、封内ノ治教・刑法其外關係セルナリ、庶事公平ニ評議シテ上局ノ主裁ヲ受ク、

一司会局 是迄ノ元々勘定奉行度支より生産器械修繕ヲ度支 兼局吏若干アリ

以上一局ヲ司会局ト称シ、封内ノ租賦物産豊約ノ宜キ水陸道途ノ利、歳計出ル処ヲ掌テ之ヲ支調シ、及金穀ノ出納庶務ニ総別シ、上局ノ主裁ヲ受ク、

但是迄社寺司・船司・生産・器械・街道使・修覆等 各々員長アリト雖モ、此度廢止、徒士以下ノ小吏

ヲ置キ本文ノ局ニテ各総統スヘシ、又簡易一端ナリ、

一軍事局

総轄 執政ヨリ出役

副総轄 参政ヨリ出役

隊長 総轄ヨリ勤之

小隊司令、半隊司令、分隊司令

以上三司令は参政或ハ是迄ノ物奉行より勤之、

軍曹 是迄ノ使番目付

嚮導 稗官

糧米・器械ノ如キハ庶務司令ノ両局ヨリ出役

一文武館

総轄 執政ヨリ兼

副総轄 参政ヨリ兼

助教 武芸師範

館使 属吏ヨリ

書記

一家督

家知事 是迄ノ側用人参政ヨリ兼

近侍頭 是迄ノ近習頭

司衣 是迄ノ小納言

近侍 是迄ノ近習

以上四員ハ君側ノ用務ヲ弁ス、世子ノ侍ハ参政ヨリ兼、  
吏人・庶子伝ハ近侍頭ヨリ兼、

各属吏ヨリ司衣・司珍・司器何レカ可

家老ヲ執政ト称シ、用人ヲ参政ト称スルハ

朝廷ノ仰出サレニ依ルト雖モ、執政ハ固ト元老閣等ニ  
当リ、参政ハ唐ノ参知政事・平章事等ニ当リ、小藩ニ  
ハ尊大ニ似タリ、故ニ家老ハ国老、年寄ハ家監、用人

ハ典客ト称スル如何、

職制

公議人兼

三宅治郎大夫

軍務惣代兼

分部兵庫

判藩事依御布告猶又改而執政、

長野幸右衛門

蔵田琢摩

奉体認 朝政藩士并輔ケ藩公用兼、

同軍務判事兼

塩川孫之丞

聴部同掛り三人

同断

長野伊織

断獄調役 二人

細野主馬

小監察兼

権判事依御布告猶又改而参政、

村市部を聴断し鞠獄及人民之罰を判断スルヲ掌ル、

幼主輔佐兼

前田小右衛門

村市神社・寺院事を掌ル庶務より兼、

公用人兼

前田徳蔵

租税方四人

庶務方頭取兼

塩川数馬

租税方全

藩政主謀一藩之事無不与聞、

掛り役三人

軍務権判事六人

下調役八人

兵事を謀武陣を掌り歩卒迄を指揮シ民事無不与聞、

租税取立及酒造等之事を掌、掛り役三人之者村々を三つ

村市事

庶務頭取一人

ニし一人其一分、

庶務方 一人

庶務方兼

會計方四人

掛り役 三人

會計 全

村市を掌ル、

掛り役三人

大監察三人

租税下調之内より兼、

下調役

庶務方より兼、

小費金穀出納を掌、

聴部断獄方四人

庶務掛り役より兼

駅通方三人

修繕方三人

下役

兵員凡四小隊

算術 壹人

陣屋及倉庫・堤防・橋梁・道路修繕、水利・山川を掌ル、

銃隊訓練 毎月十五日教師軍務権判事之内

書記方二人

劍術 毎月六次教授方壹人

筆生方六人

鎗術 毎月六次同 壹人

捕亡方六人

大溝藩政制

断獄付属タリ

壬生藩改政大概

家中江申渡

当春御一新已来御布告之御趣意深奉体認、藩変革執政より捕亡ニ至ル迄役員入札選挙仕候、其余は無勤ニ而兵隊ニ組立、三十歳迄一際文武を勉勵為仕、又四年ニ至リ諸役入札之法を以相改申候心得ニ御座候、

但苞苴内謁兼而差止置候得共、猶又嚴禁申付候事、

員外庶知事頭取二人 弁事六人

幼主家知事 弁事六人

文武規則 学問所

学問教授方三人

手筆 三人

今般別紙之通り嚴重御沙汰蒙り奉恐入候、差向勝手困窮致候而は何事も行立不申、改革は何レ省略より初候事と存候、是迄之儀は何事も追而役々ニも十分勘考見込之分、聊遠慮会釈なく書き認め、今日より三日之間目安箱江差入可申候、此段一同男女ニ不限中間小者ニ至ル迄存付有之候ハ、可申出旨急速可申通事、

但文体ニかゝはらす仮名<sup>カナ</sup>にて宜敷候、

辰十月廿一日

(鳥居忠文) 右近

在町中江申渡

此度 鎮將府様より殿敷御沙汰ニ而、是迄政事不宜候間  
相改可申様被 仰付奉恐入候、実ニ心付かず相すぎ百姓  
共ニ対してもあやまり入候事ともにて、政事は百姓共あ  
つかひを第一と存る、年貢取ル而已にて領主とは不被申  
候、乍然兎角行届かす候間下々の難儀不都合、其村其所  
ニ而定而夫々申分ニ可有之、名主・代官其外役人ともニ  
かゝわり候事ニても一向苦しからず候間、十分取しらへ  
見込之段認め、今日より十日をかきり目安箱へさし入可  
申候、其外手寄は男女穢多非人までも存付候事有之は可  
申出旨漏れぬ様いそぎ申さとすへき事、

但無筆の者は人ニ頼ミ仮名書ニても宜し、

辰十月廿一日

右近

諸職省約大概

- 一 君侯 側頭二人 側役四人
- 一 後室 奥付二人 女中二人 下男一人 末女一人
- 一 奥方 奥付一人 女中二人 末女一人

但君侯奥方台所一処下男二人

一 右近父子側役四人 取次二人 下男一人

已上上向

表方改革次第

家中江申渡

今般大名之旧習を改メ、右近(鳥居忠宝)為丹波守名代自今知果事  
同様之心得を以家政総へくゝり、在町之諸務、出入之  
勘定・作事之用捨等自身取調候、因而我等付属之者人  
撰を以申付候間、一統其旨相心得可申事、

辰十月廿四日

右近

右近付属四役

- 一 勘定奉行 𠵼人 助役二人 下役四人
  - 一 在町奉行 𠵼人 助二人 下役四人
  - 一 作事奉行 𠵼人 助二人 下役四人
  - 一 監察 𠵼人 助二人 下役四人
- 此四役隊將次席たるへし、給金奉行二十両、助十両、  
下役五両、

但助は奉行目き、下役は助目きを以可申付、助

下役心得違於有之は頭役越度たるへし、

奉行と申は上之旨意を受行ふと申意味なり、此趣篤と

心得可申候、

相役之撰之方は古人の申伝へ候（高カ）仏高鬼（本多）作左とちこちな

しの天野三郎兵衛と申意味を考へ撰へし、

四役所一席たるへし、

是迄役々之動向無残此四役ニわり込、倫席相立て事柄

簡易ニして諸用相弁し候様取極可申候、

一監察は上下内外何事ニ不限関係致し候、

但月ニ勘定帳面一通を必監察方ニ所置、其月其年入

用多寡口々不足を考へ、勘定在町作事諸役と討論吟

味ニ及へきなり、

一向後此四役ニ而家中取扱候角も委數相調帳面ニ認置、

帳面通り常例之儀は別段日記ニ不及、兎角簡易明白ニ

可致事、

但金穀之出入は明細ニ認可申事、

四役之者動向ニ付半錢一紙之私於有之は、嚴重沙汰ニ  
可及、賄賂之儀は勿論之事、

辰十月廿四日

右近

軍制大概

今般諸家中上下勤來ル役々皆相廢し、不殘軍職申付候、

軍制

一三人を組とす

已上已下之差別  
是迄之通り

三人中入札を以一長を立

ツ、是を三長といふ、三五五五ニ而十五長を立此長  
撰法

前ニ、三十人を卒と言、卒正を立撰法前、三三九十九人

を一隊とす、隊將を立隊將へかり是、  
迄之重役を用一隊將九十九人、  
を卒ス、卒

長三十人  
を卒ス十五長三長、

一向後九十人一備を一隊と唱へ、三十人を一卒と唱へ申、

五人を一長と唱、

但物見・使番等は繼職にて、頭分之者相勤、其外医

者・勘定役・祐筆等軍中之雜職成たけ省略用便候様、

劍槍隊・銃隊取締之者相調取極可申事、

一劍槍隊取締・大小銃隊取締、松本五郎兵衛・友平栄両



人ニ申付候、

一右九十人一隊ト定め、此後人数如何程相詰候とも皆此割を以推すへし、

一右軍制相立候上は無事之節大手其外番所向広間之宿直・町在見廻り召捕者等凡武事ニ属し候事は皆武官の職とす、不行跡不法之事なく、軍中之心得にて無用之手数を省き、用便致事ニ臨ミ不覚無之様精々申合セ相勤可申候、

一出陣其外臨時出役入費銘々見積を立兼々申出置可申候、  
一此已後武職十六歳より五十歳を限りとす、十六才より四十才迄は剣槍習練業前達者之向向は此限りあらず、  
一四十才已上は皆大小銃隊とす、

辰十月廿四日

右近

軍法大概

軍令 別ニ録ス、

一已後家中格式兵隊諸職を準ト致し、隊将・軍監・卒正・長・卒土ト五席に定ム、

但已上已下は是迄通りたるへし、

四後は兵隊の一等ヲ下し奉行を軍監同席、

但末座助は卒正之次、下役は卒土ト同席、

食録大概 省略来ル巳年より五ケ年ニ限ル、

一向後君公常用是迄通一ケ月金十五両、其他臨時入用御改革年限中一切を見合候事、

一後室常用君公同様之事、

一右近父子常用是迄通り、臨時入用改革年限中一切被見合候事、

合候事、

一奥方并女公子常用此後右近公子同様たるへし、

但女公子御入興後も此度定之通り候、仕向金被進候事、

一方々衣物其外調度類は年限中是迄有り来り相用、新規製造は被見合候事、

但君公衣類は成ルたけ奥にて仕立ニ相成可申事、若

し間ニ不合候節は御家中へ申付へし、

一三ヶ所台所入用之品改而町方用達共へ申付、一日々々

通帳を以品物上げさせ、毎月末勘定人高取結可為差出候、尤監察方一通り相調無異存旨申出候ハ、夫々御手元より直ニ代料御下ケ可被遣候事、

但品物吟味直段正銘々諸用相勤候様篤と町人共より相諭但監察側頭奥付立会之上さし遣ス、向後小遣之者なとにいさゝか

たりとも付届等致候儀不相成、若シ左様之儀露レニ於而は其用達さし止可申事、

一家中年限中面扶持雑用相渡す、

但男子日ニ五合、女子日ニ四合、男女十歳已下半人分、

雑用一人ニ付一ヶ月壹歩二朱、十歳以下は半減、東

京詰合之者雑用一倍相渡ス、

一炭薪は追々被下候相成可申事、

辰十月廿四日

右近

家中江申渡

一在所・東京・大坂等借財高旧借之分は除キ、元利四万兩ニ及び候、三ヶ所所領分物成ニ応し積り候ニ、実以不

相当之借財、此假ニ而は迎も立行不申、且此上込年飢

饑軍用等何時出来とも難測、必至当惑之次第ニ御座候、今より五ヶ年を限り手元を始め諸向ニ至り仮費用痛く

減省致候、家中之者は是迄さへ借上等ニて難決為致、

尚又敵法申出候儀は幾重にも氣之毒ニ存候得共、主家傾候ハ、面々ニ於而も不都合ニ可有之候、此理合を篤

と合点致、今般申出候面扶持之儀得心致し候上は、上下一和身上立直し、年限中諸借財返済、軍用非常用意

金穀かなり相調、主従共ニ安堵之趣候様同心協力偏ニ頼入候、

右近

辰十月廿四日

改制後

家中江申渡

一今般改制之上は

朝廷御新政ニ相働ヒ、是迄家柄なと々唱来は旧習一切相止メ、人物次第仮令微賤之者たりとも登庸、重職ニ

も可申付候間、面々身持正敷文武芸能出精可被致候、  
一向後二三男たりとも生立仕第可被召出候間、親々厚相  
心得養育芸能出精可為致候、

一筋骨を固めるは武士たる者平生之嗜ニ候間、夫々油断  
致間敷候、武芸及職務之為ニ申出候、居宅前後菜園自  
分歟を取り可申、薪木の類も兼而家中共江割渡置候山  
林江自分参り木コリ可致、又是迄米拵賃下ケ遣候得共、  
向後其儀難被及、自身飯米春可申候、右只節<sup>(俵)</sup>檢之為而  
已ならず、則筋骨を固メル一助ニ候間、心得之為申論  
置候、

但日勤之面々は此例ニあらず、

一食料之儀は土地ニ随ひ候者と承ル、上州・野州辺は麦  
作宜敷地面ニ候間、其土ニ住居候者は麦飯用候儀相当  
と存候、肥後国杯は馬を持候程のものニ而も皆常食ニ  
あわ・きびを給へ候由承り及候、武士之心掛ハ左も有  
之度者ニ候、畢竟是迄江戸風推移り自然と何事も奢侈  
ニなり、外見而已飾候風俗故、麦飯杯用候者は無下ニ

賤敷事之様ニ心得候者も可有之候得共、平常身上之持  
方も不省無益之費ニ困窮つのり、無抛百姓町人ニ手を  
下げ借財致、末は其償ニ差支、百姓町人ニ信義を失ひ  
申訳も無之次第、我等始今日之所業実ニ其通り愧カ敷  
と悲敷事ニ候、百姓町人ニおとり麦飯を用候者よりは  
何程か賤かるべき、我等も向後麦飯相用候間、銘々篤  
と考へ同用節儉心掛暮方立行候へ、自然武士之氣節  
も立可申、此段篤と相心得可申候、

一今般申渡候面扶持之儀は、大身之面々は至極迷惑ニ可  
有之候得共、小給之為ニは却而都合ニ相成可申候、右  
は是迄小給之者共何レも内職ニて渡世致候由、成程身  
上は立行可申候得共、文武を心掛いとまなく、自然土  
之本意を失ひ候儀無之とも不被申、深く氣之毒ニ存候  
旁面扶持遣し申候、此段厚相心得日用賄かなりニ合候  
ハ、内職は相止メ、武士道專一ニ吟味可致候、

但綿糸は女子之本職ニ候間、家中大小共家内之者は  
夫々内職相励可申候、尚追々其筋世話致し遣し可申

候、

辰十月廿四日

右近

衣服制度大概

一上下愈綿服相用可申候、

西洋戎服所持之分は其假相用不苦候、新任立候向は多  
分ノ費用相懸り、無益之品物何ニ而も無構、筒袖・細  
袴・立付・股引・脚半、便用仕第勝手たるへく候、

辰十月廿四日

右近

文武教方大概

一文武共向後師範之家と申事は相止メ、文武芸能成就之  
者、文は学校教授、武は其芸師範申付、追々跡役引受  
可申程之芸能之者出来候ハ、是迄之前役文は文官要  
職、武は武官要職ニ昇進可申付候、

一向後文学修業ニ出候者は其師家規則之問合セ入門、礼  
式・謝義・飯料等迄皆上より被下候、其外紙・筆・油  
等之費用も被下候、武芸修業諸入用も可為同段候、

但修業出来候者、学問は一通り弁积出来者、武芸は

目錄已上、芸能試ノ上人撰を以出修業可申付候、

修業年数文学は三年、武芸は二年を限ル、其間疾病・

事故あり廃学致候者情偽取調へ、無抛分は年限文留学

許可申、出精さへ致候得は年限之文武共成就可致候、

但文学は何レの経書ニ而も注通り無差支弁积出来、

武芸は免許已上之業前を以成就ト云、其身頑惰或は

不行跡ニ而師家之譴責を蒙り候ものは、嚴重咎メ可

申付候、

医者修業も文武修業可為同断、

今般手送者七人帰俗文武修業申付候事、

郵典大概

石崎正徳

佐藤敬継・本田源三郎申渡可為同断事、

荒木直

其方儀先頃中不慮之怪我を受廃痼ニ相成候趣氣之毒ニ存  
候、其砌東京引払帰宅付て種々迷惑難苦致候由不憫之事  
ともニ候、由之乍少金子十両被下之候、随分心長之療養

相加可申候、

鎌田才四郎  
六歳

辰十月

来巳年より五ヶ年無利足上納可致候、

葬式儀式別ニ録

在町仕置略之、

冊子原寸 縦三・六 横一五・八 九九枚

其方亡父才四郎事、入牢中自殺致し可憫之至ニ付、今般其同時罪を蒙り候者へ夫々容赫(赦)參等申付候間、其方亡父事も同様之角ニ可心得候由之格別之仁忠(慮カ)を以、其方江一人扶持雜用共被下候、尚行末御用ニ相立候へ、可被召出候間、精々心掛養育成長可致旨、其方母江も可為申聞候、

一七毛 大久保一藏ヨリ蓑田伝兵衛へ

内国事務掛拜命其他ノ件

候、

辰十月廿四日

右近

追啓

沢地又七郎

金子善藏

高橋圭治

古谷為治

小管為五郎

(審刀) 小松家上京相成、從

(島津久光) 中将様不容易

御沙汰之趣

御直筆ヲ以被

仰下、謹而奉拜見、何共奉恐入次第奉存候、乍此上為

皇国尽力仕候様之

御趣奉畏候、右御受御礼奉申上度如此御座候、宜以御含

御披露奉願候、

百拜、

其方共何も平生質実之心掛一段之儀ニ存候、然ル処家内多ニ而至而難決之様氣之毒之次第、賄等も致し遣し度存候得共、此節柄心底ニ不任乍少分金子五兩ツ、貸遣候、

二月朔日

大久保一藏

皇国御一新之秋、寡君勤

養田伝兵衛様

王奏志之憤発ニ而、既ニ弊藩従来之庶俗を改、不日ニ発

再伸

足上

私事、徴士ニ而内国事務掛等奉蒙

京之筈ニ候、然処右弊藩改革之事件ニ付、

朝命

尊藩之御助勢を不奉願候半而は不相叶次第御座候ニ付、

思食奉伺候処、御受仕候様御沙汰ニ而、不肖短才之私不

此節池辺節松・十時一郎兩人

堪其任事ハ無申迄候得共、今日之行懸り不得止一応之御

尊藩江差出候、万一

受仕候付、是亦御序之節以御賢慮被

尊藩之御事態によつてハ、乍恐

仰上被下候儀可然奉願候、

御目通奉願候義も可有御座候間、至其節何卒尊貴之蔽

文書原寸 縦一五・九種 横六六種

威を被為脱、拜謁被

二頁 柳川藩臣立花老岐より島津久光公へ上書

仰付御聞届被成下度奉恐願候、乍恐徴臣八ヶ年前より

藩政改革之件

長病ニ而引入、今以同篇ニ罷在候得共、此節之義尽力

(包紙ウツ書)

柳藩徴臣

上

立花老岐

立花老岐

親雄

ノ

┌

尊台

階下



柳藩之徴臣親雄恐惶頓首、謹而一書奉拜猷候、抑方今

文書原寸 縦一八・六種 包紙原寸 縦二四・三種  
横 一一八種 横 三四種

三三 鳥羽伏見戦後中原猶介ノ近畿情報

但語数首共

(彌重朱書)

「戊辰二月二日 中原猶介」

伏見表諸所戦争之形行は高崎左京下国之折、陸軍所江一  
通り申遣置候間、御披見可被下候、其後浪華城も弥開城  
ニ而、一橋慶喜并会津・桑名・姫路主人は紀州加多之浦  
より蒸気船ニ而敗北、其他賊徒は海陸より散々ニ逃去り、  
浪華江は

仁和寺宮様御下り、兵庫江は東久世、大和路江は中山公、  
姫路江は四條公御巡覽ニ而、諸方御鎮静、拙者ニは戦争

後暫時帰京、夫より亦伏見出張、諸方鎮撫、夫より下坂、  
又夫より兵庫着、異人館警固并石堡塔台場等相守居候処、

姫路征討被仰出候而、則日同所より一分隊之人数召列、  
諸軍勢より三日先ニ姫路江押寄候処、城は備前勢入替居

申候間、市中民家等鎮撫方、諸方致所置、台場大砲并兵  
粮蔵等諸方切封等いたし置、又々兵庫江罷帰同所致警固  
居候処、追々関東征伐有之段相聞得候間、兵隊ハ兵庫江

召置、拙者一人帰坂、大砲修覆旁取急キ又々明日方より  
上京之筈御座候、

一桑名・高松・松山諸城も不残降伏、只今ニ而は箱根よ  
り此方ニては向ふ者一人も無之、関東も一橋相退ケ別  
主相撰、徳川氏之家係相立候方肝要之議論も相起り候  
哉ニ取沙汰も相聞得申候間、左迄之儀も有之間敷被察  
申候、不遠勝報為御知可申上候、御待居可被下候、当  
分官軍之勢ひ、且御国威之輝キ御仁徳之益候儀、実ニ  
旭之昇か如く各国洋人迄茂肝を潰し仰キ頂キ申候外、  
筆申上度儀も海山御座候得共、軍務更ニ暇なく伺幸便  
早々如此御座候、謹言、

辰二月二日

中原猶介(尚勇)

猶々、大坂諸所ニ而降参之者共より承候得ハ、伏見  
并鳥羽筋江出張之賊徒式万三千余、其内歩兵式拾八  
大隊、会兵千人余、其外桑名・大垣・両松山・高  
松・鳥羽・宮津・大多喜ニ候由、伏見其外諸所之手  
負死人式千人余ニ相及候由、初日之戦味方は御国勢

伏見江四百人、鳥羽江同断、其外長勢三百人余も候

半、土州も少々出張相成居候得共全役ニ立不申、是

ニ而味方骨折御察可被下候、廃幕之歩兵奉行(陸軍奉行)・若年(若年)

寄並、丹後守、重固(歩兵頭)、

寄竹中丹波守も重手負、歩兵奉行窪田備前守も則死、

同役佐久間近江守手負、会津之軍師林権助も伏見ニ

而討死之由、

一やいた小倉に菜種子を植て後してふ長か来てとまる、

一なんほ会津之荒馬とてもくつわ一つて乗りおとす、

一今度都に大河か二ツ一ツ橋てハ渡られん、

一六十余州に薩摩かなくハのちハ日本かからとなる、

一首はなくても了簡かいゝ丈夫かまへた花井桁、

一あひず違ふて芝井か出来ぬ幕をひいきの引たをし、

一富田の名物焼蛤の飯も桑名の逃かくれ、

一ツ橋への義理立をしてふたつ逃越す勢田のはし、

一八ッ橋の名の三河の国も恥社若一ツはし、

一いらぬ腕立大坂勢ひハへたを殘してしふひ顔、

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第五卷第五一ノ三  
号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・四種 横二二九・五種

一吉) 相良遠江守より島津大隅守殿へ

久光公への請書

一(包紙ウワ書②) 島津大隅守様 相良遠江守

一(包紙ウワ書①) 大隅守様

玉机下奉呈 相良遠江守

一(朱被) 玉机下奉呈

一筆奉拝呈候、春寒去兼候処、先以玉体益御勇健被為渡

奉恐賀候、陳者今般

王政復古之砌、

朝敵征討

御聖運御開ケ被遊候段、欣喜不過此事奉存候、依之御布

告之御文言言御示被成下、御懇切之至謹而拝誦一々奉畏候、

私義勤

王之素志兼而申上置、御承知被下候通ニ御座候、今度

王室多難之砌、尚更尽力竭忠之心得罷在候、宜敷御聞取



可被下候、御示諭之御書付私方役人并士分之者共江拜見  
為仕候処、一同難有伏読仕奉感服候、早速領内末々迄通  
達仕候心得ニ御座候、何卒私勤

王之素志通徹仕候様奉願候、尚書余以使者申上候段御聞  
取可被下候、恐惶謹言、

二月五日

大隅守様

玉机下

相良遠江守

頼基



再伸、時下折角御厭専要奉禱上候、別紙自筆之証書

使之者江為持奉差上候、御落手奉願候、勿々不具、

文書原寸 縦 一七・三糎

包紙原寸 縦 二八糎

横 一七・七糎

横 四〇・三糎

一五二 江戸薩邸焼撃ヨリ鳥羽伏見ノ戦ニ至ル迄ノ

聞書

(端裏付箋)

「写済」

(端裏書)

「戊辰京撰事情」

江戸仕抹聞書

翔鳳丸乗付士管迫田氏・嚙乗頭白石弥左衛門・見聞役  
児玉弥右衛門外ニ士管伊地知八郎、其外久見崎御船手  
舟頭・水夫式拾余人之由候、

一定府人数之内乗付願之人有之、十二月廿三日四日兩日  
之間乗付候人も有之、男女式十余人も有之候由、

一滞舟中白石・児玉兩人を始折々上陸いたし、(鮫洲)鮫津或は

品川辺ニも参り人多有之候由、当人も廿三日ニは鮫

津江上陸候而酒杯のミ居候処、火事ニ而騒キ立候、段

々大火之模様ニ成立候処、御城と申事ニ而、其時心配

ニ考候付早目ニ座を引取船ニ立帰候由、是は前以より

察度候訳も有之、旁破端成立候と存居候処、翌廿四日

朝御留守居篠原彦十郎(崎)より乗頭白石弥左衛門江御文書

引渡相成り候を、定府中小姓何某江才領ニ而大切ニ格

護いたし、御国元之様持届候様と之事ニ而引渡有之、

白石より形行掛合ニも及候間、右ニ付儘ニ受取遣候趣

申事ニ候得共、立而受取書ニは及間敷候と申断ニ而才

領人帰し候由、尤其人ニも便舟願之由申候ニ付早目乗

付、可然ケ様之時節ニは必ず今日乗付候様申候得共、  
家内仕舞等も有之候故、明廿五日乗付候様申候而帰り  
候由、終ニ其人乗付も無之候付、多分死亡ニ及候半と  
之咄也、

一白石・児玉は芝御屋敷江参との由、翌廿五日芝の方ニ  
相当り火事相見得候処、御屋敷の方ニ相当り候付、弥  
危害ニ見受候処、幕軍艦三艘近寄り四五丁隔而差狭候  
掛り居候ニ付、いよ／＼気味悪敷候処、砲発之模様見  
受候ニ付、先ツ水夫廿人撰ひ候而、大砲四挺為乗付有  
之、右之打手ニ銘々配り付名書認め候而睨と張付予め  
用意いたし候処、陸より白石・児玉ミニヘル拾挺乗せ  
付候内遣候様申来候て四拾挺有之候内銘々舟中携へ、  
残り之七挺丈ケ遣候由、右は多分届キ不申候哉ニ存候  
由、尤兩人儀は舟ニは不帰、外ニ存慮有之候付、御舟  
賃可然頼ミ候由掛合有之候由、右ニ付舟之儀ハ勝手ニ  
乗出し可然趣申来候由、右ニ付蒸氣立候而銃上ケ方ニ  
取付候処、幕舟ニも同しく蒸氣立候由、暫く有之幕舟

より二発砲発仕掛候由、二発共ニ不中、然共此方ニは  
先ツ砲発は致間敷堅く申付、折角銃上ケ候共上ケ不応  
候故其假切捨之下知いたし候折柄、(伊牟田昌平)藪牟田昌平始浪人  
二十人計舟を目懸ケ乗付来りて乗付候由、是ニは力を  
得候由、猶又大砲打手等之事申談置候由、

一既ニ乗出候折ニ拾五人計小舟ニ乗付、舟を目懸ケ復  
来候ニ付、定而敵ならんといつニても舟中致用意、先  
ツ近寄候共大砲は一切打間敷、近寄候ハ、小銃ニ而狙  
打ニ可致申渡、早々舟の梯子を引取候而待掛候処、其  
舟乗組半首或は甲冑・鉄砲・鎗・長刀等携へ血ニ流候  
者共ニ而、至極血戦いたし候様子相見得候由、其時藪  
牟田昌平申ニは、中間之浪人ニ而重囲を打破り遁れ来  
候者共ニ付、是非舟ニ為乗具候様申断候得共、此時宜  
ニ而左様ニは難叶申切候処、昌平ニは夫而ハ自分とん  
と申分ケ無之候付切腹いたし候由、既ニ脇差を抜候ニ  
付、夫程之事ニおひてハ其方受合而為乗候由申かたり、  
梯子を卸し右之人数を為乗候由、兎角する内ニ又幕舟

よりは砲発仕掛ケ、舟乗出候折又々小舟二艘ニ右之様  
 体之浪人共三十計も近々乗来候得共、是も同浪人ニ而  
 切抜通来候ニ付是非為乗候様申候得共、既ニ舟乗出候  
 ニ付夫形見捨相帰リ候付、跡は何方へ行衛も不相分候  
 由、右ニ付三艘之軍艦追懸ケ、殊之外早舟ニ而しきり  
 ニ打懸候、一ツハ舟腹打抜かれ、其時此方よりも仕懸  
 候大砲為打候処、其内第一之大艦廻(回天)丸と申舟ニ此方  
 発烈丸打当テ、定而要所ニ而候半、暫く猶予之様子ニ  
 而外二艘ニ而本牧近く迄追撃いたし候由、舟所々弾丸  
 を受ケ蒲団杯ヲ以テ水入を防キ、弥蒸気強立候而走抜  
 ケ候由、

一倍ニ走通ニ而廿六日廿七日ニ相成り遠州灘ニ相掛候  
 処、殊之外時氣ニ逢ひ十死一生之難儀ニ而、皆精願相  
 立結帽子を切り候時機ニ候由、漸ニして廿七日大坂迄  
 走付候由、

一蘭牟田昌平より江戸芝之次第咄ニ、廿五日早朝甲冑之  
 者兩人酒井左衛門尉使者之由ニ而西御門江参り致案内

候付、為応接柴山定助(見)・関太郎兩人出会候処、彼より  
 申候は、此屋敷内江浪人を数十人抱居候付、御用之者  
 候間差出候様申懸候付、兩人より答ニ、左様之者此屋  
 敷内ニは居不申候、皆手人計ニ而候由申断候得共、一  
 向不聞入候ニ付、左様候ハ、屋敷御見分ニ而も可被成  
 と之訳申入、夫は小山屋敷而も可見分同道可致強而申  
 候へ共、此屋敷江使者ニ罷向ひ候ニ付、外屋敷杯へは  
 主人江不伺而は一存不相成由申候而承引不致候ニ付、  
 左様候ハ、其通り可被成早目御取計と申候而、為扣分  
 候而軍議候は、此上は致方無之候ニ付、いつく迄も申  
 取候而見可申相談候而、暫候而又使者江引合候処、未  
 何分不相分由答居候由、其内蘭牟田申候は、此時機ニ  
 成立最(早)は何も詮立申間敷候ニ付、柴山始外七人之人數  
 かの浪人百六拾人計ニ而中ニ困候ヲ切抜ケ、舟より引  
 取候策可然しきりニすゝめ候得共、柴山始拙者共ニは  
 此屋敷詰ニ而此場ニ至り候迎、無故引取候訳無之候ニ  
 付、御志は至極忝候得共、其筋ニ難致申切り揺キ不申

候由、彼是時刻も移り候内、三田阿波境より板屏を挿破り數十人乱入候ニ付、此上は致方無之逆、浪人昌平を始メ丸ニ備へ銅御門より切出候而、重囲を切抜候へは、爰かしこの辻々家内より寄手押合、鉄砲を打或は鎗等ニ而戦ひ、よふくゝ囲を切抜候而海手ニ出候処、舟無之折柄石積舟を艘渚漕通り候ニ付為乗候様呼ひ掛ケ候処、沖方へ漕遁候ニ付鉄砲を構へ射殺と仕掛候処、右之舟無抛こき戻し、右之昌平始為乗候而翔鳳丸江無難乗り付候由也、右式故跡之仕抹全く不相分由、無程跡之屋敷ニも火掛り候故、定而柴山始討死ニ而候半、且ツ小山佐土原屋敷ニは御国脱走人毛利覚之丞・満水(益漕)新八郎・中村幾之介・伊東四郎左衛門拵潜り居、是も一緒ニ囲を切抜ケ跡より舟ニ乗付候人数之由、白石・児玉兩人も柴山一緒ニ而候半と之咄也、

一 上州辺ニ而も浪人共押込等之事は多々為有之由、中ニも江戸ニ而小笠原・酒井等吟味ニ諸浪人等集悪事を働候は薩摩之所為ニ付、早く此薩州人を追払浪人共を可

除と評儀ニ而、或時宇田川辺之町家ニ而三十人計八丁堀杯相集り右等之手段吟味候座を伺ひ付、浪人共六人ニ而不意ニ其座ニ切り込ミ、短筒ニ而射殺し切捨悉く追払引取候事両度ニ及ひ候由、如此強氣迅速之働キいたし候故、殊之外於幕府も懼れ居候由、或は旗本宅江も押入殺害等之事も有之候由、

一 此節之事は第一小笠原(長江)守之策ニ出候事候由、京師之事兎角難事成立候ニ付、慶喜早く関東江引取候而(箱)根を占切り割抛之策ニ決候、右ニ付薩人屋敷ニ居候而は又もいかなる悪事仕出も難計候故、先ツ是を悉く切捨浪人をも殺尽し候而内を心易くして、大坂而は慶喜引取候事、薩長之舟あらは若哉慶喜帰路ニいかなる難事到来も難計と之事ニ而、早く大坂江其事命令して薩舟三艘を追払と之策ニ出候而、右式春日丸始平運丸・翔鳳丸江砲発ニおよひ候事之由、

一 浪人之内ニ江戸旗本末子も交り居候由、間喋なる坎難計由、又西丸を焼候はいよゝゝ浪人之手ニ而、天章院(種)

様ノ女中花川三人御下ケ相成候、廿四日之事ニ而花川  
為申開登城いたし候も、廿四日之事之由、定而中途ニ  
而害せられたるならんと、

一定府之妻子子共迄も殺害ニおよひ候は其通りニ而、一  
人も残りハ無之由、又御留守居付役南部弥八郎と欵云  
を取りて磔ニ掛候由、

一其後説ニ江戸土佐・芸州・宇和島・備前四藩屋敷も悉  
く焼討ニいたし候由説也、

一翔鳳丸大坂川口江出帆ニ而兵庫へ掛り、外春日丸杯一  
緒ニ相成り候処、一先大坂御屋敷江参り形行之御届申  
出候処、黒田嘉右衛門(清綱)より京都江之御届は此方より申  
越候ニ付、此上は無難ニ御舟御国元江乗候儀肝要候由  
と承り、夫故引取兵庫ニ相廻り候而いよゝ御国廻り  
相決候処、昌平を始め諸浪人共ニも御国元江参候而は  
無申訳候付、是より御暇いたし、直ニ致上京東征之趣  
意相果度しきりニ申事ニ而、夫より皆々卸し昌平一緒  
ニ致上京候由、左候而定府便舟人等も安土屋(小豆屋)江上り小

舟雇入、米錢を遺漸考艘かり受候而定府人等を送りニ  
致手都合候由、此時久見崎舟頭も引分れ、無暇ニ而彼  
定府人等跡先ニ陸より引取候由、右之付舟ニは搗米十  
表為乗候而、伊地知八郎と兩人外町人便舟彼是七八人  
之由、是は廿八日幕舟付したひ砲発之模様ニ付定府人  
数等如此取計候事之由なり、夫より乗出し候処、幕軍  
艦二艘追撃、阿波と伊予之間而数発砲撃ニ逢ひ、彈丸  
数所受ケ候而春日丸之救助ニより夜ニ入無難、夫より  
春日丸ニも引分れ阿波之内何方ニ而も乗上りハ談合ニ  
而、舟ハ数ケ所之疵を受、帆柱も二本折、端舟も二艘  
砕かれ殆と舟之進退も無之故、阿波之内小湊ニ乗付候  
処、矢張幕艦は付来り、二艘三四丁所江掛候付迎も難  
遁候ニ付、此舟敵ニ其尻被取候而は、直ニ大坂江引乘  
取候と申而は薩摩之名折故、焼捨て我々共ニは御文書  
を才領して引取候吟味ニ相決し、夜明ケニ一艘之端舟  
を卸し、夫ニ乗り、先江も少々卸し候而、伊地知と兩  
人は跡ニ焼草三所ニ仕掛ケ火を付焼上ルを待、脇之小

島ニこき寄り而相待候処、漸々ケ所焼上り直ニ焼立候故、皆々陸江引取候由、暫くして舟ニ仕掛有之候大砲四丁ニ火移り、四方へ砲発夥數音いたし候、其浦人老人も無之候ニ付、一里計山坂を越へ御文書を持ちミニへールを携へ下り候処、人家有之小浦ニ而、人家ニ立入舟かり入候処、色々難渋かり候ニ付、漸かり入候而三里送り之約束ニ而乗付候而一丁計も出候処、跡より立揚着之人兩人立出舟返し候様しきりニ呼成候ニ付、色々吟味ニ而候得共、舟乗返し候処、其役人ニ而も候半挨拶いたし、三里送り之筈候得共十三里送り候様申付候、且ツ薪水も用意いたし候都合杯段々<sup>(丁)</sup>啾<sup>(丁)</sup>々取計候ニ付、厚礼申述相別候由、夫より土佐之内ニ乗付、宇和島之様送り、爰ニ而馳走杯ニ逢ひ、爰ニ而三日四日之伏見戦争説共役目より申聞ケ、薩摩御勝利と咄為聞候由、夫より舟ニ而細島江被送届候由、

右咄書荒増二月六日夜聞候佩筆記する也、

文書原寸 縦一四種 横一九八・八種

一五三 忠義公等六藩主ヨリ朝廷へノ建白

万国交際開始ノ件

<sup>(端裏朱書)</sup>  
「戊辰二月」

臣等謹而按し候ニ、古之能く天下の大事を定め候者へ、必先ツ天下の大勢を觀て緩急機に従ひ所置宜を得候、故に唯功德の一時に光被するのミならず、万世不拔の業是に於て相定候、今や

皇上始て 大統を繼せ給ひ、

御政權又一に歸し、凡百の宿弊も更始一新し、天下万姓目を拭ひ治を望むの秋なり、即在 朝の百官自ら奮発し、内は

皇上の御徳化を輔け奉り、外は 皇威を万国に偃<sup>(巻)</sup>へ、臣子之分を尽さん事を欲す、就中今日の急務ハ 皇国と外国との交際を講明せずして不叶儀に奉存候、近比 朝廷始て外国事務の官職を設られ、其人を御撰拳遊され専ら御力を尽され候ハ、天下の人をして方向する処をしらしめ給はんとの 御趣意にて、 皇威を万国に赫耀<sup>(曉)</sup>せしめ

候ハ此時に可有之と不堪感銘奉存候、乍併古語にも人心不同こと面の如しと申候而、在上在下の人未た名々々々の議を執て疑念なき事能ハす、又或は漢土人の如く自ら尊大にして外国人を禽獸の如く蔑視せしかとも、終には彼に打負、却て驅使せられ候様に成行き候覆轍フクロを踐むに至るへき歎と、甚憂慮仕候、依而熟考仕候処、今日之先務は上下協同一和し、宇内の形勢を弁し、皇国一大革して開業すへき所以方向を確定すへき儀第一奉存候、是迄 皇国は一方孤立し世界の事情に不達、只儉安を以て志とし、荏苒衰微を致、彼か為に制せらるへき次第に立至候と、外国の他邦に航行し、衆善を包取氣運日々を開け、政治・文明・兵食充備し、天下に縦横致し候と比較致し見候得ハ、盛衰之原由を判然相分り可申哉と奉存候、元より膺懲の重典も無之て不叶儀にハ候得共、控御之術其方を得候へハ、遠人を懐き服し候道理にて、尤無罪之人を膺懲致し候訳には無之候、中古 朝廷にも玄蕃の官を置せ玉ひ、鴻臚官を建させられ遠人を 御綏服被成候

事も相見得居、其後天正・慶長之間には蛮夷共屢西国に渡来交易致し候、若其来港不致節は大將軍より書簡を遣し催促し、猶遲緩に及候時には此方より大軍を発し攻撃に可及事と申越候儀も有之候処、島原の一乱以來始て幕府より鎖国の令有之候、乍併漢土・和蘭に於てハ猶交易差許候得ハ、一切に外国人ハ攘ひ付切候と申訳には更に無之処、近年攘夷之論盛に相起り、諸侯之内偶攘斥致し候も有之候得共、素より一国之力を以不可為は論するに足らず、只先年幕府より十年を期として成功を奏し可申抔申上候は、陽に其名を仮り陰に其私を行ひ候詐術にて、

先帝日夜

御苦慮被為遊候御儀とハ同年之論に無之奉存候、然れば今日 皇国之衰運を挽回し 皇威を海外に耀し奉り候儀ハ、万々一刀両断之朝裁を以、井蛙管見之僻論を去り、先ツ在 廷枢要御方々より 御豁服に被為成、上下同心して交際之道無二念開せられ、彼か長を取り我か短を補

ひ、万世之大基礎相据られ候様奉專禱候、仰願くハ  
皇上の御英断能く天下之大勢を御觀察被為遊、是迄  
犬羊戎狄と相唱候愚論を去り、漢土と齊しく視させられ  
候朝典を一定せられ、万国普通之大法を以參朝をも  
被命候様御賛成被為在、其旨海内江布告して永く億兆之  
人民をして方向を知らしめ玉ひ度儀と偏に奉懇願候、誠  
恐誠惶頓首々々、

二月

(松平慶永)  
越前宰相

(山内豊信)  
土佐前少将

(毛利広封)  
長門少将

御名

(浅野茂勲)  
安芸新少将

(重延)  
細川右京大夫

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第五卷第六一号文

書ノ一部ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・六釐 横一七〇・五釐

一五三 下之関滞在樺山彦太郎鮫島元吉ヨリ桂右衛  
門へノ報告

花山院隠居西国下向浮浪召集ノ件

(端裏朱書)

「戊辰二月十一日」

今般花山院殿御隠居家理卿西州江御下向、諸所江御潜伏  
浮浪之徒を集、長州同志と唱へ、剩回国下ノ関辺江も其  
党潜居、町兵等ヲ余多かたらひ花山院殿内命と申触し、  
豊前四日市ヲ暴発シ、長州之名を借り軍器之印ハ薩長を  
偽り居、終ニ同所御許山江楯籠、其外天草辺江も同類有  
之由相聞得候所より、当正月中旬より長藩野村右仲兵隊  
引列豊地為鎮撫出張いたし、賊之魁首及応接詐論(説之)相成候  
得共、渠より粗暴之挙動有之、不得止誅戮し、召捕候者  
共斬罪梟首相成、前文花山院殿儀も防州室積辺江流浪之  
所より、是亦長藩より致応接、勤王之御志被為立候ハ  
、当今

王政御一新之折柄ニ付一先御帰京被成、名義ヲ御正し西  
州御下向可然、今通り浮浪之徒ヲ被誘候而は各藩疑心ヲ



抱可申程好御進為申上由候得共、一円御承引無之、無致方隨從之輩召捕賦候所、其度も渠より発砲いたし候を都而召捕、花山院殿は無異儀御付士兩人一緒ニ室積在家江留置警固相付、夫々京師御届相成候由、其余党逃去候者も有之、亦是天草辺同類蜂起之向も疾相聞得居、右右仲兵隊は素より隣国迄も召捕之手配ニ相及候由ニ而、右通豊前四日市混雜之事件、鮫島元吉細々承得候ニ付精々致探索、尚亦豊後日田御出勢御国許人数江引合、且形行御届可申上賦ニ而、為細索去月廿九日下ノ関出船、去ル朔日小倉城下香春町駅所迄参掛候処、昨廿九日昼時分薩州児島次郎事<sup>(備後)</sup>上下三拾四人引列、兵器相携筑後松崎出立、豊前中津之様通行為相成由候、右ニ付兼而案内有之候小倉藩より致面会度段駅役より申参、直様応接方三浦治右衛門外老人、政府より清水勘解由・牧野弥次右衛門其外等出会、追々家老小笠原織衛儀も同断ニ而承候趣は、前文次郎事昨日通行ニ付右治右衛門より及応接候所、弥薩州ト之事候ニ付、何方御出張之段問尋候得共、為差返事

も無之花山院殿江御用筋有之と申ニ付、從軍人数は浮浪下輩と相見得候得共、其者共よりも家老忝ニ而当分番頭相勤居候者と為申由ニ付、治右衛門より花山院殿御身上之相様且御許山之趣等申聞候所、少は仰天之姿も見請疑敷儀も有之候、右ニ付いヶ様尊藩之御人数ニ而も候哉問掛候付、決而弊藩之者ニ而は有之間鋪、当時豊後日田江は先幕役立退ニ付、土地為鎮靜少々人数出張候得共、中津辺江人数繰出候儀無心元と及返答候折柄、亦々右人数之内式拾四人前件次郎名前之先触を以国許重役より飛脚到来、一応国許江為致帰国、同人以差図進退申付候間、駅々人馬可繼立との事ニ而、追々香春之様着相成由相違就而ハ其期ニ至り夫成召置候而は浮浪之為御国名を穢候儀も可有之及愚考、一旦致応接薩兵之真偽可及尋問致談判候処、夜入着相成候得共夜分及応接候而は、渠元より前後ニ差迫り候姿も有之、尤日田江差向候得共同所罷通がたく、四日市辺も同断之所より人数引分ヶ、別而恐怖之儀も相聞得候付、いヶ様式ニ相及も難計、殊更同所は

当分小倉城下ノ事ニ而、近比町立混雜之涯ニ付致遠慮、明朝出立之砌町外ニおゐて応接之筋致決定、若薩名相謀候者ニ而浮浪之所業致分明難差留逃散之期ニ至り候ハ、捕方之手配被成置候儀ハ御国法次第と致評議候所、同国も先達而より前文右仲別段問合之趣も有之、弥御藩ニ而無之候ハ、国中通路之儀も問糺、依申分可召捕含之由ニ付、同二日晧先立而出立いたし候者江、鮫島元吉付足輕ヲ以、薩州と姓名為申掛、其方何方之御藩候哉相尋候処、同く薩藩児島次郎と申ニ付、其名不致承知候、御変名ニ而も候哉申聞候所より、実ハ児玉小介ニ而我々家来ニ而候、併同人ハ下ノ関江渡海いたし、花山院御方江可參と申相別レ候由申出候ニ付其者留置、外兩人參掛候者江同断被相尋候折柄、同人等驅出跡かへりいたし、其徒共早手配之次第洩聞候哉、御内宿屋江立帰終ニ六彈銃発砲、刀剣抜放シ、同所より手配之兵隊押掛、無異儀拾式人召捕、拾人切捨、式人逃去、右ニ付其場少々及混雜候付、早児玉小介事不入手ニ候而は、浮浪之所業を以御国恥を醸出

シ候も難計は勿論、同人脱走之身とは乍申各藩之手ニ被捕候而は為土情難黙止歎敷相考、同人事同国之内道法四里相隔候大橋之浦江罷居との事故、早々付足輕国分平八郎差遣、弥児玉小介ニ相違無之哉、於其儀ハ前件花山院御事且御許山之事件申聞、若哉歎願之筋も有之候得は役頭江可取次、愈其通候ハ、可列參申付差出候、然処同所ニおゐて面会之上形行申聞候所、別而相驚候体ニ有之、左候ハ、役頭江致面会度旨同人江相頼候、且亦薩州脱走ハ我一人ニ而、其余浮浪之徒と返答為申事を小倉兵隊共聞取、余徒之宿所江推參直ニ銘々生捕候を小介相察し、動搖之色相願候ニ付、無致方式ニ相及、平八郎并小倉藩より召捕早々香春之様列帰候上、同人より形行申出候、依之國中騒立、隣国江洩聞得候は案中之式ニ相成候付、直様下ノ関滞在同役樺山彦太郎江元吉より飛脚差立候所、同四日夜香春江參着、長藩野村右仲儀は四日市より兵隊引列小倉領之内新町トいふ所迄出張、同人も早速元吉方迄同三日夜參着、早浮浪鎮靜之手配もいたし置候段申ニ付、

右之次第申聞候所別而致安心、於其儀は御許山賊党同盟之者ニ相違有之間鋪、何篇相談ニ加度承候、就而は同人儀兼而元吉懇知之者候ニ付、其筋ニ致返答、併兒玉事ハ各藩之御手数ハ不相掛、早々国許江為致帰国、国法ヲ以及札問候筋ニ申入相請取、浮浪共取片付等は自相談ニ可相加段申入置候処、前段右仲より承候趣は、小介儀は右通ニ而隣国之産浮浪之者は其国々江掛合、其余下輩ニ至り候而は罪之輕重ニ依り追放、左候而銘々所持之銃器等は小倉兵隊之氣請ニも可相拘、同国江引渡具候ハ、如何可有之との儀ニ有之、幸我々趣意ニ落合候ニ付、其儀は最初より決議之上ニ候間、其筋ニ御可有之致返答、基小介家来杯と一同之者共口々為申儀も有之候得共、長崎・天草辺蜂起いたし候巨魁之浪士ハ結城下総介ニ而、同人同意之小介と相見得候得ハ、主從申訳ニも無之、尤下総介儀も筑後松崎駅ニおゐて四日市之一卷飛脚到来、夫より同人ハ長崎之様為引返由ニ付、右通之御取計御同意と致返答、浮浪共ハ小倉藩引請右通之計ニ致決定置候、

左候而右仲儀は同五日国許江引取相成、私共儀は小介江是迄之次第承届候所、脱走ノ身トシテ薩名を謀り浪人引列兵器相携、諸国ヲ騒し候儀無申訳段申ニ付、一通ニ而召置、同人事駕籠乗付中途敵重ニ取仕末いたし、前件御兵具方足輕平八郎并彦太郎召列越候足輕内藤直右衛門・小野龍左衛門才領ニ而、同六日晝香春町出立、夜白通行、同九日夜五時分出水米ノ津着、同十一日御当地江着之御賦ニ申付置候、

一前件浮浪鎮撫之一条、京師御届之儀は如何仕候而可然哉、偏ニ頼入との相談之趣小倉重役より承届候、併右は帰国之上重役共吟味之趣可有之致返答置候、然処同国より兼而御国江重役を以、御使者差立候賦罷在候間、幸之折柄ニ付、此度不取敢奉行職之者兩人位可差上候、依而何篇差図旁宜敷頼入候段彼方重役より私共相談承届申候、

一前文浮浪下輩之内、全情実不相分凡下同様之者は、小倉藩島村志津摩兵隊下使ニいたし置度儀も承届置申候、

一小介所持之諸書付并長州浮浪徒所置之書面等數通差上申候、

一小介所持品之儀は、取調之上付足輕共へ請取方申付置候得共、混雜之央ニ而一々難取分、同人一緒ニ送越申候付、只今難申上候、且又所持之内御紋付挑灯等も數張有之候、

右通御座候間、此段申上候、以上、

辰二月十一日

下ノ関辺滞在

横目

樺山彦太郎

右同詰

横目

鮫島元吉

(鞋久志)  
右衛門様

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第五卷第八一号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・四釐 横八〇一・七釐

一四 外国交際ニ付列藩建言書拝見通知

久光公手写

(端裏付箋)  
「久光公御筆」

方今外国之事情

御洞察被遊候処、世態変革一期之義ニ無之被

知食候、随而是別紙列藩建言之次第茂有之候条、献言之通御決定之

思召候間為見被下候事、

(朱)  
「辰」二月十五日

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第五卷第八六ノ一  
号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・六釐 横二二・八釐

一五 三邦丸船長有川矢九郎報告

正月十八日

一昼三時前之浜出帆、

一風向南弱、

一夜走り、

同十九日曇

一外之浦過夜明ル、

一三時細島通船、

一風向丑之風弱、

一尅時拾五分佐賀関江碇泊ス、

同廿日

一未明五時拾五分佐賀関出帆、

一雪天風向北、

一尅時三十分三田尻江入碇ス、

一明後廿二日長門守様陸地より御上京之賦承ル、  
(毛利広封)

一京大坂之形勢承候得共不相分候、尾之道江人数差出相

成居候由ニ而、右ニ而承可呉との事、

同廿一日雪

一八時五十分三田尻出帆、

一伍々之瀬戸通船夜入、

一夜十時御手洗江碇泊ス、

同廿二日曇

一七時二十分御手洗出帆、

一風向酉戌、

一十一時尾之道入碇ス、

一一時尾之道出帆、

一六時夜入丸亀通船、

一夜走り、

同廿三日

一八時兵庫江入碇、

一上陸いたし岩下佐次右衛門殿江引合、  
(分平)

一十一時兵庫出帆、

一十二時四拾分帯刀殿御上陸、其外兵隊同断、  
(小巻)

一春日丸ニ茂同船ニ而兵隊同断、

同廿四日より二月五日迄大坂川口江滞船、

二月六日雨

一刑部殿乗船被仰付候、  
(新納中三)

一十二時大坂川口出帆、

一風向西、

一二時兵庫湊江入碇、

一刑部殿より明後八日迄滞船被仰付候、

同七日八日

一兵庫江滞船、

同九日晴

一未明五時十五分兵庫出帆、

一九時豊瑞丸江行逢哨船より差越ス、四十分之間滞ル、

一多渡津通船、夜入、

一夜走り、

同十日雨

一未明より雨ふり出ス、

一伍々之瀬戸通船夜明、

一風向西北、

一六時二十分中之関江入碇ス、長藩光田三郎上陸ス、

同十一日

一未明五時中之関出帆、

一風雨強西北之風、

一十一時五十分下之関江御用之儀有之致承知入碇ス、此

港江四時位滞ル、

一三時当港出帆、

一夜中北東之風強浪高ニ而漸く通船ス、

同十二日

一六時五分平戸瀬戸通船ス、

一二時十五分長崎港江入碇ス、刑部殿其外上陸相成候、

同十三日より十五日迄長崎滞船被仰付候、

同十六日曇

一十時二十分長崎出帆、

一風向辰、

一浪静、

一四時より雨ふる、

一野間崎より風向強南、

一坊之津沖より南風烈敷全く不相見得、跡ニ取返ス、加

世田片浦江趣ス、

同十七日雨

一六時五十分加世田片浦港江入碇、

一風向南強、

一九時風向強未ニ直候、同所より刑部殿御上陸相成候、

一十時三拾分加世田片浦出帆、

一十二時三拾分より雨止ミ、

一 前之浜江首尾能着船仕申候、

辰二月十七日

文書原寸 縦一四・四種 横三九三・五種

三邦丸  
乗頭

有川矢九郎

一五 福羽文三郎ヨリ朝廷へノ建言

外国交際ノ件

此度外国人入京追々御次第相立候趣ニ付、心付候廉々  
不取敢言上仕候、差出ケ間鋪儀ハ幾重も御有許奉願候、  
一 総裁之宮御東下中ニ付、右代り之御方ヲ以 大尊者と  
被

遊、各国使節御応答被

仰出、

至尊之御儀は

至尊之御場合ヲ不被為違へ様被遊置度、追々理合相訳

り候上へ、各国之

至尊と奉戴仕候ニも可相成奉存候事、

一 艱難ハ万里之波濤ヲ凌キ、才識は其国之選挙ニ預り候

各国之使節ニ付、於此方も其艱難ニ処シ其選ニも可預

位之人傑ヲ以彼使節ニ対シ候、官ヲ授させられ其任ヲ

重んじ給ひ候様有之度奉存候、上古之

王政ニ而加羅・任那ヲ馭し給ひ、中世之令式治部・玄

著之省寮ニ而三韓唐客ヲ扱せ給ひし等、代々変革ハ可

有御座候得共、其任ハ全ク大切ニ被遊候事と奉察候事、

一 此方より外国へ行候心ニ相成候而考見候ニ、先其国之

法ヲ問ひ、次ニ俗ヲ問ひ、次ニ教ヲ問ひ、次ニ由来ヲ

問ひ可申、各国之使節ニおひても必此等之問ひ可有之

奉存候、教ト由来とハ大切成ルものニ而、答損し候而

ハ

朝家之御瑕瑾とも相成候間、兼而御用意被成置、大  
尊者始其掛り之官ニ左右仕候様被成置度奉存候事、

一市街之制札此節ニ而ハ徳川云々之分而已ニ相成、旧来  
之分は御取除ニ相成候処、外国人も一見仕候儀ニ御座  
候ニ付、何卒速ニ

御大法三五ヶ条乃至十ヶ条位之制札被為 設度様奉存  
候事、

右は乍恐内外国事務 御掛りへ言上仕度、如此御座候、  
頓首、

辰

二月廿日

津和野侍從内

福羽文三郎美譽

文書原寸 縦一八種 横二二・六種

○二毫 桂右衛門ヨリ小松帯刀へ

乾行丸ノ件

○二頁 薩長両藩へノ御沙汰書

二毫 大原哲太郎等ヨリ烏丸侍從へノ届出

大坂方面探索一件

以書付奉申上候

(電影観王)  
先般仁和寺宮様大坂御在陣中、私共へ探索方之儀被

仰付候処、折節城東城北村々ニハ動乱之砌奪取候品々、

薩長唸味(吟之)之外多分有之趣相聞候間、処々探索致候内、中

浜村之儀ハ格別之赴承候付、同村庄屋兵左衛門へ申付、

篤ト吟味為致候処、同人儀至極正路ニ取調仕候処、今般

同村庄屋太郎左衛門・四郎右衛門・儀兵衛右三人之者共

申合候而、建国寺長州陣所へ罷出内々申入候ニは、一旦

当御陣所より割渡之儀御差留に相成有之候程、兵左衛門

村方へ自佩ニ割渡致候と申込候付、長州陣所より右兵左

衛門敵數呼立ニ相成、尤右割渡之義は私共出張之砌、三

人之者共より長州寺町本国寺陣所之者より割渡申付候書

付差出置後、建国寺陣所より差留候儀ハ更ニ不申出候付、



右長州より仕置候儀ニ候ハ、私共より指揮ニ及不申、其  
俣ニ仕置候段兵左衛門へ申付候付、決而兵左衛門之越度  
ニ而は毛頭無之、然ル処三人之者共より兵左衛門儀は御  
差留ニ相成居候程を自了簡を以、又々割渡候段讒訴い  
たし候付、長州陣所より敲敷呼立ニ相成、代人親類兵右  
衛門を以陣所へ罷出、其趣意相同度申出候得共、決而聞  
入不申、如何様ニ而も兵左衛門罷出不申而は、長州之手  
ニ而召捕候上ハ首切取候段申居候付、当時兵左衛門恐怖  
之余隠れ居申候儀ニ御座候、尤兼而一村小前之者共競立、  
右三人之者共ハ富有之身分ニて役前乍相勤、上下私曲相  
働候段相欺居候処、此度三人之者共陰事露頭仕候付、小  
前之者共一同大相悦居候処ニ、又々右様暴挙之次第、実  
以欺ケ敷儀ニ御座候間、何卒宜御取計之程奉願上候、以  
上、

甲賀古土隊長

宮島作治郎

烏丸侍従様

御役人中

文書原寸 縦三六、五種 横四七種

○三〇 政事改革ノ朝命

一五 愛甲新助大久保一蔵ヨリ豎山八郎へ

外国公使参内ノ件等

尚々、戸柱様江茂此節ハ不行届御座候、宜奉願候、

一筆啓上仕候、未春寒難去候得共、御家内様被為揃益御  
勇健可被成御座、恐悦御義奉存候、随而私事無異正月廿  
五日海陸無恙京着相勤居候処、領主事徴士参与外国事務  
掛被蒙

命、兩日間有之総裁職顧問兼又被蒙

命、二月二日より下坂、外国一条取掛候処、先都合能外

国公使等之義参

慶応四辰二月

甲賀古土補佐

大原哲太郎

甲賀古土補佐

宮島小平太

内被 仰出、既ニ出足之処ニ土州人嵬堅人数暴発、夫より事起別而六ヶ敷、頓と戦争之期ニ究如何と奉存居候処、段々程能相成、二月廿七日川登ニ相成、しかし英仏蘭三ヶ国外三ヶ国ハ土州人混雜ニ付帆相成、晦日参

内有之、然処英公使途中ニ而又暴発、中途より引返シ、しかし此節ハ眼前之事ニ而程能応接も相濟、此三日首尾相濟、一昨日異人ハ皆共下坂仕候、右次第ハ今日飛脚被差立候付細事御聞及も可有御座候、まわらぬ筆故申上残候、就而ハ領主杯昼夜之混雜御察可被下候、不遠又下坂之賦御座候処、唯何も不分ニゴてくして罷居計御座候得共、世話しさ申計無御座候、扱又出立前奉願置候付役白石宗右衛門伴白石万太郎番代願之義、此節同方限山下半右衛門事、今日飛脚被差立候付、右江細事申合相頼置候由御座候付、何卒御世話被成下候処、私より偏ニ奉懇願具候様願出、右宗右衛門義別而領主事も勝手ニ入引返シ、此節列越相成候間、旅籠故右等之処は別而苦心もいたし候筋ニ御座候間、可相成丈ハ何卒御引受御都合被成

下儀ハ相叶申間敷や、此旨遮而奉歎願候、書余ハ後便可奉謝候得共、右一条難捨置不願不敬以乱筆奉希上候、尚追々御吉左共可申上候、右御願迄早々芽出度可祝、

三月六日

愛甲新助

大久保一藏

堅山八郎様

追而御左右之驗迄、籠菓子少々奉入御覽候、都の風味如何く、

文書原寸 縦二六・二釐 横一五七・五釐

二三 三条大納言岩倉右兵衛督兩卿より島津大隅守殿へ

久光公之上京を促す

(包紙ウツ書②)

三条大納言

島津大隅守殿

岩倉右兵衛督

(包紙ウツ書①)

三条大納言

島津大隅守殿

岩倉右兵衛督

緘

一

春和之候愈御多祥御起居奉大賀候、然処去年来打統御不快之趣、此節如何被成御座候哉、御尋申入候、誠旧臘朝廷御一新以来万機頗多端之折柄、僕等不肖之身を以、不凶大任を負荷仕、日夜恐惶罷在候処、近来粗

皇基も相立、於

朝廷も被安

宸襟候次第、畢竟貴藩初長州等多年御赤心之貫徹致ス処より今日之御回運ニも至り候儀と、実ニ不堪銘感候、然るに關東巢窟未平以後之痛心此事ニ存候、追々王師も未進ニ相成り、此頃は東海・東山両道も既ニ函嶺・碓氷之要所ニも越候趣、且慶喜も段々後罪之為メ種々苦心も有之哉ニ相聞江候、就ては人心之向背も自ら

朝廷之御所置ニ可有之と、乍不及苦慮此事ニ不過候、固かゝる形勢ニ付御大業之成否は実ニ呼吸之間に可有之、第一人材之進退当否も一入苦心ニ候間、聊ニても御病間

ニ候ハ、早々御登京、為天下此上御尽力被下度、近々

御親征之御大業も被為有、已ニ廿一日 御発轡被 仰出

候義ニ付、御病中乍も御快候ハ、御取締にて參上相成候

様、日夜奉企望候、仍右得貴意度一書拜啓仕候、公務多

忙勿々書認、乱筆略簡失敬之程偏海有奉仰候、頓首謹言、

三月十五日

(実考) 三条大納言

(具考) 岩倉右兵衛督

鳥津大隅守殿

玉床下

二伸、時下折角為國家御保護御加養專一奉存候、以

上、

文書原寸 縦 二一・六種 包紙原寸 縦 一八種

横 一七七・五種 横 四〇種

〇三三 蓑田伝兵衛ヨリ小松帯刀へ

久光公ノ御病状等

三書 在京小松帶刀ヨリ在国お近殿へ

近状消息

かへすくいとゐく成られ候よふくれくそんな  
まいらせ候、右近とのへもよろしく申置成され候、  
何も一々申入候、めてたくかしこ、

追々文さし出候まゝ、相届候事とそんなまいらせ候、ま  
つくさわりなくくらし成され候事、いか計く幾久し  
くめてたくうれしくそんなまいらせ候、拙者にも一昨日  
は少し不塩梅にて、昨日より入湯もいたし候処、よほと  
くよろしき塩梅にて、誠ニ仕合ニそんな候、よろこひ  
く成されたく候、此方は殊の外さむさきひしく、朝な  
とハよほとさむく御座候、しかしかなとハそれゆへかお  
らす仕合ニ候、御とゝ様も御塩梅日々御よろしく入らせ  
られ候よし、御左右御申越として幽軒を今日爰元迄御遣  
し下され、よき御左右うかゝひ誠ニ安心いたし候、何か  
とく心掛ニ候へとももふは安心いたし、入湯養生いた  
し候へんと大ニ悦ひ入まいらせ候、明後日方ニは御塩梅

次第ニはあら田へ御帰りのよし候まゝ、かたくよき御  
つこふニ候、幽軒はすくに今日返しまいらせ候、細々伝  
言もいたし、又取寄候ものなども申付候まゝ、新蔵便よ  
り遣し成され候、此方しよふちゆうも何もこれなく、誠  
ニくふじゆうニ候得とも、喜入より今日ハ色々下さ  
れ別而く仕合の事ニ御座候、此方の名物は、「さむさ  
に」「不自由」「夕日」「うしのこえ」「湯のきたなさ」「幽雲か  
ねふりかた」「のミの多さ、これが此方の名物七ふしきな  
り、何にても此品のうち入用も候へ、遣し可申欵、まつ  
は此よし迄何分く申入まいらせ候、幾久しくめてたく  
かしこ、

三月十九日

（欠損）

小まつ  
帯刀

無事

文書原寸 縦一七種 横一二七・五種

三臺 岩倉具視ヨリ大久保利通へ?

東上ノ件

(端裏書)  
一大事 岩倉

三廿五御書状同日着、忝令披見候、弥御清栄欣然候、

小子ニも過日来専ラ治療罷在候得とも未だ妙功見ルニ

不至、一日も早く全快之事祈念候事ニ候、毎々被懸御

心頭忝存候、

一田中ノ義云々凡而御取計忝存候、兩日中ニハ入来之事

と存候、

一老台かね而御内話通り兩日中より御参 官之旨、幸御

用閑ノ間公私ニとり重畳存候、併四月十日迄ニハ必御

帰京之事と存候、

一東下ノ所も小子同時御勘考之旨御尤ニ存候得とも、条

公頻リニ催促も有之候事、(大久保利通カ(孝尤) (友秀) 旁足下・木戸・吉井等一日

も早く東下之事可然存候事ニ候、右ハ今度計御大事無

之存込候次第、尊台等ニハ片時も速ニ東下、条公御

扶助専務と存候、乍去小生ニも四月中ニハ是非々々発

足心得候間、其内御懇談申入候上御東下候ハ、重畳と

も存候間、何分四月十日後ニハ必帰京可得寛談と存候、

何分木戸氏と御談合ニ而東下ノ上速ニ追々御運ヒニ相

成候様ニと存候事ニ御座候、

右御請迄如此候也、

三十七

対岳

文書原寸 縦一九・二厘 横七〇・八厘

三臺 万機御親裁ノ御宸翰御写木版

御宸翰之御写

朕幼弱を以て猝に大統を紹ぎ、尔来何を以て万国に对立

し、

列祖ニ事へ奉らんやと朝夕恐懼に堪ざる也、窃に考

るに中葉

朝政衰てより武家権を専らにし、表は

朝廷を推尊して実は敬して是を遠げ、億兆の父母として

絶て赤子の情を知ること能ざるやふ計りなし、遂ニ億兆

の君たるも唯名のみニ成り果、其が為に今日  
朝廷の尊重ハ古へに倍せしが如くにて、

朝威ハ倍衰へ、上下相離るゝこと霄壤の如し、かゝる  
形勢にて何を以て天下に君臨せんや、今般  
朝政一新の時ニ嚮り天下億兆一人も其処を得ざる時は、  
皆

朕が罪なれば、今日の事

朕自身骨を勞し心志を苦め艱難の先に立ち、古

列祖の尺させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ始て

天職を奉じて億兆の君たる所ニ背かざるべし、往昔

列祖万機を親らし不臣のものあれば自ら將としてこれを

征し玉ひ

朝廷の政総て簡易にして如此尊重ならざるゆへ、君  
臣相親しみて上下相愛し、徳沢天下に洽く國威海外に輝  
きしなり、然るに近來宇内大ニ開け各国四方に相雄飛す  
るの時に當り、独我邦のミ世界の形勢にうとく、旧習を

固守し一新の効をはからず、

朕徒らに九重中に安居し、一日の安きを偷ミ百年の憂を

忘るゝときは、遂に各国の凌侮を受け、上ハ

列聖を辱しめ奉り、下ハ億兆を苦しめん事を恐る、故

に

朕こゝに百官諸侯と広く相誓ひ、

列祖の御偉業を継述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四

方を經營し、汝億兆を安撫し、遂に八万里の波濤を拓開

し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置んこと

を欲す、汝億兆旧来の陋習に慣れ、尊重のミを

朝廷の事となし、

神州の危急を知らず

朕一たび足を挙げば非常に驚き、種々の疑惑を生じ、万

口紛紜として

朕が志をなさざらしむる時ハ、是

朕をして君たる道を失はしむるのみならず、従て

列祖の天下を失はしむる也、汝億兆能々

朕が志を体認し、相率て私見を去り、公義を採り

朕が業を助て

神州を保全し

列聖の神靈を慰し奉らしめは、生前の幸甚ならん、

右

御宸翰之通広く天下億兆の蒼生を

思食させ給ふ深き

御仁恵の御趣意ニ付、末々之者に至る迄敬承し奉

り心得違無之

国家の為に精々其分を尽すべき事、

三月

(織仁親王)  
総裁  
中山忠能・正親町三条実愛  
輔弼

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第五卷第一九三ノ  
五号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦二二種 横一七四・七種

一書 園田彦兵衛ヨリ久光公へノ上書

兵士優遇、給地高公平ノ件等

(包紙ウツ書)  
「上

ノ  
園田彦兵衛」

一諸御役人筆者小役人持高相応致承知、席順等級亦是壯

年之者居残御軍役相勤不申、亦是御扶持米兵士と不并

順年ニ而御心付銀被下方順逆と奉存候、最早方今之乱

世上ニ滔り候而は、各国之興亡両道は第一兵士こそ御

国体之柱石と奉存候、

一御一所持并持切在高外ニ給地高御買円名分ならざる御

儀と奉存候、

一寄合名目被廢以来人才を以任役被仰付、地行高式百石

亦は三百石限被相定度御儀と奉存候、

一小番・新番・御小姓与一同公平ニ給地高惣家部ニ押并

高割被仰付度、大概ならし五拾石内外相及可申、左様

御座候ハ、公平ニ行亘、追々貧富之無差別罷成、是第

一当機人氣一和之急務、世上拳而貧戸茂開け立、万古不易之御美事と奉存上候、是国人所云今ニ御賦被行、殊ニ此節御交政古昔ニ被覆御儀と奉窺、実ニ新ニ清光をあふく心地して一同難有 御趣意恐入奉拝伏候、右様御規則被相定候ハ、決而不顧世態苦情申出候人々茂可有御座候得共、小より大之道相立候儀至理名分と奉存候、

一諸御役人筆者等勤場ニより 御 召物戴、亦是年々兩節季御反物并御金等為骨折御内々被成下儀、当機兵士と至理輕重之儀と奉存候、

一当世態茂不弁貴賤衣服之美大平之弊一洗無之、士分以上以下服合等被相定度御儀と奉存候、

右は貴賤之文際も不弁候而奉申上候儀、実以罪奉恐入候得共、(不脱カ)被得止之当機ニ相成候而は第一人々兵士ニ一向懇望有之候様人氣成立候様有御座度奉存候、

諸御役人筆者等之儀本文ニ申上候通、外ニ茂役場ニより彼是難申上余沢茂有之、右故内実は困窮之兵儀

ニ勤場相離候而は、家内介抱之道無之、無抛も耕作ニ道相替候而茂地料格外高く順逆之費ニ相及苦情一ならず、いつれ持高有之者共第一兵士被仰付之至理ニ茂相叶、殊ニ人氣ニも致關係、当分ニ而は持高相応有之人のミ居残相勤、富者益々富み貧者益々致窮居、細大之情苦実以難黙止御座候、いつれ年々被成下来候諸座御心付銀被廃、右を海陸之御軍備ニ被差向度御儀と奉存候、左候而追々兵士ニ潤立之道被相立、父母は勿論今日余沢養育之道さへ御座候ハ、人々不顧外弥兵士ニ懇望成立可申、左こそありて弥兩局之振興海外ニ茂(不脱カ)乍恐被恥

御国体と相成可申、只今之處ニ而は内実無抛茂兩館ニ相すゝむ勢ひニ御座候付、本文申上候儀共若哉御採用之一廉茂御座候ハ、乍恐微臣之当機ニ所望不過之奉歎願候、誠惶謹言、

辰三月

園田彦兵衛

文書原寸 縦一七糎

包紙原寸 縦三〇・二糎

横一四六糎

横四一・八糎